

岩見沢市地域防災計画

令和 7 年 5 月

岩見沢市防災会議

目 次

第1章 総則

第1節 目的	1
第2節 計画の構成	2
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	3
第4節 用語	4
第5節 防災計画の修正	5
第6節 防災機関等の処理すべき事務及び業務の大綱	
1 指定地方行政機関	6
2 自衛隊（陸上自衛隊岩見沢駐屯地・第12施設群）	6
3 北海道	6
4 北海道札幌方面岩見沢警察署	7
5 消防機関	7
6 岩見沢市	7
7 指定公共機関	8
8 指定地方公共機関	8
9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	9
10 ライフライン関係機関実務担当者連絡会議	9
第7節 市民及び事業所の基本的責務	
1 市民の責務	10
2 事業所の責務	10
3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進	11
4 市民運動の展開	11
第8節 岩見沢市の地勢と災害の概要	
1 位置及び面積	12
2 地勢及び気候	12
3 災害の概要	12
4 主な災害記録	12

第2章 防災組織

第1節 防災会議	
1 岩見沢市防災会議	13
2 防災会議の運営	13
第2節 災害対策本部	
1 組織	14
2 本部の所掌事務	16
3 本部の設置基準	21
4 本部の廃止	22
5 本部の設置又は廃止の通知、公表	22
6 本部及び本部職員の標識等	22
7 本部の運営	22
第3節 本部の配備体制	
1 配備体制基準	23
2 配備の決定及び変更	24
3 配備の方法	24
4 本部の非常配備体制の活動要領	24
第4節 住民組織及び協力団体の活用	
1 住民組織等	25
2 協力要請事項	25
3 住民組織等に対する伝達	25

第5節 自主防災組織の育成	
1 組織の規模	26
2 組織の編成	26
3 組織の活動	26
4 防災意識の普及啓発	27
5 防災訓練の実施	27
6 避難所の運営	27
第3章 災害情報通信計画	
第1節 気象等警報・注意報及び情報等の伝達計画	
1 気象情報の受理	28
2 気象情報の伝達系統	28
3 気象等警報・注意報及び情報等の種類及び発表基準	29
第2節 災害情報通信計画	
1 通信手段の確保及び情報伝達体制の整備等	33
2 災害通信計画	33
第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画	
1 異常現象発見時における措置	35
2 災害情報の受理	36
3 被害状況調査	36
4 被害状況報告	36
5 情報の分析整理	40
第4節 災害ボランティアとの連携計画	
1 災害ボランティアの受入及び支援	41
2 災害ボランティアの活動体制	41
3 災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る費用負担	42
4 災害ボランティアの活動環境の整備	42
第4章 災害予防計画	
第1節 災害に強いまちづくり	
1 災害に強いまちの形成	43
2 建築物の安全化	43
3 ライフライン施設等の機能の確保	43
4 液状化対策	43
5 大雪による車両滞留の回避	43
6 耐震改修促進計画の推進	43
7 土砂災害対策	43
第2節 災害による危険区域等	
1 本市の河川及び重要水防区域	44
2 土砂災害警戒区域等並びに土砂災害危険箇所	44
3 浸水想定区域	44
4 農業用ダム施設及びため池	44
5 要配慮者利用施設等	44
第3節 消防計画	
1 消防組織及び分掌	45
2 消防力等の現況	45
3 火災予防計画	45
4 火災警報発令伝達計画	46
5 災害警防計画	47
6 救急救助計画	49
7 応援協力計画	49
8 緊急消防援助隊整備計画	49
9 教育訓練	49

第4節 防災訓練計画	
1 市及び防災会議が実施する訓練	50
第5節 避難行動要支援者対策計画	
1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取扱い	51
2 支援体制の整備	52
3 要配慮者への配慮及び福祉避難所の指定	53
4 社会福祉施設の対策	53
5 災害時の援助活動	54
6 外国人に対する対策	54
7 感染症の自宅療養者等に対する対策	54
第6節 建築物災害予防計画	
1 建築物の防災対策	55
2 がけ地に近接する建築物の防災対策	55
第7節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	
1 食料その他の物資の確保	56
2 防災資機材の整備	56
第8節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	
1 実施責任者	57
2 配慮すべき事項	57
3 普及・啓発及び教育の方法	57
4 普及・啓発及び教育を要する事項	58
5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進	58
6 普及・啓発の時期	58
第9節 相互応援（受援）体制整備計画	
1 基本的な考え方	59
2 相互応援（受援）体制の整備	59
3 災害時におけるボランティア活動の環境整備	59
第10節 複合災害に関する計画	
1 予防対策	60
 第5章 災害応急対策計画	
第1節 応急実施計画	
1 実施責任者	61
2 市の実施する応急措置	61
3 救助法適用の場合	62
第2節 動員計画	
1 動員の配備、伝達系統	64
2 動員要領	64
3 道・他市町村等に対する応援要請	65
4 応急措置に従事した者に対する損害賠償	65
第3節 災害広報・情報提供計画	
1 広報資料の収集要領	66
2 災害情報等の発表及び広報の方法	66
3 安否情報の照会手続	67
4 安否情報を回答するに当たっての対応	67
第4節 避難救出計画	
1 避難計画等	68
2 救助救出計画	75
3 費用及び期間	76
第5節 食料供給計画	
1 応急供給の措置	77
2 食料調達の方法	77
3 炊き出しの方法	77
4 費用及び期間	77

第6節 衣料、生活必需品等物資供給計画	
1 実施責任者	78
2 実施の方法	78
3 衣料、生活必需品等の調達先	78
4 給与又は貸与の方法	78
5 費用及び期間	78
第7節 給水計画	
1 実施責任者	79
2 給水の方法	79
3 費用及び期間	79
第8節 住宅対策計画	
1 実施責任者	80
2 公営住宅等のあっせん	80
3 応急仮設住宅	80
4 住宅の応急修理	81
5 費用及び期間	81
6 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録	81
7 被災宅地安全対策	81
8 平常時の規制の適用除外措置	82
第9節 医療救護計画	
1 実施責任者	83
2 実施の方法	83
3 応急救護所	83
4 救急医療班の応援要請	83
5 搬送体制の確保	83
6 医薬品等の確保	84
7 費用及び期間	84
第10節 防疫計画	
1 実施責任者	85
2 防疫班の編成	85
3 防疫の内容	85
4 患者等に対する措置	85
5 防疫用薬剤の調達先	85
第11節 廃棄物処理等計画	
1 実施責任者	86
2 清掃班の編成	86
3 清掃の方法	86
4 死亡獣畜の処理	86
5 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準	87
第12節 家庭動物等対策計画	
1 実施責任	88
2 家庭動物の取扱い	88
第13節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	
1 実施責任者	89
2 行方不明者	89
3 遺体の収容処理	89
4 遺体の埋葬	89
5 費用及び期間	89
6 平常時の規制の適用除外措置	90
7 広域火葬の応援要請	90

第 1 4 節 障害物除去計画	
1 実施責任者	91
2 障害物除去対象	91
3 障害物の除去の方法	91
4 障害物の集積場所等	91
5 障害物の売却及び処分方法	91
6 費用及び期間	91
第 1 5 節 輸送計画	
1 実施責任者	92
2 輸送の方法	92
3 車両の確保	92
4 緊急輸送道路の確保	92
5 車両用燃料の調達先	92
第 1 6 節 労務供給計画	
1 実施責任者	93
2 労務者の雇上げ	93
3 職業安定所への求人申し込み	93
第 1 7 節 文教対策計画	
1 実施責任者	94
2 応急教育実施計画	94
3 学用品の調達及び支給	95
4 学用品の調達先	96
5 費用及び期間	96
6 その他の各種学校の災害対策	96
7 文化財保全対策	96
第 1 8 節 災害警備計画	
1 災害に関する警察の任務	97
2 災害警備	97
3 避難に関する事項	97
4 災害時における広報	98
5 応急措置に関する事項	98
6 救助に関する事項	98
7 災害時における通信計画に関する事項	98
第 1 9 節 自衛隊派遣要請計画	
1 災害派遣要請基準	99
2 災害派遣要請の要領	99
3 災害派遣部隊の受入態勢	99
4 派遣部隊の撤収要請	100
第 2 0 節 ヘリコプター等活用計画	
1 基本方針	101
2 実施責任者	101
3 ヘリコプターを保有する防災関係機関	101
4 出動要請の要件	101
5 要請方法	101
6 要請先	101
7 報告	101
8 ヘリコプターの活動内容	102
9 市の対応等	102
第 2 1 節 交通応急対策計画	
1 交通応急対策の実施	103
2 道路の交通規制	104
3 緊急輸送のための交通規制	104
4 緊急輸送道路ネットワーク計画	106
5 緊急輸送のための交通規制	106

第22節 災害義援金募集（配分）計画	107
第23節 石油類燃料供給計画	
1 実施責任者	108
2 石油類燃料の確保	108
第24節 広域応援・受援計画	
1 実施機関	109
2 実施内容	109
第25節 大規模停電災害対策計画	
1 災害予防	110
2 災害応急対策	110
第6章 水防計画	
第1節 総則	
1 目的	112
2 用語の定義	112
3 水防の責務	113
第2節 水防組織	
1 市の組織	115
2 近隣市町村水防管理団体、警察及び自衛隊との協力応援	115
第3節 重要水防区域及び水防施設	
1 重要水防区域の指定	117
2 水防施設	117
第4節 通信連絡	
1 気象警報等の通信連絡	120
2 水防通信連絡	125
第5節 水防活動	
1 市の非常配備体制	126
2 巡視及び警戒	126
3 警戒区域の設定	127
4 水防作業及び工法	127
5 避難及び立退き	127
6 決壊・越水通報	128
7 水防信号	129
8 水防標識及び立入検査証	129
第6節 公用負担等	
1 公用負担	130
2 公務災害補償	130
第7節 水防報告	
1 水防報告	131
2 水防活動実施報告書	131
第8節 水防訓練	
1 水防訓練	132
第9節 河川管理者	
1 河川管理者の協力が必要な事項	133
第7章 雪害対策計画	
1 総合的雪対策	134
2 雪害の対応指針に基づく配備体制	134
3 除雪路線区分	134
4 積雪時における消防対策	135
5 交通途絶地区の緊急対策	135
6 除雪要領	135
7 屋根雪おろしの励行	135

第 8 章 融雪災害対策計画	
1 気象情報の把握	136
2 水防区域等の警戒	136
3 河道内の障害物の除去	136
4 道路の除雪等	136
5 水防思想の普及徹底	136
第 9 章 地震災害対策計画	
1 応急対策活動	137
2 通信連絡の対策	137
3 広報活動	137
4 消火活動	137
5 避難救出対策	138
6 医療・救護・給水・防疫・保健衛生対策	138
7 被災建築物安全対策	138
8 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	139
第 10 章 林野火災対策計画	
1 組織及び実施機関	140
2 林野火災予防対策	140
3 林野火災消防対策	142
第 11 章 事故災害対策計画	
第 1 節 航空災害対策計画	
1 災害予防	144
2 災害応急対策	144
第 2 節 鉄道災害対策計画	
1 災害予防	148
2 災害応急対策	148
第 3 節 道路災害対策計画	
1 災害予防	151
2 災害応急対策	151
第 4 節 危険物等災害対策計画	
1 危険物の定義	156
2 災害予防	156
3 災害応急対策	156
第 5 節 大規模な火事災害対策計画	
1 災害予防	160
2 災害応急対策	161
第 12 章 ライフライン応急対策計画	
第 1 節 水道施設	
1 非常配備体制	163
2 応急対策	163
3 広報活動	163
第 2 節 下水道施設	
1 非常配備体制	164
2 応急対策	164
3 広報活動	164
第 3 節 ガス施設	
1 非常体制	165
2 供給停止等の措置	166
3 復旧対策	166
4 広報活動	166

第4節 通信施設	
1 防災体制の確立	167
2 災害予防	167
3 災害応急復旧	167
第5節 電気施設	
1 防災体制	169
2 応急復旧対策	169
3 広報活動	169
 第13章 災害復旧・被災者援護計画	
1 実施責任者	171
2 復旧工事の実施	171
3 復旧事業計画の概要	171
4 災害復旧予算措置	172
5 激甚災害に係る財政援助措置	172
6 応急金融対策	172
7 罹災証明書の交付	173
8 被災者台帳の作成	173
9 台帳情報の利用及び提供	173
 防災関係例規類集	
岩見沢市防災会議条例	例規 1
岩見沢市防災会議運営規程	例規 3
岩見沢市災害対策本部条例	例規 4
岩見沢市災害対策本部運営規程	例規 5
岩見沢市におけるコミュニティの安全と市民の安心を高める条例	例規 7

第 1 章 総則

第 1 節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づくと共に岩見沢市におけるコミュニティの安全と市民の安心を高める条例（平成 10 年条例第 14 号）の目的・理念を尊び岩見沢市防災会議が作成する計画であり、岩見沢市の地域に係る防災に関し、予防、応急対策、復旧等の災害対策を実施するに当たり防災関係各機関がその機能のすべてをあげて市民をはじめ観光客や外国人等、岩見沢市に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護する安全なコミュニティづくりの推進に次の事項を定め、岩見沢市におけるすべての人が安心して暮らすことができる安全なコミュニティづくりを目的とする。

- 1 岩見沢市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、岩見沢市、指定公共機関、市内の指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱及び市民の責務に関すること。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 気象、地象、水象等による災害の未然防止と被害の軽減を図るための災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災思想の普及に関すること。
- 7 防災訓練に関すること。
- 8 地域の安全と市民の安心を確保するための活動を行う自主的な組織の形成及び活動に関すること。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール 1、2、3、5、6、7、9、11、13、15、17 の達成に資するものである。

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 15 陸の豊かさも守ろう
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

第 2 節 計画の構成

岩見沢市地域防災計画は本編の他、次のものから構成する。

- 1 資料集
- 2 様式集
- 3 図面集

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

防災対策は、自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。さらに、災害時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図るほか、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図る必要がある。

東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である岩見沢市の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|---|
| 1 基本法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号） |
| 3 市防災会議 | 岩見沢市防災会議条例（昭和 38 年条例第 1 号）第 1 条に定める岩見沢市防災会議 |
| 4 本部（長） | 岩見沢市災害対策本部（長） |
| 5 市計画 | 岩見沢市地域防災計画 |
| 6 防災関係機関 | 岩見沢市防災会議条例第 3 条第 5 号に定める委員の属する機関 |
| 7 災害 | 災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害 |
| 8 防災 | 災害対策基本法第 2 条第 2 号に定める防災 |
| 9 町会等 | 町会、町内会、自治会等の住民組織 |

第5節 防災計画の修正

この計画は、基本法第42条の定めるところにより、計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

- 1 計画内容に重大な錯誤のあるとき。
- 2 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 4 新たな計画を必要とするとき。
- 5 防災基本計画の変更（改定）が行われたとき。
- 6 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

第6節 防災機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

岩見沢市防災関係各機関の防災上処理すべき事務及び業務の大綱は、次のとおりとする。

1 指定地方行政機関

- (1) 北海道開発局札幌開発建設部岩見沢道路事務所
 - ア 一般国道の改築、維持管理及び災害復旧を行うこと。
 - イ 災害時における一般国道の交通の確保を行うこと。
- (2) 北海道開発局札幌開発建設部岩見沢農業事務所
 - ア 国営農業用施設の整備を行うこと。
- (3) 北海道開発局札幌開発建設部岩見沢河川事務所及び江別河川事務所
 - ア 国管理区間の河川改修、維持修繕並びに災害復旧を行うこと。
 - イ 河川環境整備事業及び応急対策事業を行うこと。
 - ウ 所轄河川の水位観測を行い、水防警報を行うこと。
- (4) 北海道開発局札幌開発建設部岩見沢河川事務所桂沢ダム管理支所及び札幌開発建設部大夕張ダム管理所川端ダム出張所
 - ア 直轄堰堤の維持管理を行うこと。
- (5) 北海道森林管理局空知森林管理署
 - ア 所轄国有林の治山事業の実施並びに保安施設等の維持管理を行うこと。
 - イ 所轄国有林の予消防対策を実施すること。
 - ウ 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
- (6) 北海道労働局岩見沢労働基準監督署
 - ア 災害発生時における労働災害の把握及び実地調査、被災労働者への補償等について迅速な対応を行うこと。
 - イ 災害復旧工事等における労働災害（2次災害含む。）の防止に関すること。
- (7) 岩見沢公共職業安定所
 - ア 被災者の就労斡旋を行うこと。
 - イ 災害復旧に必要な労務者及び技術者の斡旋を行うこと。

2 自衛隊（陸上自衛隊岩見沢駐屯地・第12施設群）

- ア 災害派遣要請権者の要請に基づく人命又は財産保護のための救護活動及び応急復旧活動を行うこと。

3 北海道

- (1) 空知総合振興局地域創生部危機対策室
 - ア 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。
 - イ 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること。
 - ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。
 - エ 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。
 - オ 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整を図ること。
 - カ 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
 - キ 救助法に関すること。
 - ク 災害時における各種情報の収集、整理及び伝達に関すること。
- (2) 空知総合振興局保健環境部保健行政室（岩見沢保健所）
 - ア 医療施設、水道施設等の被害報告に関すること。

- イ 災害時における医療活動及び防疫活動を推進すること。
- ウ 災害時における飲料水、食品等の衛生確保活動を推進すること。
- エ 防疫薬剤の確保及び供給を行うこと。

(3) 空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所

- ア 水防技術の指導を行うこと。
- イ 災害時の関係河川の水位、雨量の情報収集及び報告を行うこと。
- ウ 災害時の関係公共土木被害調査及び災害応急対策を実施すること。
- エ 被害地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。

(4) 空知総合振興局森林室

- ア 所轄道有林の被害取りまとめを行うこと。
- イ 所轄道有林の災害予防及び復旧対策を行うこと。
- ウ 所管道有林野火災における予消防対策を実施すること。
- エ 緊急復旧用材の供給を行うこと。
- オ 民有林の病虫害、獣の防除指導を行うこと。

(5) 空知教育局

- ア 災害時における、児童生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。
- イ 文教施設及び文化財の被害状況調査並びに復旧、保全対策に関すること。

(6) 空知総合振興局空知農業改良普及センター

- ア 農作物被害に対する応急措置及び復旧の指導を行うこと。
- イ 被害地の病虫害防除の指導を行うこと。

4 北海道札幌方面岩見沢警察署

- ア 各種情報の収集、人心安定のための広報活動の実施及び予警報の伝達についての協力を行うこと。
- イ 防災関係機関が行う危険区域居住者の避難誘導、被災者の救助等についての協力及び遺体の検視を行うこと。
- ウ 被災地における交通秩序の保持並びに災害に伴う各種犯罪の予防及び取締りを行うこと。
- エ その他水防及び災害救助活動に対する協力を行うこと。

5 消防機関

(1) 岩見沢地区消防事務組合

- ア 消防活動を行うこと。
- イ 水防活動を行うこと。
- ウ その他災害時における救助活動を行うこと。

6 岩見沢市

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るとともに、必要に応じて計画の検証及び見直しを行い、重要業務の継続に努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努め、その機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、食料、飲料水、冷暖房及び発電用燃料などについて適切な備蓄を行うほか、平時より関係機関との連携や民間事業者との災害協定の締結により、物資の調達や輸送の体制整備を図るものとする。

(1) 市長部局

- ア 岩見沢市防災会議に関する事項。
- イ 岩見沢市災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事項。
- ウ 防災に関する組織の整備、資材の備蓄、その他災害予防応急対策の総合調整を行うこと。
- エ 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。
- オ 災害情報等の収集及び伝達を行うこと。
- カ 防災上必要な訓練を実施すること。
- キ 防災思想の普及を図ること。

(2) 教育委員会

- ア 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。
- イ 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。
- ウ 教育施設の被害調査及び報告に関すること。
- エ 公立学校における防災教育に関すること。

7 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社岩見沢郵便局

- ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。
- イ 郵便の非常取扱いに関すること。
- ウ 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
- エ 岩見沢市との相互協力に関する協定書に基づく事項。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社岩見沢駅

- ア 災害時における鉄道、バス等輸送の確保を行うこと。
- イ 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等につき関係機関の支援を行うこと。

(3) 東日本電信電話株式会社北海道事業部

- ア 通信設備等の防災対策に関すること。
- イ 重要通信の確保に関すること。
- ウ 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。

(4) 日本放送協会札幌放送局

- ア 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。

(5) 北海道電力ネットワーク株式会社岩見沢支店

- ア 災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。

8 指定地方公共機関

(1) 岩見沢ガス株式会社

- ア ガス施設の保安と災害の未然防止対策を講ずること。
- イ 災害時におけるガスの円滑なる供給を行うこと。

(2) 一般社団法人岩見沢市医師会

- ア 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療、防疫対策及び助産その他救助の実施に関すること。

(3) 一般社団法人岩見沢歯科医師会

- ア 災害時における歯科医療機関との連絡調整並びに応急医療、その他救助に関すること。

(4) 一般社団法人北海道薬剤師会南空知支部

- ア 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。

(5) 公益社団法人北海道獣医師会空知支部

ア 災害時における家庭動物の対応を行うこと。

(6) 北海土地改良区

ア 揚水場、水門、水路、溜池等の防災管理、災害復旧を行うこと。

(7) 札幌地区トラック協会岩見沢支部

ア 救援及び救助に関する資機材の輸送を行うこと。

イ 被災者等に対する食料品や生活必需品等の輸送を行うこと。

ウ 住民の避難に関する輸送を行うこと。

(8) 岩見沢市社会福祉協議会

ア 災害ボランティアの受入や調整を行うこと。

イ 災害ボランティア現地対策本部の設置並びに運営を行うこと。

ウ ボランティア団体との連絡調整に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) いわみざわ農業協同組合、峰延農業協同組合

ア 農作物の災害応急対策指導を行うこと。

イ 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。

ウ 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。

(2) 空知中央農業共済組合

ア 被災組合員に対する農業災害補償に関すること。

(3) 岩見沢商工会議所、いわみざわ商工会

ア 災害時における物価の安定及び救助物資の確保に関すること。

イ 災害時における商工業者の経営育成指導を行うこと。

(4) そらち森林組合岩見沢支所

ア 民有林野の火災予防対策を実施すること。

イ 民有林野被害の調査を行い復旧対策を行うこと。

ウ 緊急復旧用材の供給を行うこと。

(5) 一般運送事業者

ア 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。

(6) 危険物関係施設の管理者

ア 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。

イ 施設内の災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。

10 ライフライン関係機関実務担当者連絡会議

(1) 構成機関

岩見沢警察署、東日本電信電話(株)北海道事業部、北海道電力ネットワーク(株)岩見沢支店、
岩見沢ガス(株)、岩見沢市

(2) 協議事項

ア 各機関相互の連絡体制の明確化及び充実に係る事項

イ 各機関の緊急時の対応及び連携強化に係る事項

第7節 市民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対応を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する市民運動を展開するものとする。

1 市民の責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 最低3日間分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。
- ケ SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者・避難行動要支援者の救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動
- キ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、市民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要なもの、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関するものをはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災対策の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画による取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定
- イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- エ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- オ 取引先とのサプライチェーンの確保
- カ 予想被害からの復旧計画策定

(2) 災害時の対応

- ア 施設利用者の避難誘導
- イ 従業員及び施設利用者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 事業所の被災状況の把握
- オ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献
- キ 事業の継続または早期再開・復旧

3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業者を有する事業者（要配慮者利用施設を含む）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市との連携に努めるものとする。
- (3) 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (5) 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、市における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

4 市民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する市民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、市民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取り組みを行い、広く市民の参加を呼びかけるものとする。

第 8 節 岩見沢市の地勢と災害の概要

1 位置及び面積

北海道の中西部に位置し、東経 141 度 46 分、北緯 43 度 11 分、面積 481.02 平方キロメートル、東西 36.23 キロメートル、南北 29.12 キロメートル、周囲 139.17 キロメートルである。

2 地勢及び気候

東は夕張山地を背にし、石狩平野に広がる緩傾斜地帯の要衝を占め、古くから北海道交通の結節点として、鉄道、国道、道道の枢要となっている。

また、市域の西部には石狩川流域低地である平野が広がり、東部には夕張山地を形成する低山性の山々が連なっており、夕張山地を水源とする幾春別川、幌向川が低地帯に入るところで大小の扇状地をつくりながら、西部を貫流する石狩川と合流している。

気候については、内陸性気候に属し、平均気温 8 度弱で、最高気温は 30 度を超え、最低気温はマイナス 20 度近くまで下がり、寒暖の差が 50 度になる。また、冬期間は石狩湾からの季節風の影響を受け、750 cm を超える降雪量と 100 cm を超える積雪量となる豪雪地帯であるが、南部については、その影響は少ない。

3 災害の概要

岩見沢市の災害の記録を顧みると水害、冷害、火災、地震、雪害に大別することができる。なかでも水害は総災害の大半を占め、特に北村地区における過去の災害のほとんどは水害であり、融雪期から始まり夏の大雨に至るまでの間、大小の水害に悩まされている。次に続くのが冷害であり、次いで、火災、地震の順となっている。なお、火災においては、全市一体となって火災予防の万全を期してきたことから、昭和 40 年以降、大火発生が 30 年以上にわたってなかったが、平成 12 年に築 60 数年という歴史的建築物であった J R 岩見沢駅を焼失している。

4 主な災害記録

主な災害記録は、資料 2 のとおりである。

第2章 防災組織

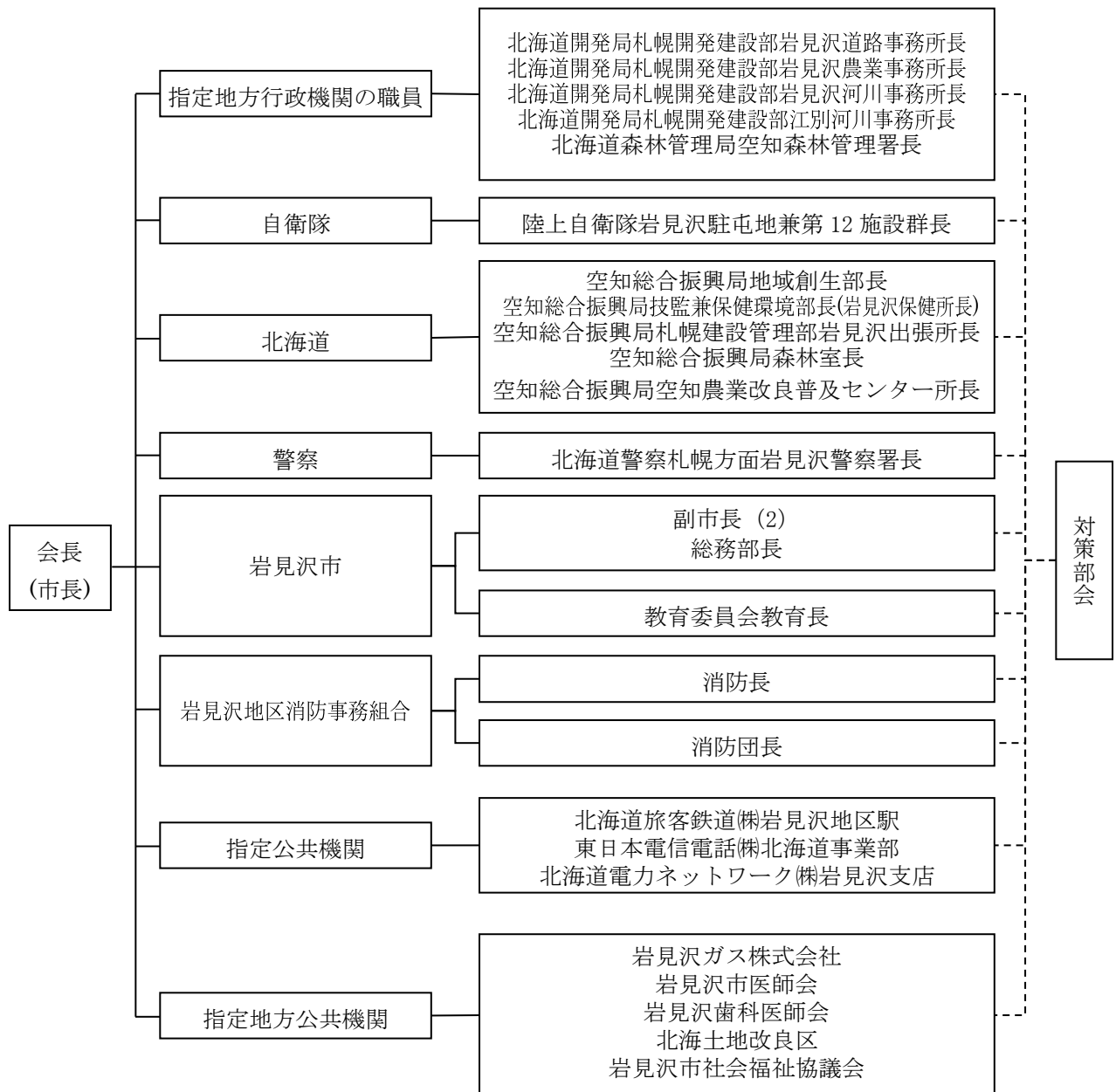
災害の予防応急対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織運営及び災害対策本部の設置基準等を定めるものとする。

第1節 防災会議

岩見沢市防災会議条例（昭和38年条例第1号）第3条第6項により市長を会長とし、委員30人以内をもって組織する。本市の地域防災計画を作成し、その実施の推進を図る。

1 岩見沢市防災会議

(1) 組織図



2 防災会議の運営

岩見沢市防災会議条例（昭和38年条例第1号）及び岩見沢市防災会議運営規程（昭和40年訓令第2号）の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

岩見沢市災害対策本部（以下「本部」という。）は、災害時における防災の推進を図るため、基本法第23条の2の規定により市長が必要と認めるときに設置する。

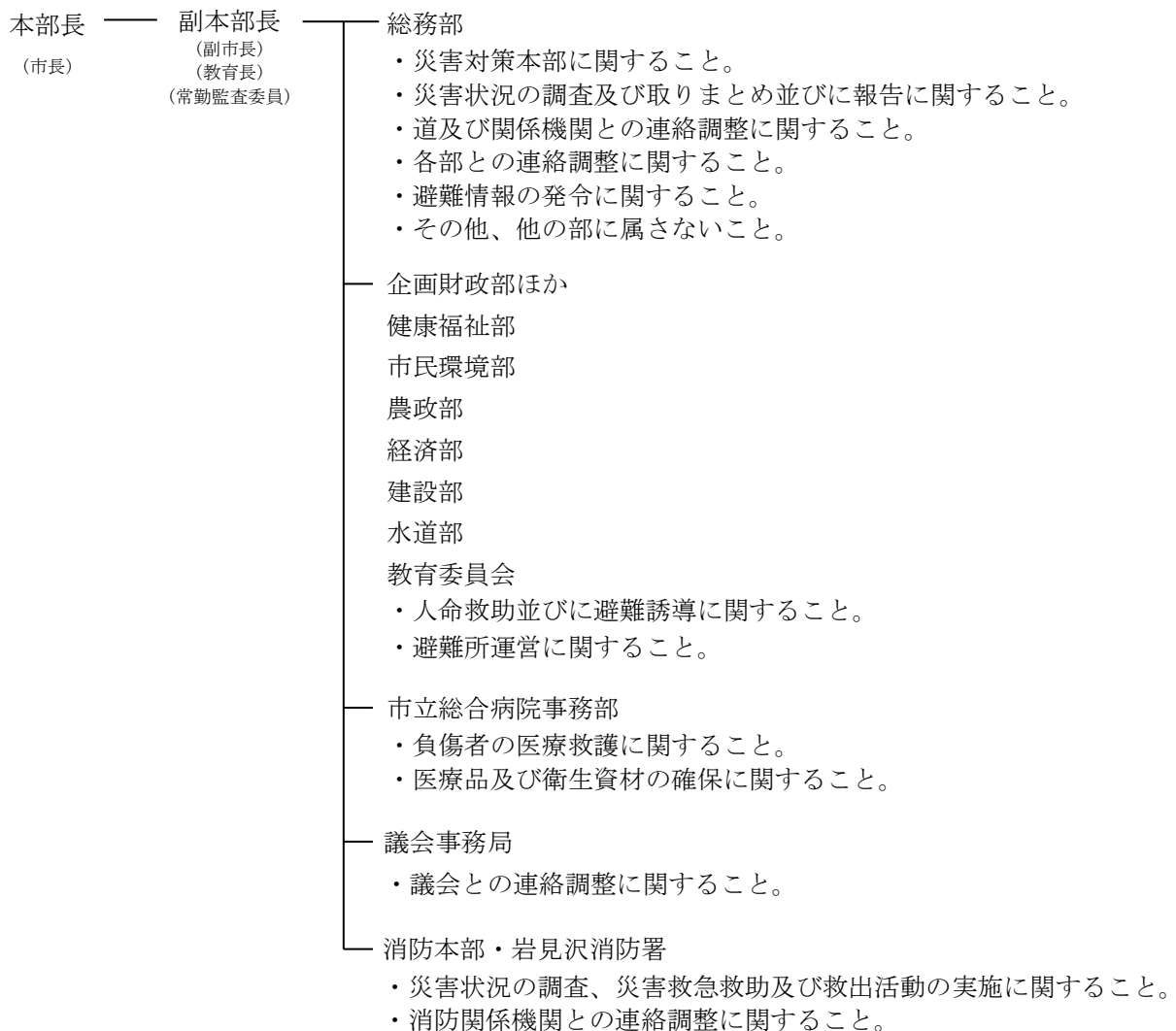
また、災害情報を一元的に把握し共有することが出来る体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

1 組織

本部の組織は、次のとおりとする。

(1) 初期対応

夜間や休日等職員が在庁していないときに、大地震等の市内全域に被害を及ぼすような広域災害が発生した場合、速やかに全職員が登庁することが困難であることから、登庁した職員をもって人命救助・救護を最優先とした次の体制をとる。

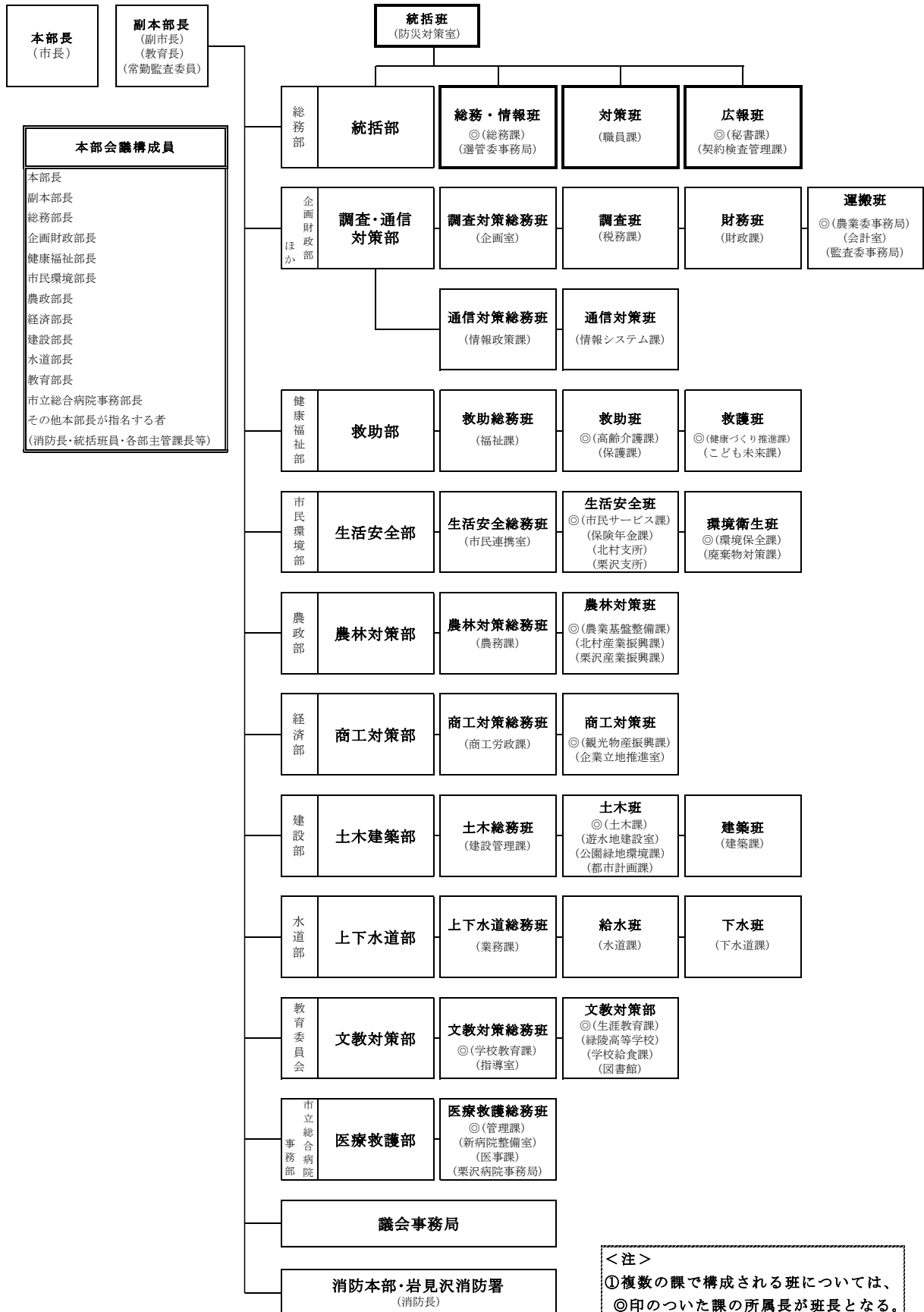


(2) 通常対応

初期対応体制が終了又は終了と予想される場合には、各部において速やかに「通常対応体制」へ変更するものとする。変更する目安として被害の状況により多少変わるが、基本的に24時間以内とする。

災害対策本部組織

(通常対応体制)



(3) 連絡調整員・本部協力員

部・その他	連絡調整員（本部室常駐）	本部室協力員（本部室常駐）
総務部（統括部）	課長職又は係長職（1名）	—
企画財政部ほか（調査・通信対策部）	課長職又は係長職（1名）	班員（7名）
健康福祉部（救助部）	課長職又は係長職（1名）	—
市民環境部（生活安全部）	課長職又は係長職（1名）	班員（3名）
農政部（農林対策部）	課長職又は係長職（1名）	班員（2名）
経済部（商工対策部）	課長職又は係長職（1名）	—
建設部（土木建築部）	課長職又は係長職（1名）	—
水道部（上下水道部）	課長職又は係長職（1名）	—
教育委員会（文教対策部）	課長職又は係長職（1名）	—
市立総合病院事務部（医療救護部）	課長職又は係長職（1名）	—
議会事務局	課長職又は係長職（1名）	—
消防本部・岩見沢消防署	—	—

2 本部の所掌事務

本部の各部、班の所掌事務は、次のとおりである。

各部長は、部内の所掌事務を処理するため、あらかじめ担当の係員を定め体制を整備しておくものとする。

複数の課で構成される班においては、「本部組織図（通常対応体制）」で◎印のついた課の所属長を班長として、他の課長はこれを補助する。

(1) 各部及び各班の共通任務分担業務表

	任務分担業務
各部共通	1 住民組織の協力要請及び従事命令に関すること。 2 各部所管に属する災害及び被害の状況把握、とりまとめに関すること。 3 各部との連絡調整に関すること。 4 各班長の非常招集に関すること。 5 他部からの応援要請に関すること。 6 本部会議の資料の作成及び報告に関すること。
各班共通	1 所管に属する応急対策及び災害復旧に必要な資機材の整備及び点検に関すること。 2 所管に属する被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること。 3 災害時における所管の被害、救助等の記録に関すること。 4 各関係機関との連絡調整に関すること。 5 班員の非常招集に関すること。 6 部内の他の班への協力に関すること。
連絡調整員	1 総務部（統括部）からの情報収集及び各部への情報伝達に関すること。 2 総務部（統括部）統括班・対策班との連絡・調整に関すること。 3 他の連絡調整員への協力に関すること。
本部室協力員	1 本部室の各班の業務への協力に関すること。

(2) 各部及び各班の任務分担業務表

部別	班名	任務分担業務
総務部 (統括部)	統括班 〔 防災対策室 〕	1 防災会議に関すること。 2 本部の設置及び廃止並びに周知に関すること。 3 本部会議に関すること。 4 気象情報の受理並びに市民への伝達に関すること。 5 異常現象通報の受理並びに市民への伝達に関すること。 6 道及び中央関係機関に対する要望に関すること。 7 被害調査及び被害報告の取りまとめに関すること。 8 庁内の非常体制に関すること。 9 災害状況報告に関すること。 10 避難情報の発令に関すること。 11 自衛隊への派遣要請に関すること。 12 緊急消防援助隊等の宿営に関すること。 13 防災関係機関との連絡並びに協力要請に関すること。 14 災害協定締結先への協力要請に関すること。 15 応急物資・資材の調達及び輸送配分に関すること。 16 災害救助法に関すること。 17 公用車両の確保に関すること。 18 関係団体への物資の貸与・提供に関すること。
	総務・情報班 〔 ◎総務課 選挙管理委員会事務局 〕	1 部の庶務及び部内の連絡調整に関すること。 2 部の所管に関する被害状況等のとりまとめ及び本部会議への報告に関すること。 3 本部室の設営に関すること。 4 市民などからの情報提供・問合せ・相談に関すること。 5 外国人対応窓口に関すること。
	対策班 〔 職員課 〕	1 本部職員の安否確認及び災害補償に関すること。 2 本部職員の食料・寝具等の確保に関すること。 3 他自治体との職員の応援・受援に関すること。 4 本部室における各部連絡調整員への指示に関すること。 5 本部室における統括班への協力に関すること。
	広報班 〔 ◎秘書課 契約検査管理課 〕	1 本部長の被災地視察に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応に関すること。 3 報道機関の問合せに関すること。 4 災害時の記録写真撮影に関すること。 5 災害状況の公表及び広報に関すること。

企画財政部ほか (調査・通信対策部)	調査対策総務班 〔企画室〕	1 部の庶務及び部内の連絡調整に関する事。 2 部の所管に関する被害状況等のとりまとめ及び本部会議への報告に関する事。 3 被災者に対する各種支援制度の取りまとめ及び広報に関する事。 4 救援物資の管理に関する事。
	調査班 〔税務課〕	1 罹災証明書の申請受付及び発行に関する事。 2 住家の被害認定調査に関する事。 3 被災に伴う税の減収見込額等の把握に関する事。 4 避難所運営など、他部への協力に関する事。
	財務班 〔財政課〕	1 市有財産の被害調査、応急対策及び災害復旧に関する事。 2 災害対策の予算に関する事。 3 避難所運営など、他部への協力に関する事。
	運搬班 〔◎農業委員会事務局 会計室 監査委員事務局〕	1 避難所への物資の運搬及び設営に関する事。 2 避難者及び職員の緊急輸送に関する事。 3 避難所運営など、他部への協力に関する事。 4 所管の委員会等との連絡調整に関する事。
	通信対策総務班 〔情報政策課〕	1 部の庶務及び部内の連絡調整に関する事。 2 部の所管に関する被害状況等のとりまとめ及び本部会議への報告に関する事。 3 本庁舎以外の市役所関係庁舎の通信確保に関する事。 4 避難所運営など、他部への協力に関する事。
	通信対策班 〔情報システム課〕	1 市役所本庁舎の通信確保に関する事。 2 本部室の通信確保に関する事。 3 避難所運営など、他部への協力に関する事。
健康福祉部 (救助部)	救助総務班 〔福祉課〕	1 部の庶務及び部内の連絡調整に関する事。 2 部の所管に関する被害状況等のとりまとめ及び本部会議への報告に関する事。 3 医療・福祉施設の被害調査に関する事。 4 日本赤十字社救助活動の連絡調整に関する事。 5 義援金、災害弔慰金、生活福祉資金に関する事。 6 被災した要支援者（障がい者、高齢者等）への支援に関する事。 7 災害ボランティアセンターの運営協力に関する事。 8 避難所運営の統括に関する事。
	救助班 〔◎高齢介護課 保護課〕	1 避難所の運営に関する事。 2 避難誘導に関する事。 3 被災者に対する応援物資の供給及び炊き出しに関する事。
	救護班 〔◎健康づくり推進課 こども未来課〕	1 災害時の応急医療に関する事。 2 避難所における健康相談・保健指導に関する事。 3 被災地域における健康相談・保健指導に関する事。 4 市立総合病院事務局（医療救護部）との連絡調整に関する事。 5 避難所運営など、他部への協力に関する事。

市民環境部（生活安全部）	生活安全総務班 〔 市民連携室 〕	1 部の庶務及び部内の連絡調整に関する事。 2 部の所管に関する被害状況等のとりまとめ及び本部会議への報告に関する事。 3 町会等との連絡調整に関する事。 4 被災地の広報活動及び連絡に関する事。 5 男女共同参画の視点に配慮した被災者支援に関する事。
	生活安全班 〔 ◎市民サービス課 保険年金課 北村支所 栗沢支所 〕	1 被災者に関する台帳の作成に関する事。 2 北村・栗沢地域の災害情報の取りまとめに関する事。 3 避難所運営など、他部への協力に関する事。
	環境衛生班 〔 ◎廃棄物対策課 環境保全課 〕	1 災害廃棄物に関する事。 2 清掃、消毒及びし尿処理に関する事。 3 衛生関係施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関する事。 4 被災地域の防疫に関する事。 5 防疫用薬品及び資材の調達・管理に関する事。 6 伝染病予防に関する事。 7 遺体の処理及び埋葬に関する事。 8 動物愛護団体及び関係施設との連絡調整に関する事。
農政部（農林対策部）	農林対策総務班 〔 農務課 〕	1 部の庶務及び部内の連絡調整に関する事。 2 部の所管に関する被害状況等のとりまとめ及び本部会議への報告に関する事。 3 農作物及び営農施設の被害調査に関する事。 4 被災農地の病虫害の防疫に関する事。 5 農業災害補償及び被災農家に対する融資に関する事。 6 種苗の確保に関する事。 7 林野火災に関する事。 8 林野被害、復旧対策に関する事。 9 被災地の家畜の防疫に関する事。 10 家畜飼料の確保に関する事。 11 死亡獣畜の処理に関する事。
	農林対策班 〔 ◎農業基盤整備課 北村産業振興課 栗沢産業振興課 〕	1 農業被害に関する応急対策及び災害復旧に関する事。 2 農業施設等の被害状況調査、応急対策及び災害復旧に関する事。 3 所管の内水排除機場に関する事。
経済部（商工対策部）	商工対策総務班 〔 商工労政課 〕	1 部の庶務及び部内の連絡調整に関する事。 2 部の所管に関する被害状況等のとりまとめ及び本部会議への報告に関する事。 3 被災事業所の金融相談に関する事。 4 被災事業所の災害復旧及び振興に関する事。 5 商工業関係被害調査に関する事。 6 雇用関係機関との連絡調整に関する事。
	商工対策班 〔 ◎観光物産振興課 企業立地推進室 〕	1 観光・宿泊施設の被害調査に関する事。 2 帰宅困難者に対する支援に関する事。 3 観光客に対する支援に関する事。

建設部（土木建築部）	土木総務班 〔 建設管理課 〕	1 部の庶務及び部内の連絡調整に関する事。 2 部の所管に関する被害状況等のとりまとめ及び本部会議への報告に関する事。 3 樋門の管理に関する事。
	土木班 〔 ◎土木課 遊水地建設室 公園緑地環境課 都市計画課 〕	1 水防活動に関する事。 2 道路、橋梁、河川、排水等の被害調査、応急対策及び災害復旧に関する事。 3 交通規制等の措置に関する事。 4 主要側溝等の点検及び流通確保に関する事。 5 障害物の除却に関する事。 6 応急資材の調達・管理に関する事。 7 重要警戒区域に関する事。 8 道路の除排雪に関する事。 9 公園緑地の被害調査、応急対策及び災害復旧に関する事。 10 街路樹の被害調査、応急対策及び災害復旧に関する事。 11 被災地の区画整理及び復旧に伴う都市計画に関する事。
	建築班 〔 建築課 〕	1 避難場所修繕及び応急仮設住宅の建設に関する事。 2 応急仮設住宅の入居者の受入・管理に関する事。 3 公共施設（建築物）の応急対策に関する事。 4 建築物及び工作物の被害調査及び復旧指導に関する事。 5 建物の融資制度及び貸付相談に関する事。 6 被害住宅の応急対策に関する事。 7 住宅の災害復旧対策に関する事。 8 住宅相談に関する事。
水道部（上下水道部）	上下水道総務班 〔 業務課 〕	1 部の庶務及び部内の連絡調整に関する事。 2 部の所管に関する被害状況等のとりまとめ及び本部会議への報告に関する事。 3 給水広報に関する事。 4 被災者に対する給水への協力に関する事。
	給水班 〔 水道課 〕	1 配水調整に関する事。 2 消防水利の確保に関する事。 3 水道に関する資材の確保に関する事。 4 水道施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関する事。 5 水質保全に関する事。 6 被災者に対する給水に関する事。
	下水班 〔 下水道課 〕	1 下水道施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関する事。 2 排水設備の相談に関する事。

教育委員会 (文教対策部)	文教対策総務班 〔◎学校教育課 指導室〕	1 部の庶務及び部内の連絡調整に関する事。 2 部の所管に関する被害状況等のとりまとめ及び本部会議への報告に関する事。 3 児童生徒、教職員の安否確認に関する事。 4 授業中の児童生徒の避難及び救助に関する事。 5 児童生徒の医療、防疫、給食及び学用品の給与に関する事。 6 被災教育施設の代替施設の決定に関する事。 7 児童生徒の応急教育対策に関する事。 8 避難所運営など、他部への協力に関する事。
	文教対策班 〔◎生涯教育課 学校給食課 図書館 緑陵高等学校〕	1 教育施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関する事。 2 教育施設の利用者の避難及び救助に関する事。 3 文化財の保全に関する事。 4 給食センターを活用した避難所等への食事提供に関する事。 5 避難所運営など、他部への協力に関する事。
市立総合病院事務部 (医療救護部)	医療救護総務班 〔◎管理課 新病院整備室 医事課 栗沢病院事務局〕	1 部の庶務及び部内の連絡調整に関する事。 2 部の所管に関する被害状況等のとりまとめ及び本部会議への報告に関する事。 3 被災者の医療救護に必要な連絡調整に関する事。 4 医薬品及び衛生資材の確保に関する事。 5 岩見沢市医師会及び岩見沢歯科医師会との連絡調整に関する事。
議会事務局	—	1 議会との連絡調整に関する事。 2 避難所運営など、他部への協力に関する事。
・消防本部 ・岩見沢消防署	—	1 災害状況の調査、災害救急救助及び救出活動の実施に関する事。 2 消防関係機関との連絡調整に関する事。

3 本部の設置基準

本部は、次の各号の一に該当し、市長が必要と認めたときに設置するものとする。また、災害の規模・状況に応じて、現地に本部を設置することができる。

- (1) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。
- (3) 気象警報を受け、非常配備体制の必要が認められたとき。
- (4) 震度5弱以上の地震が発生し、その対策を要するとき。
- (5) 大規模停電災害時に人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。

4 本部の廃止

市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは本部を廃止することができる。

- (1) 予想された災害の危険が解消したとき。
- (2) 災害発生後における災害対策活動が完了したとき。

5 本部の設置又は廃止の通知、公表

本部を設置又は廃止したときは、関係機関（指定地方行政機関、道、指定公共機関、警察署、消防機関等）に対して通知するものとする。

6 本部及び本部職員の標識等

- (1) 本部室の設置
本部長は、災害の規模に応じ、本部室を市役所内にもうけるものとする。
- (2) 本部の標識
本部を設置したときは、標識を庁舎正面玄関に掲げるものとする。
- (3) 本部職員の標章
災害対策に従事する本部職員は、防災服又はビブスを着用するものとする。
 - ・本部会議構成員（消防長を除く）及び本部長が指名する者：防災服
 - ・その他の職員：ビブス

7 本部の運営

本部の運営は、岩見沢市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 2 号）及び岩見沢市災害対策本部運営規程（昭和 40 年訓令第 3 号）の定めるところによる。

- (1) 本部会議
本部会議は、本部長、副本部長及び各部長で構成し、災害対策に関する重要事項を協議する。
 - ア 本部会議の協議事項
 - a 本部の配備体制並びにその切替及び廃止に関すること。
 - b 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
 - c 災害応急対策の実施に関すること。
 - d 国、道、公共機関及び他市町村に対する応援の要請に関すること。
 - e 各対策部間の調整
 - f 自衛隊災害派遣要請要求の要否
 - g その他災害対策に関する重要な事項
 - イ 本部会議の開催
 - a 本部会議は、本部長が招集する。
 - b 各部長は、それぞれの所掌事務について必要な資料を提出するものとする。
 - c 本部長は、会議の構成員のほか必要と認める者を会議に出席させ、又はこれらの者の一部をもって会議を開くことができる。
 - d 各部長は、会議の招集を必要と認めるときは、総務部長にその旨を申し出るものとする。
 - e 各部長が本部会議に出席することができないときは、部長が指名する者又は主管課長が代理として出席するものとする。
 - ウ 会議事項の周知
会議の決定事項のうち本部長、又は各部長が職員に周知する必要があると認めた事項については、速やかにその徹底を図るものとする。
 - エ 本部会議は、防災関係機関との間において、災害対策について密接な連携体制を図るものとする。

第3節 本部の配備体制

1 配備体制基準

非常配備の体制基準は、次のとおりとする。

本部の配備体制基準

種別	配備基準	配備時期	主な出動内容
第1非常配備 (準備体制)	警戒や災害情報の収集・伝達のため、各部・各班が当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する警報を受けたとき。 2 震度4のとき。 3 その他本部長が当該非常配備を指令したとき。	1 巡視、警戒 2 災害情報の収集・伝達 3 避難所開設の準備 4 自主避難の受入れ 5 次の配備体制への移行準備
第2非常配備 (警戒体制)	災害発生と同時に、各部・各班が災害応急活動を開始できる体制とする。	1 局地的な災害の発生が予想される場合、又は災害が発生したとき。 2 震度5弱のとき。 3 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	1 巡視、警戒 2 災害情報の収集・伝達 3 避難情報の発令 4 避難所の開設 5 被害把握と公表 6 応急復旧 7 必要に応じた応援要請 8 次の配備体制への移行準備
第3非常配備 (出動体制)	全職員をもって当たるもので、各部・各班がそれぞれの災害応急活動に従事する体制とする。	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が配備を指令したとき、又は予想されない重大な災害が発生したとき。 2 震度5強以上のとき。	1 巡視、警戒 2 災害情報の収集・伝達 3 避難情報の発令 4 避難所の運営 5 被害の把握と公表 6 救助・救出 7 応急復旧 8 迅速な応援要請

※具体的な職員の参集基準については、別に定める。

2 配備の決定及び変更

- (1) 本部長は、本部の配備体制基準により配備体制を決定する。
- (2) 本部長は、災害状況の変化により必要があると認めるときは、本部会議の意見を聞いて配備規模を変更する。

3 配備の方法

- (1) 職員の配備は、第5章第2節（動員計画）の定めにより行うものとする。
- (2) 各部長は、配備の規模により動員の人員及びその方法並びに時間外における連絡方法を定めておき、所属職員に周知徹底する。

4 本部の非常配備体制の活動要領

(1) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備（本部設置前）体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- a 総務部長（統括部長）は、札幌管区气象台その他関係機関と連絡を取り、気象情報等を各部長及び関係機関に伝達するとともに、市内の主要箇所について現地の情報収集をする。
- b 総務部長（統括部長）は、雨量、水位、風速等に関する情報を関係機関から収集する。
- c 総務部長（統括部長）は、前項の情報又は連絡に即応して情勢に対応する措置を検討する。
- d 各部長は、情報の収集伝達体制を取り、必要な人員を非常招集する。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備（本部設置後）体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- a 本部長は、本部の機能を円滑ならしめるために、必要に応じて本部員会議を開催する。
- b 各部長は、情報の収集伝達体制を強化する。
- c 総務部長（統括部長）は、関係部長及び防災会議構成機関と相互に連絡を密にして客観情勢を判断するとともに緊急措置について本部長に報告をするものとする。
- d 各部長は、次の措置を取り、その状況を本部長に報告するものとする。
 - ・ 事態の重要性を職員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせるものとする。
 - ・ 装備・物資・資機材・設備・車両等を点検し、必要に応じて活動体制を整備するものとする。

ウ 第3非常配備体制下（本部設置後）の活動

第3非常配備体制下における活動は、本部全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれ災害応急活動ができる体制とする。

第4節 住民組織及び協力団体の活用

災害時においては、本部及び関係機関の職員で対応するが、基本法第7条の趣旨にのっとり、災害の実態等を考慮しながら本部長は、各住民組織及び協力団体（以下「住民組織等」という。）に対し協力を要請するものとする。

1 住民組織等

災害応急対策を迅速・的確に実施するため、災害の規模に応じ本部長は、住民組織等の協力を得るものとする。（資料3）

2 協力要請事項

住民組織等に対し協力を要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害状況の調査及び報告
- (2) 被害状況の調査及び報告
- (3) 飲料水、生活必需品等の供給及び救援物資の配分
- (4) 被災地区の防疫及び清掃の奉仕
- (5) 危険箇所の監視、警戒及び災害応急処理
- (6) 警報の周知及び避難誘導
- (7) 人命、家畜及び財産の救助搬出
- (8) 避難所における介護及び炊き出し
- (9) 避難所におけるカウンセリング及び傾聴
- (10) その他救助活動に必要で本部長が協力を求めた事項

3 住民組織等に対する伝達

電話、FAX、無線、ラジオ等、最も有効な方法により周知徹底するものとする。

第5節 自主防災組織の育成

地震等による災害発生時には、地区内住民の安全確認、被害状況あるいは応急救護等、速やかな対応が求められると共に、広範囲、同時多発の火災に伴う避難誘導等が予想される。

この場合、災害時の被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動はもとより、これらと相まって、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

このことを踏まえ、「自分達のまち、地域は自分達で守る」という自発的防災意識の高揚の機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のため、消防団と連携を図り、町会等の住民組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進することにより、地域の安全と市民の安心を高めるものとする。

なお、その際に、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

1 組織の規模

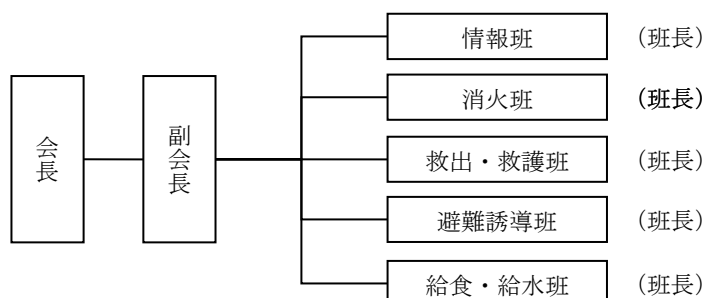
自主防災組織の規模は、地域住民が、災害時の応急活動あるいは避難活動等を行う場合に相互協力が、組織的かつ円滑に行われやすい区域を設定する必要がある。

この場合、住民の日常生活の繋がり、平時の防災活動の実施、災害時の住民掌握あるいは避難行動を考慮し、町会等をひとつの基礎的組織単位とする。

2 組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町会等の住民組織を基本としたものが適当であり、その組織のなかでの役割分担を明確にすることが必要である。このため、基本的な組織編成として、次のような編成が考えられる。

(例)



3 組織の活動

(1) 各班の業務分担は、次のとおりとする。また、災害が発生したとき、住民一人ひとりが応急活動等、適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術の習得に努める。

班名	予防活動	応急活動
情報班	研修、パンフ等による啓発 避難行動要支援者の状況把握 情報収集伝達の訓練の実施	災害情報の収集と伝達 災害状況の把握と防災関係機関への連絡
消火班	家庭での消火活動の周知 防火用水の確保 初期消火の訓練の実施	出火防止の広報 初期消火活動

救出・救護班	負傷者の救出・救護に必要な用具の調達、 技術の習得 避難行動要支援者救出に必要な支援体制 救出・救護訓練の実施	負傷者、避難行動要支援者等の救出・救 護活動
避難誘導班	避難場所、避難路の巡回、点検、現状把握 避難訓練の実施	避難路、避難場所の安全確保 市等からの避難指示等による避難誘導 及び人員点呼 高齢者等避難が発令された場合の周知 徹底と避難誘導
給食・給水班	非常持ち出し品の広報 炊飯、給水用具等の計画、管理 必要物資の斡旋方法と検討	非常持ち出し品の呼びかけ、炊き出し等 の給食・給水活動 物資配分、物資需要の把握

- (2) 役割分担を決めるときは、地域の特性を掌握し、各班の活動量を検討のうえ、特定の班に過重とならないようにすること。また、情報、消火、救助等の技術習得者等の人材を活用し、組織の中枢に招き、地域防災の指導的役割を担い組織の強化を図ることが必要である。

4 防災意識の普及啓発

市は、自主防災組織の結成を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性について記載したパンフレットやポスターの作成・配付、講演会や出前講座の開催等、積極的な啓発・広報活動に努める。

また、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及、啓発に努めるものとする。

5 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが応急活動等適切な措置を取ることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。また、訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、計画の際は、できる限り地域の特性を考慮したものとする。

6 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

第3章 災害情報通信計画

災害に関する情報通信及び予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達に関する事項は、この計画の定めるところによることとし、伝達責任者は市長（本部長）とする。

第1節 気象等警報・注意報及び情報等の伝達計画

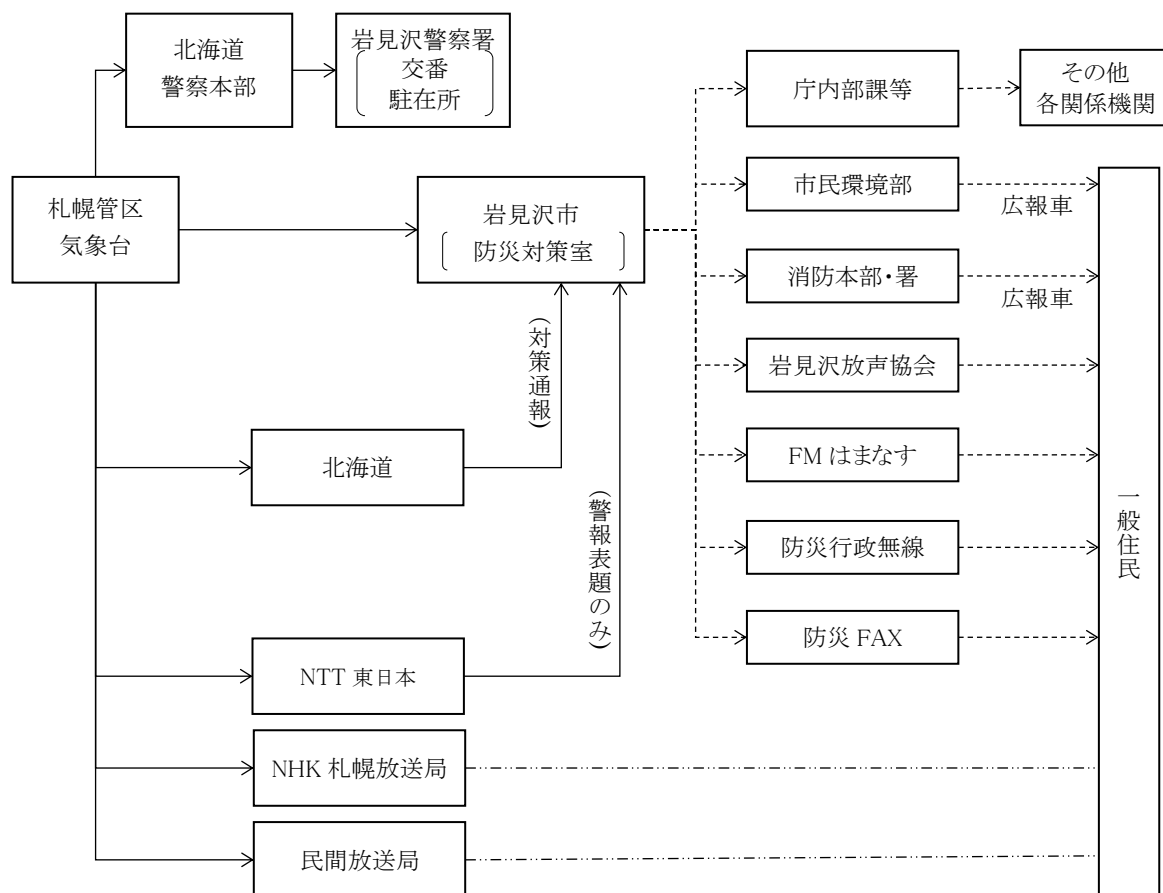
1 気象情報の受理

注意報及び警報は、通常の勤務時間中は防災対策室が、勤務時間外、休日に当たっては当直者が予報（注意報を含む）、警報並びに情報等受理票（別記第1号様式）により受理する。

2 気象情報の伝達系統

気象情報は、次の気象等警報・注意報及び情報等伝達系統図に基づき、電話、無線その他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。（林野火災通報、火災警報、水防警報等の気象通報伝達系統はそれぞれ別に定める。）

気象等警報・注意報及び情報等伝達系統図



市長は必要に応じ関係機関に周知徹底を図る。

----- 状況により行う通報系統

- - - - - 放送・無線

- ・「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される

3 気象等警報・注意報及び情報等の種類及び発表基準

気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に定める基準は、次のとおりである。

注意報発表基準（令和 6 年 5 月 23 日現在）

注意報名	概要		
大雨	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	(浸水害) 表面雨量指数基準 9 (土砂災害)土壌雨量指数基準 102	
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	指定河川 洪水予報 による基準	石狩川下流 [月形・石狩大橋]、夕張川 [清幌橋]、幾春別川 [西川向]
強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	平均風速	12m/s
風雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。	平均風速	10m/s、雪による視程障害を伴う
大雪	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	12 時間降雪の深さ 30cm	
雷	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
融雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表される。	24 時間雨量と融雪量 (相当水量) の合計が 70 mm以上	
濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。	視程	200m
乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。	①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	
低温	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。	5 月～10 月 (平均気温)	平年より 5℃以上低い 日が 2 日以上継続
		11 月～4 月 (最低気温)	平年より 8℃以上低い
霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。	最低気温が 3℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷又は着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結及び雪が付着することによる通信線・送電線の断線や送電鉄塔等の倒壊、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。	着雪の場合は、気温 0℃位で強度並以上の雪が数時間以上継続	

警報発表基準（令和 6 年 5 月 23 日現在）

警報名	概要		
大雨	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。	（浸水害） 表面雨量指数基準 13 （土砂災害） 土壌雨量指数基準 140	
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。	指定河川 洪水予報 による基準	石狩川下流 [月形・石狩大橋]、夕張川 [清幌橋]、幾春別川 [藤松・西川向]
暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	平均風速	18m/s
暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50 cm

特別警報発表基準（令和 6 年 11 月 1 日現在）

特別警報名	概要		
大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。	浸水害の場合 土砂災害の場合	①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（概ね 30mm/h 以上）が降り続くと予想される場合 ①表面雨量指数として定める基準値以上となる 1km 格子が、概ね 30 格子以上まとまって出現 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる 1km 格子が、概ね 20 格子以上まとまって出現 過去に多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（概ね 30mm/h 以上）がさらに降り続くと予想される場合
暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合	
暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。		
大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深（岩見沢市：211cm）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	

防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報		
			避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報 (※土砂災害の危険度分布)
				水位情報がある場合 (※国管理河川の洪水の危険度分布)	水位情報がない場合 (※洪水警報の危険度分布)	
警戒レベル 5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保 ※必ず発令されるものではない	氾濫発生情報 ※危険度分布：黒 (災害切迫)	大雨特別警報 (浸水害) ※危険度分布：黒 (災害切迫)	大雨特別警報 (土砂災害) ※危険度分布：黒 (災害切迫)
＜警戒レベル 4 までに必ず避難＞						
警戒レベル 4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 ※令和 3 年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令	氾濫危険情報 ※危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当)	※危険度分布：紫 (危険)	土砂災害警戒情報 ※危険度分布：紫 (危険)
警戒レベル 3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 ※危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当)	洪水警報 ※危険度分布：赤 (警戒)	大雨警報（土砂災害） ※危険度分布：赤 (警戒)
警戒レベル 2	気象状況悪化する	自らの避難行動を確認する	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報 ※危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過)	※危険度分布：黄 (注意)	※危険度分布：黄 (注意)
警戒レベル 1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報			

※危険度分布については、インターネットで公開されている「川の防災情報」(国土交通省) 及び「キキクル [浸水・土砂・洪水]」(気象庁) で確認できる。

地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。

台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（空知地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨と高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、道と札幌管区気象台が共同で発表する情報。危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される情報。

竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される情報。実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

緊急地震速報

震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）が発表される。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

第2節 災害情報通信計画

災害時における災害情報及び災害報告等の通信連絡の方法は、この計画の定めるところによる。

1 通信手段の確保及び情報伝達体制の整備等

- (1) 市及び防災関係機関は、災害発生時において、通信手段を確保するため、直ちに通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧を行う。
また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱等の公衆通信施設及び防災関係機関が設置した通信設備を使用して行うものとするとともに、通信手段の多様化、多重化、停電の発生を想定した非常用電源の確保に努めるものとする。
なお、災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。
- (2) 市及び防災関係機関は、情報の送受信を可能とする通信ネットワークのデジタル化と情報通信システムの構築に努めるものとする。
また、防災関係機関は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (3) 地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。
- (4) 防災関係機関は、災害時の各機関間の情報通信手段として公共安全モバイルシステムの整備に努め、平常時から訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

2 災害通信計画

(1) 主通信系統（電話による通信）

ア 有線電話回線（災害時優先電話の利用）

災害時における通信連絡は、あらかじめ指定されている災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できる災害時優先電話を利用して関係機関に通報するものとする。

イ 当市の光ファイバーをはじめとした情報通信基盤を利用し、小・中学校の被害状況・避難者情報を本部と連絡が取れるように構築し、情報収集・伝達を図るものとする。

ウ 無線電話回線

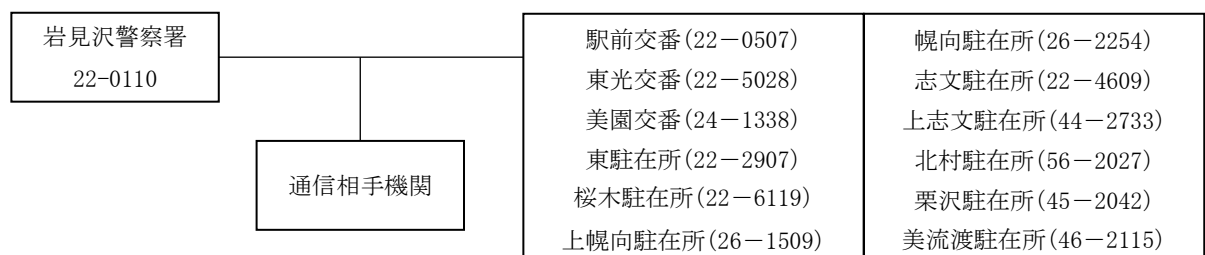
有線電話回線の設備が使用できない状態となった場合には、市の保有する携帯電話等の無線電話回線を利用して通信連絡を行うものとする。

(2) 副通信系統（専用通信施設の利用）

主通信系統による設備が利用できない状態になった場合における通信連絡は、次の専用通信施設のうち最も迅速であるものを選定して行うものとする。

ア 警察電話による通信

岩見沢警察署の警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。



イ 鉄道電話による通信

鉄道電話により通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。



(3) 副通信系統（専用無線施設の利用）

ア 消防無線による通信

岩見沢地区消防事務組合消防本部・岩見沢消防署及び消防車の無線を利用して情報収集に当たる。

イ 岩見沢市地域防災無線による通信

a 岩見沢市地域防災無線設置機関（資料４）の無線を利用して情報収集に当たる。

b 防災行政無線を配備している市所有車両や各防災関係機関等から情報の収集・伝達を行う。

ウ 東日本電信電話(株)北海道事業部の設備による通信

東日本電信電話(株)北海道事業部が所有している非常用通信装置を利用して情報収集に当たる。

エ 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道総合行政情報ネットワークを利用して情報収集に当たる。

オ 北海道地方非常通信協議会加入無線局及びアマチュア無線による通信

北海道地方非常通信協議会加入の各無線局を利用するほか、アマチュア無線の協力を求めるため岩見沢アマチュア無線団体協議会と協定を締結し、情報収集に当たる。

カ 街頭放送による情報伝達

岩見沢放声協会による街頭放送を活用して、住民への情報伝達を行う。

キ FM放送による情報伝達

FM放送による情報伝達を行うため、(株)コミュニティエフエムはまなすと協定を締結し、住民への非常放送等を行う。

(4) その他

全域にわたり災害が発生し、上記（１）、（２）及び（３）の方途による通信が不可能な場合は、自動車、オートバイ、徒歩等により連絡員を派遣し、口頭等により連絡する等臨機の措置を講ずるものとする。

第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害時における情報の収集、報告及び伝達に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官等に通報しなければならない。

(2) 警察官等の通報

異常現象発見者から通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

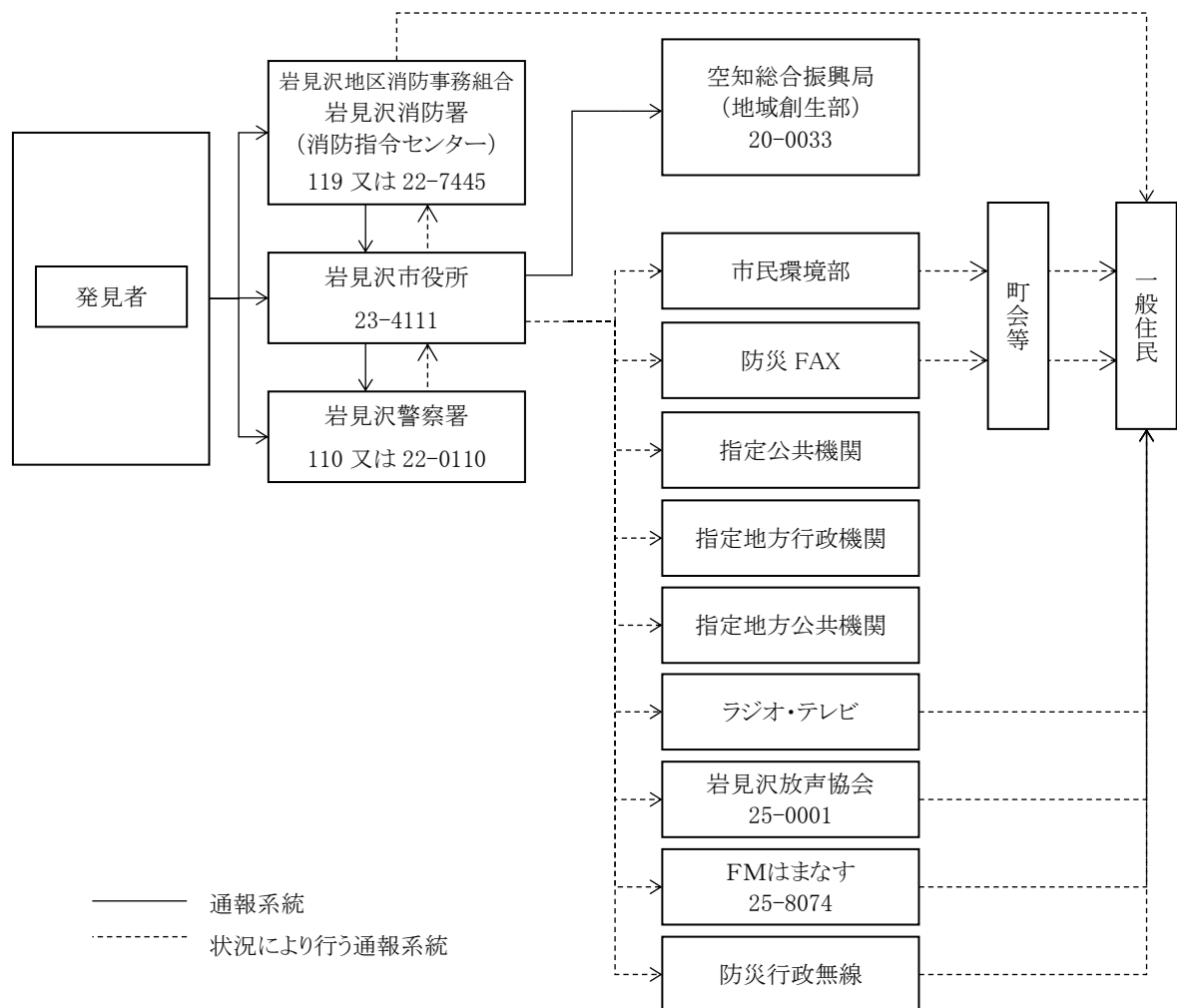
(3) 市長からの通報

市長は、異常現象発見の通報を受けたときは、次の異常現象発見通報系統図に基づき、関係機関に通報するものとする。

(4) 通報の取扱い

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は防災対策室へ報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

異常現象発見通報系統図



2 災害情報の受理

各種災害に対する情報を受理したときは、情報受理票（別記第2号様式）に記載し、速やかに関係部・班に提出すること。

3 被害状況調査

各部長は所管に係る災害情報、被害状況を被害状況調査票（別記第3号様式）に記載し、本部長に報告するものとする。

4 被害状況報告

市長は、災害時、北海道地域防災計画に定める次の「災害情報等報告取扱要領」により空知総合振興局長に報告するものとする。

ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接、国（消防庁）にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

被害状況等の報告

項目	平日（9:30～18:15） 消防庁 応急対策室	左記時間帯以外・休日 消防庁 宿直室	消防庁災害対策本部 情報集約班
N T T回線	03-5253-7527 (F) 03-5253-7537	03-5253-7777 (F) 03-5253-7553	03-5253-7510 (F) 03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	048-500-90-49013 (F) 048-500-90-49033	048-500-90-49102 (F) 048-500-90-49036	048-500-90-49175 (F) 048-500-90-49036

直接即報基準

直接即報の種別	直接即報の該当基準
1 火災等即報	(1)交通機関の火災 航空機火災、トンネル内車両火災、列車火災 (2)危険物等に係る事故 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの ア 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの イ 負傷者が5名以上発生したもの ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの エ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの a 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの b 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 オ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの カ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災 (3)原子力災害等 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの (4)ホテル、病院において発生した火災 (5)爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
2 救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ア 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故

	ウ ハイジャックによる救急・救助事故 エ 駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
3 武力攻撃災害等 即報	(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
4 災害即報	(1) 地震が発生し、市区域内で震度5強以上を記録したもの （被害の有無を問わない） (2) 風水害により、死者又は行方不明者が生じたもの

災害情報等報告取扱要領

市長は、災害時、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を空知総合振興局長へ報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で岩見沢市が軽微であっても空知総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害時は、別記第4号様式により速やかに報告することとし、この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報 被害発生後直ちに件数のみ報告すること。

イ 中間報告 被害状況が判明次第、報告すること。なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告 応急措置が完了した後、15日以内に報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

ただし、必要に応じて、文書（別記第5号様式）により報告するものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書（別記第5号様式）により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、次のとおりとする。

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明・重傷・軽傷についても同じ) (3) 氏名・性別・年齢・職業・住所・原因を調査し市の調査と警察の調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1か月以上医師の治療(入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの。(1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療(入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの。(1) 死者欄の(2)(3)を参照。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置・倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫・管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅・公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎・下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳・建具を含む。)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳・建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊・半壊・床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を必要とする程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳・建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳・建具を含む。)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、市庁舎・集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社・仏閣・土蔵・物置等をいう。 (3) 土蔵・物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又は亀裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における耕土の厚さが粒径 1mm 以下にあっては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあっては、5cm 以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水・土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工・ため池・水路・揚水機・堤防・農業用道路・橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎・サイロ倉庫・尿溜・堆肥舎・農業機械類・温室・育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防・護岸・水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第 31 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。

衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価格又は復旧額とする。
公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの	

5 情報の分析整理

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第4節 災害ボランティアとの連携計画

災害発生後の応急・復旧活動において災害ボランティア活動は重要な要素となる。このことから市は、ボランティア活動が円滑かつ有効に機能するために、情報と活動拠点等を提供する等、ボランティア活動を支援する。

1 災害ボランティアの受入及び支援

ボランティアの受入や調整及び運営は、岩見沢市社会福祉協議会、日本赤十字社岩見沢市地区、ボランティア団体・NPO等と連携して実施するものとし、市は、情報提供、活動支援を主とした次の活動を行う。

- (1) 必要に応じて岩見沢市社会福祉協議会の災害ボランティアセンターに要員を派遣し、ボランティア関係団体との連絡調整を図る。
- (2) ライフラインの復旧、交通規制や交通機関の復旧、防災対策の状況等、行政による被災地全体の情報をボランティア関係団体に適切に提供する。
- (3) ボランティアの活動拠点となる施設の確保や活動が円滑に実施できるよう電話、FAX、事務機器等を提供する。
- (4) 災害ボランティアの健康管理について配慮する。

2 災害ボランティアの活動体制

(1) 災害ボランティアセンターの設置

岩見沢市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、災害時における災害ボランティア活動に関する様々な情報を収集、管理し、ボランティアの活動を円滑に実施するため、災害ボランティアセンターを速やかに開設する。

災害ボランティアセンターは岩見沢広域総合福祉センター内（11条西3丁目1番地9）に設置するものとする。ただし、岩見沢広域総合福祉センターが被災等により利用が困難な場合は、市はこれに代わる場所を確保して社会福祉協議会に提供するものとする。

なお、ボランティアの受付や活動内容の割り振り等の活動は、ボランティア・コーディネーター等に委ねる。

災害ボランティアセンターの主な活動内容は、次のとおりとする。

- ア 市及び道社会福祉協議会等との連絡調整
- イ 被災状況等の情報収集及び提供と被災者のニーズや活動状況の把握
- ウ ボランティア活動の企画・実施等のコーディネート
- エ 災害ボランティアの受入及び保険の加入
- オ ボランティア活動の支援、活動に必要な資機材の調達
- カ ボランティア登録者への活動要請
- キ 各関係機関、報道機関等に対する情報提供、広報
- ク ボランティア活動の記録管理

(2) 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアの活動は、被災者の安否確認、避難者の生活支援、医療・看護活動、高齢者等の介護等広い範囲におよび、専門的な知識や技術、経験等が必要となる分野もあることから、その受入にあたってはボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮する。

災害ボランティアに依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。

〈一般的ボランティア〉

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 炊出し、食料・水の配布、その他の災害救助活動

- ウ 被災者の生活支援
- エ 避難場所の運営補助
- オ その他危険のない軽作業等

〈専門的ボランティア〉

- ア 救急・救助活動（消防職団員ＯＢ等）
- イ 医療・看護活動（医療従事者）
- ウ 応急危険度判定（応急危険度判定士、斜面判定士等）
- エ 外国語通訳（外国語通訳者等）
- オ 非常通信（アマチュア無線技士等）
- カ 資機材、救援物資等の輸送（特殊車両等の運転資格者等）
- キ 高齢者・障がい者等の介護（ホームヘルパー、社会福祉士、手話通訳者等）
- ク ボランティア・コーディネート（ボランティア・コーディネーター）
- ケ 避難所におけるカウンセリング・傾聴活動

(3) ボランティアの登録と研修機会の提供

災害現場において、迅速かつ効果的なボランティア活動が行えるように、事前の登録を行うとともに、登録者相互の連携及び人的ネットワーク化の推進を図り、ボランティア活動に関する知識の向上を目的とした研修等の機会の提供に努める。

3 災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る費用負担

センターの設置及び運営に係る費用負担については、岩見沢市社会福祉協議会と協議の上定めるものとする。

4 災害ボランティアの活動環境の整備

市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

市及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、市と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。市、その他の公共機関又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、災害予防に必要な事業及び施設の整備をするものとし、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

また、市は、災害時の応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために平時より、職員、市民個々の防災力の向上を図るほか、関係機関とコミュニケーションをとり、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努めるとともに、訓練や研修を通じて、連携体制の強化を図るものとする。

第1節 災害に強いまちづくり

市、事業者及び市民等は、それぞれの役割を果たしつつ相互に補い合い協働することにより、岩見沢市におけるすべての人が安心して暮らすことのできる安全なコミュニティづくりに努めなければならない。

1 災害に強いまちの形成

市は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

2 建築物の安全化

不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び個人住宅等の建築物の災害に対する安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

3 ライフライン施設等の機能の確保

市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設について、災害に対する安全性の確保を図ると共に、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

4 液状化対策

市は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等の普及を図るものとする。

5 大雪による車両滞留の回避

市、道及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本に、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

6 耐震改修促進計画の推進

市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び北海道耐震改修促進計画を勘案して策定した岩見沢市耐震改修促進計画の推進に努めるものとする。

7 土砂災害対策

市は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

土砂災害警戒情報が発表された場合は、別に作成する「避難指示等の判断・伝達マニュアル」により、適切に避難指示等を発令するものとする。

第2節 災害による危険区域等

本市において、災害による危険区域等は、次のとおりとする。

1 本市の河川及び重要水防区域

本市の区域内の河川は資料5－1のとおりである。また、水防上特に重要な警戒防ぎよ区域は、資料5－2及び図面1のとおりである。

2 土砂災害警戒区域等

（土石流、がけ崩れ、地すべり）

道及び市は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策など、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

また、地域住民に対し、土石流などの危険箇所の周知については、印刷物などの配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

市内における土砂災害警戒区域等は、資料6のとおりである。（図面2－1～図面2－11）

3 浸水想定区域

市は、洪水予報河川（石狩川、幾春別川、夕張川、須部都川、美唄川）及び水位周知河川（利根別川、東利根別川、幌向川、旧美唄川、産化美唄川）に指定されている河川を対象とした洪水ハザードマップ（大河川）及び中小河川を対象とした洪水ハザードマップ（中小河川）を作成し、想定し得る最大規模の降雨を基とした河川の氾濫により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、市民・事業所等に対し周知徹底を図る。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

4 農業用ダム施設及び農業用ため池

市内における農業用ダム施設及び農業用ため池は、資料7のとおりである。

5 要配慮者利用施設等

施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などにに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。自然災害からの避難を含む非常災害に関し、施設に入所・入院している者や利用者である要配慮者に対し、避難、誘導、救助、物資の供給を行うなど、安全を確保するための具体的計画を作成するものとする。

特に、資料8に掲げる浸水想定区域内の施設については、水防法に基づく避難確保計画を作成し、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることとする。

第3節 消防計画

地域における消防地理、消防水利、危険区域等を把握し、災害の未然防止と、被害の軽減を図る。

1 消防組織及び分掌

(1) 消防組織については、資料9のとおりである。

(2) 分掌

岩見沢地区消防事務組合消防本部の分掌は次のとおりである。

総務班（総務課）

- 1 各班との連絡調整に関すること。
- 2 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- 3 出動職団員の把握、調達物資支払い
- 4 その他各班に属さないこと。

警防班（警防課）

- 1 消防資機材器具に関すること。
- 2 消防水利に関すること。
- 3 消防相互応援協定に関すること。
- 4 消防団に関すること。
- 5 その他警防に関すること。

予防班（予防課）

- 1 情報の収集と記録及び報告に関すること。
- 2 広報、調査に関すること。
- 3 その他予防に関すること。

消防班（消防課）（支署）

- 1 災害出動命令等の伝達及び状況の把握に関すること。
- 2 災害防ぎょ及び鎮圧に関すること。
- 3 災害出動（救急を除く）に関すること。
- 4 災害避難地域の避難に関すること。
- 5 その他消防に関すること。

通信班（消防課）

- 1 消防通信、救急に関すること。
- 2 職団員の招集、伝達に関すること。
- 3 関係機関等の連絡に関すること。
- 4 その他通信に関すること。

消防団

- 1 災害の防ぎょに関すること。
- 2 救急、救助に関すること。
- 3 住民に対する災害広報に関すること。

2 消防力等の現況

(1) 消防職員及び消防団員の配置状況については、資料10のとおりである。

(2) 消防車両等の現有状況については、資料11のとおりである。

(3) 消防水利の現有状況については、資料12のとおりである。

(4) 消防施設・人員の整備については、施設整備計画及び消防力の整備指針により逐年整備増強を図る。

3 火災予防計画

地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護し、もって社会公共の福祉の増進に資するため、防火体制の整備を促進し、火災予防対策の強化を図るものとする。

(1) 火災予防思想の普及活動

ア 民間防火組織の育成指導

民間防火組織として、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ、火防協会、危険物安全協会等の育成指導を積極的に推進し、地域防火組織の充実と住民の防火知識の高揚を図る。

イ 各種団体の防火指導（町内会、学校、各事業所等）

各種団体の要請により映画会、消火訓練、避難訓練、通報訓練、防火講話等を積極的に推進し、地域住民の防火意識の高揚を図り火災の防止に努める。

(2) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号（以下「消防法」という。）に基づく資格者等に対する教育

ア 防火管理者資格附与に関する講習

防火管理者の資格附与講習会を年 1 回以上実施し、防火管理者の育成を行い、防火管理業務の徹底を期する。

イ 危険物施設等に対する指導

消防法に基づく危険物製造所等の関係者に対し、関係法令の周知徹底及び関係業務の推進を図る。

ウ 特殊関係業者等の指導

消防用設備士関係、危険物取扱者関係、石油燃焼器具等に係る者に対し、関係法令の周知徹底及び関係業務の推進を図る。

(3) 予防査察

ア 定期立入検査

火災の危険の早期発見と除去につとめ、出火を防止し住民福祉の増進を図るため、立入検査を実施する。

イ 特別立入検査

火災予防のため特に必要があると認めたときは、当該必要区域の特別立入検査を実施する。

ウ 避難行動要支援者立入検査

避難行動要支援者の安全安心を図るため立入検査を実施する。

エ 消防団員の立入検査

火災予防上特に必要があるときは当該区域の消防団員による立入検査を実施する。

4 火災警報発令伝達計画

(1) 火災気象通報

火災気象通報は、消防法第 22 条の規定に基づき、札幌管区气象台が発表し空知総合振興局長を経由して本市長に通報される。

火災気象通報基準	札幌管区气象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。 ただし、降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しない。
----------	---

(2) 火災警報

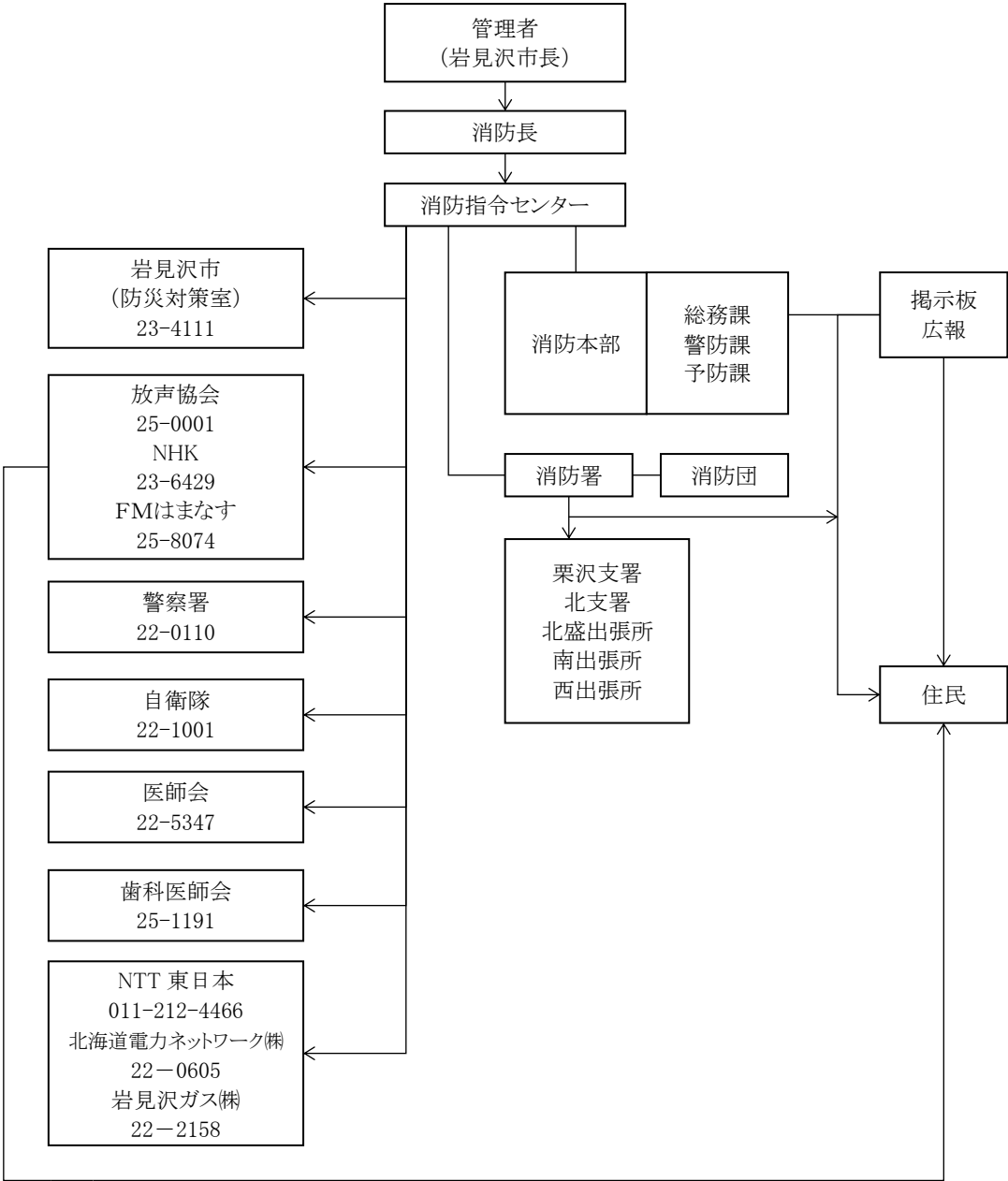
火災気象通報を受けたとき又は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、市長は火災に関する警報を発令することができる。

火災警報発令条件	実効湿度 60%以下にして、最小湿度 40%以下となり、最大風速で 7m/s 以上となる見込みのとき。 平均風速 10m/s 以上の風が、1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
----------	---

(3) 火災警報を発令したとき又は解除したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、住民に掲示板及び広報等により周知徹底を図るものとする。

(4) 火災警報が発令されたときは、火災予防条例により、火の使用制限を図り火災の未然防止に努めるものとする。

(5) 火災警報発令、解除伝達系統図



5 災害警防計画

災害発生のおそれがあるときは災害を未然に防止し、又災害による被害の軽減を図る。

- (1) 消防署及び各分団別管轄区域については、資料 13 のとおりである。
- (2) 警防規程

火災又は救急救助を必要とする事故等（以下「災害」という。）が発生した場合にその活動を効果的に実施する。

ア 災害出動の種別は、次のとおりとする。

- a 火災出動
- b 救急出動
- c 救助出動
- d 特殊災害出動
- e 警戒出動
- f 水防出動

g 調査出動

h その他の出動

イ 災害出動体制は、次のとおりとする。

a 第1出動 当番消防部隊及び受持区域の消防団が出動する。

b 第2出動 前号の出動では不十分と認められる場合、又は、現場最高指揮者から、消防隊の増強要請があった場合とし、非番職員等並びに本部職員の一部及び災害現場に隣接する消防団が出動する。

c 第3出動 災害等の規模若しくは拡大の程度により、前号の出動では対応し難いと認められた場合とし、非番職員等並びに本部職員及び消防団の全部が出動する。

ウ 消防職団員を招集する必要があると認められるときの大サイレン吹鳴の基準は、次のとおりとする。

a 市街地又は準市街地における建築物密集地域での火災で、延焼拡大のおそれがあると判断した場合。

b 大規模建築物の火災で、延焼拡大の恐れがあると判断した場合。

c 前各号によるほか、災害の規模、地勢、水利、気象の状況等を判断し、必要と認められる場合。

(3) 警防活動体制の強化

気象状況から大規模な災害の発生若しくは災害の多発が予測される場合、又は非常災害が発生した場合（以下「非常災害等」という。）においては、特別配備体制又は非常配備体制を発令し、警防体制の強化を図るものとする。

ア 特別配備体制及び非常配備体制の区分は次の各号に掲げるとおりとする。

a 特別配備体制 災害の状況により非番職員等のうち必要な人員を増員する。

b 第1非常配備体制 消防本部のうち必要な人員及び消防署の非番職員を増員する。

c 第2非常配備体制 前号の非常配備体制に加え、更に必要な人員を増員する。

d 第3非常配備体制 非番職員等の全部を招集する。

イ 特別配備体制及び非常配備体制の発令基準は次のとおりとする。ただし、札幌管区气象台が震度5弱以上の地震の発生を発表した場合は、その発表と同時に同表に掲げる第3非常配備体制が発令されたものとみなす。

配備体制発令基準

配備体制区分		発令基準
特別配備体制		1 火災警報が発令されたとき。 2 大規模な火災・爆発・事故（武力攻撃災害を含む。）が発生した場合又は第3指揮体制をとる災害の場合で特に必要と認めたとき。 3 震度4以上の地震が発生したとき。 4 南空知地方に気象警報（暴風・暴風雪・大雪・大雨・洪水）が発表されたとき。 5 次の各号のいずれかに該当し警防活動体制を強化する必要があると認めたとき。 (1) 気象状況から火災の多発するおそれがあるとき。 (2) 南空知地方に台風に関する情報が発表され、風水害の発生のおそれがあるとき。
非常配備体制	第1非常配備	1 大規模な災害が局地的に発生し又は発生するおそれがあり、気象状況等からその拡大が予想される場合で、総合的な災害対策を実施するため警防活動体制を強化する必要があるとき。 2 管内災害対策本部が設置され災害対策本部長から「第1非常配備」の指令を受けたとき。
	第2非常配備	1 大規模な災害が2以上発生した場合又は災害が多発し気象状況等からその拡大が予想される場合で、総合的な災害対策を実施するため更に警防活動体制を強化する必要があるとき。 2 管内災害対策本部が設置され災害対策本部長から「第2非常配備」の指令を受けたとき。

	第 3 非常配備	1 管内地域の全域若しくは大部分の範囲に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあり、消防本部及び消防署の総力を挙げて災害対策を実施する必要があるとき。 2 管内地域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 3 管内災害対策本部が設置され災害対策本部長から「第 3 非常配備」の指令を受けたとき。
--	----------	---

ウ 管内の災害対策本部長から地域防災計画に定める災害応急体制の命を受けたときは、その内容に応じ、非常配備体制を発令するものとする。

6 救急救助計画

- (1) 平常時の出動については、岩見沢地区消防事務組合救急業務規程（平成 15 年訓令第 2 号）及び警防規程（平成 22 年 3 月 29 日訓令第 4 号）によるものとする。
- (2) 非常時の出動については、救急業務規程、警防規程及び別に定める集団救急救助活動計画の定めるところによる。
- (3) 救急指定病院及びその他の医療機関
第 5 章第 9 節 3（岩見沢市医師会加入の医療機関）の定めるところによる。

7 応援協力計画

災害の発生に対し、応援出動要・受請の場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき対処するものとする。

8 緊急消防援助隊整備計画

消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

9 教育訓練

消防活動及び火災予防指導を効果的に行うため、次の教育訓練を実施し消防職団員の資質の向上を図る。

- (1) 委託教育
国又は道等の設置する消防訓練機関に消防職団員を派遣する。
- (2) 職場教育
消防職員に対し、所属長が必要に応じて、毎年教養訓練計画を立てて随時実施する。
- (3) 新任教養
新任の消防職員に対し、服務上必要な基礎的知識の教養訓練を行う。
- (4) 特別教養
法令改正等により特に消防長が必要と認めた場合に実施する。
- (5) 団員及び分団教養
消防団員又は分団ごとに訓練計画を立て、団員の教養訓練を行う。
- (6) 消防演習
訓練の成果を確認し、技術の向上を図るため、災害を想定した総合的な消防演習を計画的に実施する。

第4節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

1 市及び防災会議が実施する訓練

市及び防災会議は、地域住民をはじめとして、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体等の各関係機関と緊密な連携のうえ訓練を実施するものとし、その区分及び実施方法はおおむね次のとおりである。

なお、訓練後においては評価を行い、それを踏まえた体制の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

区分	時期	実施場所	実施方法	所管
水防訓練	水害発生多発時期前	水害危険地区	図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等のほか、消防団員の動員を折込んだ訓練を実施する。	岩見沢市 岩見沢地区 消防事務組合
土砂災害に係る避難訓練	適時	土砂災害警戒区域等	図上又は実施訓練 土砂災害警戒情報の発表に伴う、避難指示等の情報伝達、避難所及び避難経路の確認等、適切な避難を行うための訓練を実施する。	岩見沢市
消防訓練	火災発生多発時期前	火災危険地区	図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、立退き救出救助消火の指揮系統の確立、広報情報連絡等を折込んだ訓練を実施する。	岩見沢市 岩見沢地区 消防事務組合
避難救助訓練	適時	適当な地区	図上又は実施訓練 水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫給水給食等を折込んだ訓練を実施する。	岩見沢市 岩見沢地区 消防事務組合
災害通信連絡訓練	適時	適当な地区	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。	岩見沢市 岩見沢地区 消防事務組合
非常招集訓練	適時	適当な地区	図上又は実施訓練 災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。	岩見沢市 岩見沢地区 消防事務組合
総合訓練	適時	適当な地区	各関係機関、自主防災組織、ボランティア及び避難行動要支援者を含めた市民等と連携して、大震火災による被害をも含めた想定被害のもとに、情報の収集と伝達、水防、消火、避難誘導、救護、交通規制等の訓練を総合的に実施する。	岩見沢市 防災会議
応援・受援訓練	適時	適当な地区	図上又は実施訓練 各関係機関、近隣自治体と連携して情報の収集と伝達、応援要請方法の確認等の訓練を実施する。	岩見沢市
その他災害に関する訓練	適時	適当な地区	その他災害に関する訓練を実施する。(他の関係機関で実施する訓練について協力)	岩見沢市 防災会議

第5節 避難行動要支援者対策計画

市は、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）について、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報の取扱いや作成・活用方針等を整理し、重要事項については次のとおり定め、具体的な事項については、別に定める「避難行動要支援者全体計画」によるものとする。

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取扱い

市は、災害時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、また避難所等での生活支援を的確に行うため、避難行動要支援者の情報の収集・把握に努めるものとする。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）及び個別避難計画の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築する。

(1) 要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる要支援者名簿を作成するものとする。作成にあたっては、高齢者区分、要介護認定者区分、障害者区分の下記要件を設定し、その他の者については、市長が必要と認めた場合において要支援者名簿に登載する。

要支援者名簿の区分と対象範囲

区分	対象範囲
高齢者区分	75歳以上のみで構成される世帯の世帯員 緊急通報サービス助成を受けている者
介護認定者区分	要介護3以上の認定を受けている者
障害者区分	身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている者 療育手帳A判定の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者

(2) 要支援者名簿に掲載する個人情報の入手

市は、要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部署で把握している情報等を集約するよう努めるものとする。

(3) 要支援者名簿の情報

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 個別避難計画の作成

市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、積雪や凍結といった寒冷地特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じ

て更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(5) 避難支援等関係者

市は、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、要支援者名簿情報を提供するものとする。また、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に個別避難計画の情報を提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

ア 岩見沢地区消防事務組合

イ 岩見沢警察署

ウ 民生委員

エ 岩見沢市社会福祉協議会

オ 町会・自治会

カ 市長が認めたその他避難行動要支援者の避難支援を行う団体又は機関

(6) 要支援者名簿及び個別避難計画の更新

市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から要支援者に関する情報を把握し、要支援者名簿及び個別避難計画を定期的に更新するとともに、要支援者の状況の変化を把握した場合は速やかに修正に努めるものとする。

(7) 要支援者名簿及び個別避難計画の提供における情報の管理

市は、要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際して、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 要支援者名簿及び個別避難計画は、当該避難行動要支援者の居住する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 要支援者名簿及び個別避難計画の提供にあたり、避難支援等関係者から書面により受領を確認する。

ウ 庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、要支援者の安全確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、要支援者名簿及び個別避難計画の情報の適正な管理に努める。

(8) 避難支援等関係者における要支援者名簿及び個別避難計画の適正な情報管理

ア 避難支援等関係者は要支援者名簿及び個別避難計画を厳重に保管し、団体においては管理責任者を定めるとともに、要支援者名簿及び個別避難計画を取扱う者を必要最低限に限定すること。

イ 避難支援等関係者は、正当な理由がなく、要支援者名簿及び個別避難計画により知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 支援体制の整備

市は、避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、防災担当部局と福祉担当部局が連携して業務を進めるとともに、避難支援等関係者などの協力のもと、きめ細やかな緊急連絡体制を確立したり、援助者を定めておく等、避難誘導等の具体的な支援体制の整備に努めるものとする。

また、市は、災害時において、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいた避難支援に努めるとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、平時から避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の

提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(1) 情報伝達体制の整備

市は避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、多様な情報伝達手段を活用して、情報の提供及び伝達を行うものとする。

(2) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が災害応急対策に従事する際に、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう安全確保に十分に配慮しなければならない。

(3) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(4) 避難行動要支援に係る地域防災力の向上

市は、地域の実情に応じ、避難支援等関係者に対し、災害時に主体的に行動できるようにするための研修や訓練の実施に努め、防災知識等の普及、啓発を図る。また、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、避難支援の役割分担や支援内容の整理、訓練等での実効性の確認を促す。

3 要配慮者への配慮及び福祉避難所の指定

市は、避難所の一部スペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者や医療的ケアを必要とする者等の要配慮者に対する環境整備や避難所生活における体調管理などに配慮するとともに、老人福祉施設、障害者支援施設、保健センター等の施設を福祉避難所に指定し、要配慮者が安心して生活できる体制を整備する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等に配慮するものとする。

4 社会福祉施設の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防又は災害が発生した場合において、入所者及び通所者の安全確保について迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を定めておくものとし、物資の備蓄に努めるものとする。

また、平常時から地域住民やボランティア組織等との交流に努め、災害時に支援協力が得られるよう体制づくりを進めるものとする。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設の職員や入所者が災害時に適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練を実施するよう努めるものとする。

5 災害時の援助活動

市は、避難行動要支援者の早期発見に努め、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行うものとする。

(1) 避難行動要支援者の発見

市は、災害発生後、直ちに居宅に取り残された避難行動要支援者の早期発見に努める。

(2) 避難所等への移送

市は、避難行動要支援者を発見した場合は、負傷の状況等を判断し、避難所や病院等へ移送する。

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるとともに、設置にあたっては段差の解消や障がい者用トイレなど、避難行動要支援者に配慮した仕様を検討する。

6 外国人に対する対策

市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人について、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

(1) 多言語による防災パンフレット等の配布による防災知識の普及・啓発

(2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

(4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

7 感染症の自宅療養者等に対する対策

市は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から保健所と連携を図るものとする。

また、保健所は、市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行い、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第 6 節 建築物災害予防計画

建築物の被害は、特に地震による倒壊や損傷により一瞬にして広範囲に影響を及ぼし、また人的被害の発生をもたらすばかりでなく、火災の発生源となることから、その耐震性の確保など、建築物の予防対策は重要であり、その予防対策に必要な事項は、この計画に定めるところによる。

1 建築物の防災対策

(1) 木造建築物の防火対策の推進

市は、本市の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

(2) 公共施設の耐震性の向上

市は、地震などの大規模な災害が発生した場合に、災害応急対策の拠点となる市役所本庁・支所の庁舎や学校等の避難所となる公共施設の耐震性の向上に取り組むものとする。

(3) 既存建築物の耐震化の促進

市は、岩見沢市耐震改修促進計画に基づき、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、リフォームセミナー等の開催やパンフレット等を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制を整備するとともに、指導及び助言等を行うものとする。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

市は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

(5) 窓ガラス等の落下物対策

市は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上 3 階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

2 がけ地に近接する建築物の防災対策

(1) 市は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

(2) 市は、大規模盛土造成地が予定される場合は、災害が発生することがないように、対策を施すように指示するとともに、造成された場合には、位置や規模を示したマップの作成や公表を行うように努める。

第 7 節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

市及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 食料その他の物資の確保

- (1) 市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活物資、衛生用品等については、次の事項にも留意しながら必要な数量を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との協定により確保を図るなど物資の調達体制の整備に努めるものとする。

ア 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。

イ アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。

ウ 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。

エ 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。

- (2) 市は、防災週間や防災関連行事、出前講座等あらゆる機会を通じ、住民に対し、最低 3 日間分、推奨 1 週間分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、整備が困難な資機材については、民間事業者との災害協定による防災資機材の調達体制の整備に努めるものとする。

また、非常用発電機の整備のほか猛暑期や寒冷期において災害が発生した場合の対策として、冷暖房器具の整備や冬期間でも使用可能なトイレや防寒着、使い捨てカイロ等の確保に努めるものとする。

第8節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び一般住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対する防災思想・知識の普及及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努めるものとする。

(2) 市長

ア 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民等に対して行うものとする。

イ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における一般住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。
- (2) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者に十分配慮し、地域における要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めるものとする。
- (3) 地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- (4) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における体験的・実践的な防災教育の推進、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (5) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (6) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の普及と参加の促進
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送、インターネット、SNS の活用
- (3) 新聞、広報紙等の活用
- (4) 動画、スライド等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用

- (6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (7) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (8) 学校教育の場の活用
- (9) その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 岩見沢市地域防災計画
- (2) 災害に対する一般的知識
- (3) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ その他
- (4) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領、分掌事項
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 被災世帯の心得
 - a （家庭内、組織内の）連絡体制
 - b 気象情報の種別と対策
 - c 避難時の心得
 - d 被災世帯の心得
- (5) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (6) その他必要な事項

5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努めるものとする。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施するものとする。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努めるものとする。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第9節 相互応援（受援）体制整備計画

大規模災害が発生し、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、市及び指定地方行政機関は、災害時のボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

市及び防災関係機関は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災者のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

- (1) 市は、道や他の市町村等の応援要求が迅速かつ円滑に行われるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村との連絡先の共有をするなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。
- (4) 防災関係機関は、あらかじめ、道、市、その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第 10 節 複合災害に関する計画

市、道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- (3) 市及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

第5章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は、発生しようとしている場合において、災害の発生を防ぎ、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための対策は、この計画の定めるところによる。

第1節 応急実施計画

災害時において、市長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- (2) 水防管理者（市長）、消防機関の長（消防長）等（水防法第2条第3項及び第5項）
- (3) 消防長、消防署長等（消防法第29条）
- (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- (5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）
- (6) 知事（基本法第70条）
- (7) 警察官等（基本法第63条第2項）
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関

2 市の実施する応急措置

(1) 警戒区域の設置

市長は、災害が発生し、又は、発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずるものとする。

(2) 応急公用負担の実施

市長は、本市の地域に係る災害が発生し、又は、発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき、本市区域内の他人の土地、建物、その他の工作物（以下「工作物等」という。）を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件（以下「物件等」という。）を使用し、若しくは収用するものとする。この場合において、基本法第82条及び基本法施行令第24条の規定に基づき次の措置を取るものとする。

ア 工作物及び物件の占有に対する通知

市長は、工作物、又は物件等を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物、又は物件等の占有者、所有者、その他当該工作物等について権限を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項について岩見沢市公告式条例を準用して、本庁舎、北村支所、栗沢支所のそれぞれの掲示板に掲示する等の措置を取るものとする。

- a 名称又は種類
- b 形状及び数量
- c 所在した場所
- d 処分の期間、又は期日
- e その他必要な事項

イ 損失補償

市は、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

(3) 災害現場の工作物等及び物件等の除去並びに保管等の実施

市長は、市の区域に係る災害が発生し、又は、発生しようとしている場合において応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物等、又は当該応急措置を実施するにあたり支障となる工作物等の除去、その他必要な措置をとることができる。ただし、この場合において、市長は除去した工作物を保管するとともに、基本法第 64 条第 3 項及び第 6 項の規定に基づき、次の措置をとらなければならない。

ア 市長は、基本法施行令第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、当該工作物等の占有者に対し、当該工作物等を返還するため必要な事項を公示しなければならない。

イ 市長は、保管した工作物等が滅失、若しくは破損のおそれがあるとき、又は保管に不相当な費用、若しくは手数を要するときは、基本法施行令第 27 条の規定に基づき、当該工作物等を売却し、その売却代金を保管することができる。

ウ 工作物の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法第 5 条及び第 6 条の規定を準用する。

エ 公示の日から起算して 6 ヶ月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は市に帰属することとする。

(4) 他の市町村長等に対する応援の要求等（基本法第 67 条）

ア 市長は、市の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。

イ 市長は、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒むことはできない。

ウ 応援に従事する者は、応急措置の実施について、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(5) 知事に対する応援の要求等（基本法第 68 条）

ア 市長は、市の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(6) 住民に対する緊急従事指示等

ア 市長は、当該市の区域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第 65 条）

イ 水防管理者及び消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第 24 条）

ウ 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第 29 条第 5 項）

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故現場付近にいる者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第 35 条の 10 第 1 項）

オ 市長は、前各号により当該市の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。（基本法第 84 条第 1 項）

3 救助法適用の場合

(1) 実施責任者

救助法による救助は、知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 13 条第 1 項の規定により、知事より委任される救助については、市長が行う。

(2) 救助法の適用基準及び適用手続き

救助法による救助は、災害が発生した場合は、当該災害にかかり現に救助を必要とする者、若しくは災害が発生するおそれがある段階においては、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示し、当市が所管区域に含まれる場合に、当市において現に救助を必要とする者に対して行う。

市長は、市の区域に係る災害に関し、適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに空知総合振興局を通じ知事に報告しなければならない。

ア 救助法の適用基準

当市における救助法の適用基準は次のとおりである。（災害救助法施行令第1条）

なお、世帯の判定基準については、災害救助事務取扱要領（内閣府）に基づく。

- ①市で住家が滅失した世帯数が 80 世帯以上の場合
- ②全道で住家が滅失した世帯数が 2,500 世帯数以上かつ、市で住家が滅失した世帯数が 40 世帯以上の場合
- ③全道で住家が滅失した世帯数が 12,000 世帯数以上かつ多数の住家が滅失した場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする府令で定める特別の事情がある場合であって市で多数の世帯の住家が滅失した場合
- ④多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当する場合

イ 救助法の適用手続き

a 市

市長は、市の区域に係る災害に関し、その被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には、直ちに空知総合振興局長に対し、次の事項を報告し、救助法の適用を要請しなければならない。

ただし、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処理について指示を受けなければならない。

- ・ 災害発生時の日時及び場所
- ・ 災害発生の原因及び被害の状況
- ・ 救助法の適用を要請する理由
- ・ 救助法の適用を必要とする機関
- ・ 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
- ・ その他必要な事項

b 北海道

空知総合振興局長は、市長からの報告、又は要請に基づき知事へ報告するものとする。知事は、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用（告示）することとし、その旨を市長に通知するものとする。

また、知事は救助法の適用に関すること、被害状況等について、内閣総理大臣に報告しなければならない。

(3) 救助法による救助の種類、期間及び費用の限度額

救助の種類、期間及び費用の限度額は、救助法第4条及び救助法救助法施行細則の定めるところによる。

(4) 費用の請求及び書類の整備

ア 市長が委任を受けて救助を実施した場合、その費用は市において一時繰替支弁しなければならない。ただし、救助を迅速に実施するために特に必要がある場合は、空知総合振興局長にその旨を申し出し、概算払いで受けることができる。

イ 市長は、費用を請求しようとするときは、請求書及び証書書類の謄本を空知総合振興局長に提出しなければならない。また、概算払いを受けようとするときは、救助費概算払申請書を空知総合振興局長に提出しなければならない。

第2節 動員計画

災害時における本部職員の動員に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 動員の配備、伝達系統

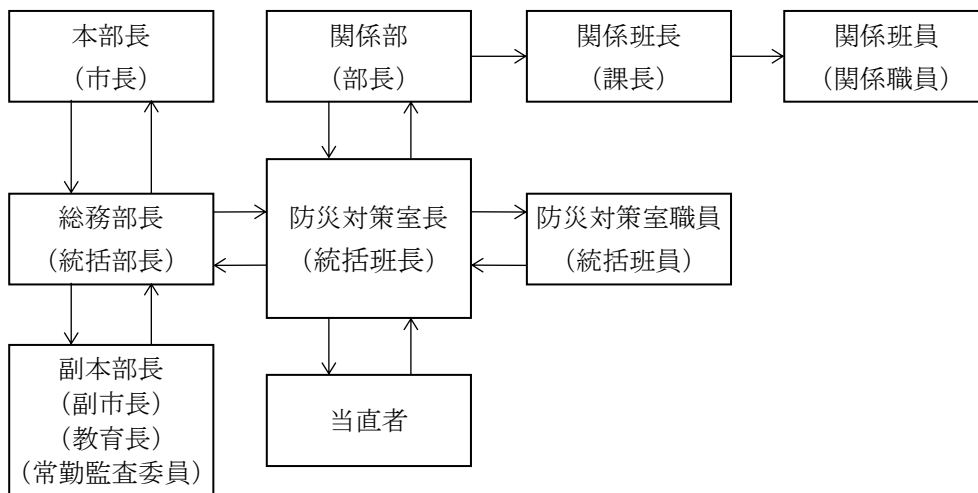
(1) 本部各班員に対する伝達

平常勤務時の伝達系統



※緊急時においては、庁内放送により伝達するものとする。

休日又は退庁後の伝達系統



(2) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等に災害が発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属長と連絡のうえ、又は自らの判断により自分自身の安全確保に十分配慮しつつ登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、電話、岩見沢市災害情報メール等により周知し、職員がこの旨を知ったときは直ちに登庁するものとする。

(3) 動員連絡簿の整備

各班長は、所属職員の動員連絡簿（別記第6号様式）を常時整備し保管する。

2 動員要領

- (1) 各部長は、職員を配備したときは、その状況を非常配備体制報告書（別記第7号様式）により総務部長（統括部長）を通じて本部長に報告するものとする。
- (2) 各部長は、毎日班別の動員可能者数を動員可能者数報告書（別記第8号様式）により総務部長（統括部長）を通じて本部長に報告するものとする。
- (3) 各班の職員が不足する場合は、当該部長は応援要請書（別記第9号様式）により総務部長（統括部長）を通じて本部長に動員を求めるものとする。
- (4) 各部長は、本部が設置されると同時に本部連絡員を本部に派遣し、緊密な連絡を保持するものとする。

3 道・他市町村等に対する応援要請

災害応急対策を実施するうえで道・他市町村等の応援の必要が生じた場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき応援を要請し、活動が円滑に行えるよう、受け入れ態勢の確保を確立しておくものとする。

4 応急措置に従事した者に対する損害賠償

市長は、基本法第 84 条の規定に基づき、市区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させた場合において、その者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、政令の定める基準に従い条例の定めるところにより、その者、又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第3節 災害広報・情報提供計画

災害時における住民及び報道機関に対する災害情報の提供、並びに広報活動の実施に関する事項については、この計画の定めるところによる。

1 広報資料の収集要領

災害情報等の収集については、第3章第3節（災害情報等の報告、収集及び伝達計画）によるほか、次の要領によって収集するものとする。

- (1) 災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他関係諸機関取材による写真の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表及び広報の方法

(1) 災害情報等の発表及び広報は、次に定めるところとする。

発表責任者	広報対象	伝達方法
副本部長	報道機関	口頭又は文書
総務部長 (統括部長)	一般住民及び被災者	広報車、広報紙、チラシ等の印刷物、無線放送、消防署からの放送、サイレンの吹鳴、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、FAX、携帯電話（市メールサービス、緊急速報メール）、インターネット、緊急告知FMラジオシステム、Lアラート（災害情報共有システム）による。
	本部職員	庁内放送又は口頭
	防災関係機関、公共的団体、関係施設等	電話、無線又は伝達員

(2) 報道機関に対する情報発表等の方法

収集した被害状況、災害情報等は、そのつど報道機関に対し次の事項を発表するものとする。

- ア 災害発生日時及び種別
- イ 災害発生場所
- ウ 被害状況
- エ 災害応急対策の状況
- オ 一般住民及び被災者に対する注意及び協力要請
- カ 本部の設置又は廃止
- キ その他必要な事項

(3) 一般住民及び被災者に対する広報の内容

一般住民及び被災者に対する広報は災害の推移をみながら行うものとし、その内容は、次のとおりとする。

- ア 災害に関する情報及び注意事項
- イ 災害応急対策の状況
- ウ 災害復旧対策の状況

エ 災害地を中心とした交通に関する状況

オ その他必要な事項

(4) 道及び関係機関に対する情報の提供

道及び関係機関に対し、災害情報資料等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

(5) 被災者相談所の開設

災害現地において被災者相談所を開設し、被災者の生活相談に応ずるものとする。

3 安否情報の照会手続

(1) 安否情報の照会は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

(2) 安否情報の照会を受けた際は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

(3) 安否情報の照会を受けた際は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものその他婚姻の予約者を含む)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められるもの	・被災者について保有している安否情報の有無

(4) 市は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

4 安否情報を回答するに当たっての対応

(1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

(2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

(3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

(4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(5) 道は、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合は、道が定める「災害時の氏名等の公表取扱指針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応し、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4節 避難救出計画

緊急時に際し、危険地域に住民を安全地域に避難させ、人命の保護を図るために必要な具体的な指示及び責任分担に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 避難計画等

市は、一般住民や避難行動に時間を要する避難行動要支援者を速やかに避難誘導することを目的とした情報伝達・避難誘導體制の整備を行うにあたり、平常時より、町会等や自主防災組織等の関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるものとし、避難行動要支援者が、安全かつ迅速な避難を行うことができるよう考慮する。

また、避難行動要支援者等に対しては、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難指示等の避難情報の意味と内容の説明、災害特性による避難すべき区域・判断基準、更には、伝達方法等を明確にした行動マニュアルを作成・配付する等、平時からその周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

なお、避難のための情報提供を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 避難実施責任者

ア 市長

災害の危険がある場合は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに危険地域の住居者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。

なお、避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて、災害対応の専門的知見等を有している札幌管区气象台等からの助言を活用し、適切に判断する。

イ 警察官、消防職員

市長が指示するいとまがないとき、又は市長から要請があった場合、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を必要な地域の住民に対して指示する。

ウ 知事又はその命を受けた道の職員

a 知事又はその命を受けた道の職員は、洪水又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又は、その可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立退き又は緊急安全確保措置が必要であると認められる区域の居住者に対し立退き又は緊急安全確保措置の指示をすることができる。

また、知事は洪水、地すべり以外の災害の場合においても市長が行う避難立退き又は緊急安全確保措置の指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合避難所の開設、避難者の受入等については市長に委任する。

b 知事は、災害発生により市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は、市長に代わって実施する。

c 空知総合振興局長は、市長から避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示、立退先の指示及び避難所の開設等について報告をうけた場合は、市長と情報の交換につとめると共に、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

(2) 避難行動の分類

ア 立退き避難

災害リスクのある区域の住民等が、自宅・施設等においては危険となるおそれがあることから、その場を離れ、災害リスクのある区域の外側や、災害に対し安全な場所へ移動する行動であり、避難行動の基本である。

イ 屋内安全確保

災害リスクのある区域の住民等が、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、

上階への移動や高層階に留まることにより、計画的に身の安全を確保する行動であり、住民が自らの確認・判断で行う行動である。ただし、屋内安全確保を行うためには、少なくとも以下の条件が満たされている必要がある。

- a 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域（※1）にないこと
 - b 自宅・施設等に浸水しない居室があること
 - c 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（※2）を許容できること。
- ※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域のこと
- ※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になる
電気、ガス、水道、トイレの使用ができなくなるおそれがある

ウ 緊急安全確保

立退き避難を行う必要のある住民等が、適切なタイミングで避難をしなかった、又は急激に災害が切迫して避難することができなかった等により、避難し遅れたために、避難所等への立退き避難を安全にできない場合に、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する行動である。

(3) 避難情報等と住民がとるべき行動

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)
警戒レベル 5	避難所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保（※1）
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示（※2）
警戒レベル 3	避難に時間を要する高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル 2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

※1 必ず発令されるものではない。

※2 令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令

(4) 避難情報の住民や避難施設への周知及び伝達方法

市長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難情報の発令に当たっては、次の事項や方法によって周知する。なお、警戒レベルに対応したとるべき避難行動が、住民にとって具体的でわかりやすい内容となるよう、伝達文の内容について配慮するとともに、必要に応じて、関係機関に協力を要請する。

ア 指示事項

- a 避難先
- b 避難の理由

イ 伝達方法

- a 電話、FAX、ラジオ等による伝達

関係住民に対し、電話、岩見沢市メールサービス、緊急速報メール、緊急告知FMラジオ、FAX、ラジオ放送、テレビ放送、ホームページ、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等を通じ伝達する。

- b 広報車による伝達

市、消防機関又は警察署等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

- c 伝達員による個別伝達

避難指示等を発令した時が夜間及び停電時、又は風雨が激しいとき等、各家庭に対する完全周知が困難であると予想される場合は、伝達員による個別伝達を行う。

(5) 避難所等の設定

避難指示等に基づく避難者の受入れについては、災害の状況等を判断し最も安全にして速やかに受入れ可能な施設を指定するものとし、避難所に誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難所であることを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

また、避難所が被災した場合には、災害協定締結機関の協力のもと、施設の被害状況の把握に努め、応急復旧対応により避難所の安全性の確保に努めるものとする。さらに、災害の規模等によっては、既に指定している避難所以外の施設等でも、管理者の同意を得ることで避難所として利用することができるものとし、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。特に、避難行動要支援者の利用する施設については、必要と判断する場合、被災地である当市の管轄区域内にこだわらず旅館やホテルを避難所とすることができるものとする。

ア 指定緊急避難場所（資料 1 4、図面 4）

イで指定する指定避難所と兼ねて使用することとし、学校施設においてはグラウンド、その他の施設においては駐車場を基本とする。また、災害発生直後、市民が自主的に一時的に避難を行う場合においては、近くの公園・広場等を利用することができるものとする。

イ 指定避難所（資料 1 4、図面 4）

- a 避難者を受入れするための施設であって、災害に対し安全と考えられる建物とする。避難後の維持管理が容易、かつ老若男女の体力等を考慮し徒歩で概ね 30 分以内に到達できる位置に設定する。
- b 市は、避難所の運営に必要な非常時用品等及び資機材の調達方法等の整備に努める。
- c 災害の状況により、被災するおそれのある施設があるため、複数の指定避難所を周知することに努める。

ウ 福祉避難所

- a 市は、障がい者や高齢者等の避難生活が長期に及ぶ場合において、指定避難所で生活することが困難な障がい者や医療的ケアを必要とする者等の要配慮者を受入するための施設を、福祉避難所として指定するものとする。
- b 指定にあたっては、バリアフリー化や医療的ケアのための電源の確保など、受入した避難者の生活に支障が少ないよう整備された、社会福祉施設や宿泊施設と協定締結に基づき確保するほか、必要に応じて代替避難所等を活用する。

エ 災害時一時待機施設

- a 災害時において、指定避難所が開設されるまでの間、地域住民等が緊急的、一時的に自主避難する施設として地域集会施設等を災害時一時待機施設として活用する。
- b 災害時一時待機施設の決定については市と施設管理者で事前に協議を行うこととし、災害時の避難施設としての運営は施設管理者が行い、市は必要に応じて災害などの情報提供や可能な範囲で物資の提供を行う。

(6) 避難所の開設

ア 災害時には、本部長は避難指示等の発令と併せて速やかに開設する避難所を指定し、施設管理者に開錠等の連絡を行い市民等に周知を図るものとする。また、緊急の場合において、避難所の施設管理者は、本部長の連絡を待つことなく、自らの判断において、避難所を開設できるものとする。

イ 障がい者や高齢者等の避難生活が長期に及ぶことが想定される場合、必要に応じて福祉避難所を開設する。なお、避難所の開設及び避難者の受け入れを円滑に進めるため、あらかじめ避難所の運営管理に係る担当者を定めておくこととする。

ウ 避難所の開設にあたっては、施設の被害の有無及び安全性をあらかじめ確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するとともに、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。

エ 市は、感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて可能な限り多くの避

難所の開設を検討するよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

オ 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや岩見沢市メールサービス等を含めた効果的な情報発信手段について検討する。

カ 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告する。

(7) 避難所の運営管理

ア 避難所には本部長の指名する運営管理者及び補助者を配置するものとする。

イ 運営管理者は、本部及び当該施設の施設管理者との連絡、避難者の受入等に当たるものとする。また、休日、夜間における避難所の開設に支障がないよう、平常時から施設管理者と連絡調整を行う。

ウ 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町会・自治会及び避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

エ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるとともに、マニュアルを踏まえ、速やかな避難所の供与、避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置に努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置に努めるものとする。

なお、実情に合わせて、避難所の運営に際しては、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

オ 市は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

カ 市は、避難所ごとにそこに受入れされている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報の把握に努めるとともに、やむを得ず避難所に滞在することが出来ない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。

キ 市は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズの把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実に、道や医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、夏の暑さ・冬の寒さ対策、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

ク 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用

下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

ケ 道及び市は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を活用するなど、良好な生活環境に努めるものとする。

コ 北海道警察は必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。

サ 道及び市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

シ 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

ス 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

セ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ソ 市は、避難所における家庭動物の避難スペースの確保に努めるとともに、災害時に獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

タ 市は、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

チ 市は、避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

ツ 市は、避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

テ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ト 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

ナ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

ニ 市は、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備に努めるものとする。

(8) 避難誘導

ア 避難誘導者

避難者の誘導は、市、消防事務組合又は警察官がこの任に当たり、避難の指示や伝達、避難者の掌握等については、町会等や自主防災組織、又は、民間団体の協力を得ながら行い、安全の確保に努めるものとする。

イ 避難の順位

避難の際は、傷病者、避難行動要支援者の誘導を優先するよう配慮する。

ウ 車両による移送

本部長において必要と認めるときは、車両による集団輸送を行う。

エ 避難誘導體制の構築

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣のより安全な建物」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。また、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。さらに冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。

オ 適切な避難行動の周知

市は、避難所への避難以外にも、安全な地域の親戚・知人宅やホテル・旅館等への避難や、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うなどの分散避難について、平時から住民等への周知徹底に努めることとする。また、避難時の周囲の状況等により、避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても、平時から住民等への周知徹底に努めることとする。

(9) 避難の準備、携帯品の制限等

避難の準備、携帯品の制限等については、次の事項について周知徹底を図るものとする。

ア 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全にする。

イ 会社、工場等にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を行うこと。

ウ 避難者の携帯品は、必要最小限のものにとどめ、避難秩序を乱すことのないよう注意すること。

(現金、貴重品、食料、水筒、タオル、石けん、チリ紙、着替え、薬、懐中電灯、携帯ラジオ等)

エ 服装はできるだけ軽装を心がけながら、季節や気候を考慮した帽子、雨合羽、防寒用具等を携行すること。

(10) 帳簿類の整備

運営管理者は、避難所における受入状況及び物品の受払いを明確にするため必要な帳簿（別記第10号様式）を備えておくものとする。なお、避難所受入者名簿等における個人データの取扱いには十分注意するものとする。

(11) 避難状況等報告

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び避難所を開設した場合は、直ちに次の事項を空知総合振興局に報告するものとする。

ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

- a 発令者
- b 発令の理由
- c 避難対象区域
- d 発令日時
- e 避難先

イ 避難所の開設

- a 避難所開設の日時、場所及び施設名
- b 受入状況及び受入人員
- c 炊き出し等の状況
- d 開設期間の見込み

(12) 救援センター

市は、救援センターとして、負傷者の搬出、救援物資の調達・配布・輸送（陸・空）等業務の拠点場所をスポーツセンター・東山総合公園の地区を指定する。

(13) 避難者への応急的な非常時用品

市は、避難した市民に対する応急的な非常時用品を市内各所に分散して備蓄するものとし、備蓄している品名及び数量については、資料 17 のとおりである。

(14) 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、避難所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う。また、避難所を広域避難の用にも供することについて定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理
- イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- ウ バスなど被災者の移送手段の確保
- エ 広域避難についての被災者の意向の把握
- オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- キ 広域避難先での継続的な支援

上記において、市は道と連携し、基本となる手順等を踏まえながら、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備に努める。

a 道内における広域避難

市長は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要と判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

b 道外への広域避難

- ・ 市長は、他の都府県の市町村への広域的な避難が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
- ・ 市長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、上記によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(15) 広域一時滞在

ア 道内の市町村への一時的な滞在

- a 市長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて、協議を行うものとする。

なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- b 市長は、道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、あらかじめ知事に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。
- c 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告するものとする。
- d 市長は、道内広域一時滞りの必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告するものとする。

e 知事は、上記 a に基づく市長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記 b から d により協議元市長が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。

f 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置に代わって実施するものとする。

また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長に事務の引き継ぎを行うものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知するものとする。

イ 道内の市町村民の一時的な滞在

a 市長は、協議元道内市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受入れるものとし、受入れ決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知するものとする。

b 市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知するものとする。

ウ 広域一時滞在避難者への対応

市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

エ 関係機関の連携

a 道、市、運送事業者等はあらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- i 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理
- ii 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- iii バスなど被災者の移送手段の確保
- iv 広域一時滞在についての被災者の意向の把握
- v 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- vi 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- vii 広域一時滞在先での継続的な支援

2 救助救出計画

(1) 救助救出実施責任者

本部長は、警察署、消防事務組合等の協力を得て救助救出を行う。

(2) 救助救出対象者

救助救出の状況を例示すると、おおむね次のとおりである。

ア 火災の際、火中に取り残された場合

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害の際、家屋と共に流され、又は孤立地点に取り残された場合

エ 山崩れ、地滑り等により生埋めになった場合

オ その他列車、自動車等の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

(3) 被災地域における救助救出活動

市、警察署及び消防事務組合は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力

を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

3 費用及び期間

被災者の避難・救出のための費用及び期間は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

その内容は、おおむね資料 16 のとおりである。

第5節 食料供給計画

災害時における被災者、災害応急対策に従事している者等に対する食料の確保と供給の手続き等に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 応急供給の措置

(1) 実施責任者

食料供給の責任者は本部長とする。ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。また、被災地において応急作業に従事している班員については、総務部（統括部）対策班が実施する。

(2) 給与の対象

- ア 避難所に受入れされた者
- イ 住家が被災して、炊事ができない者
- ウ 災害応急対策に従事している者

(3) 給与の方法

- ア 炊き出しによる給与
- イ その他調達等による給与

2 食料調達の方法

(1) 実施責任者

食料の調達は、本部長の指示により総務部（統括部）統括班が行う。

(2) 品目

供給品目は、米飯、パン類、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルク・液体ミルクとする。

(3) 物資の調達先

災害の規模に応じ、市内の小売業者又は卸売業者からの調達及び民間事業者との協定により調達を図ることとし、調達困難な場合は、道に依頼し、調達するものとする。

3 炊き出しの方法

(1) 実施責任者

被災者に対する炊き出しの給与は、本部長の指示により健康福祉部（救助部）救助班が行う。

(2) 協力団体

日赤奉仕団、婦人団体、ボランティア等

(3) 炊き出し施設等の状況

市内における主な炊き出し施設は、次のとおりである。

区分	施設名	所在地	最大能力 (1回当たり)
米飯及び副食	岩見沢市立 学校給食共同調理所	緑が丘5丁目102番地4	7,000食

注）上記で不足の場合は、市内の炊き出し可能な施設（大規模な飲食店等）の協力を求める。

4 費用及び期間

炊き出しのための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとし、その内容は、おおむね資料16のとおりである。

第6節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 物資供給の責任者は本部長であるが、救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて市長が実施するものとする。
- (2) 市長は、物資の調達が困難なときは、知事に斡旋調達を要請する。

2 実施の方法

- (1) 救助法が適用された場合は、北海道地域防災計画の定めるところによる。
- (2) 本部長が特に必要と認めるときは、被災状況に応じて、次により給与又は貸与を行うものとする。
 - ア 災害により住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
 - イ 災害により被服、寝具その他生活必需物資を喪失し、日常生活を営むことが困難と思われる者

3 衣料、生活必需品等の調達先

災害の規模に応じ市内の各衣料品店、日用品取扱店及び民間事業者との協定により調達を図ることとし、調達困難な場合は、道に依頼し、調達するものとする。

4 給与又は貸与の方法

- (1) 取扱責任者
救援物資の給与又は貸与は、町会等の住民組織の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 給与又は貸与台帳の整備
救援物資の給与又は貸与に当たっては、物品受払簿（別記第11号様式）、物資給与及び受領簿（別記第12号様式）を備え、その経過を明確にするため次により処理するものとする。

5 費用及び期間

衣料、生活必需品等物資の給与又は貸与についての費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、おおむね資料16のとおりである。

第 7 節 給水計画

災害により給水施設が被災又は汚染し、飲料水の供給が不可能になった場合に、住民に最小限度の飲料水を供給するための応急給水に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

応急給水の責任者は、本部長であり、道、空知総合振興局保健環境部保健行政室（保健所）等相互の連絡を密にし、消防事務組合の協力を得て浄水の確保と給水に万全を期するものとする。

救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて市長が実施するものとする。

2 給水の方法

空知総合振興局保健環境部保健行政室（保健所）及び関係機関、災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に協力を求め、次により被災地への給水を行う。

(1) 水道施設が全部被害にあった場合

災害時相互応援に関する協定書に基づき飲料水の供給を行う。

搬送給水は、給水車、消防タンク車及び給水容器によるトラック輸送によるほか、必要に応じ自衛隊の出動を要請して行う。

(2) 水道施設のうち、給・配水管のみに被害があった場合

被災地域は、直ちに断水し、関係住民に被害状況を周知徹底させ、給水車、消防タンク車等給水用資機材により搬送給水する。

ア 水道施設（資料 18）

イ 給水車両等（資料 19）

ウ 水道施設の応急復旧工事

給・配水管などの水道施設に被害が発生した場合には、民間事業者との協定に基づき協力を要請し、復旧工事を行う。

3 費用及び期間

給水のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、おおむね資料 16 のとおりである。

第8節 住宅対策計画

本部長は、市民が災害により住宅に被害を受け居住の場所を失った場合、公営住宅や空家等の利用可能な既存住宅の斡旋に努める。また、住宅を失った被災者の内、自らの資力では新たに住宅を確保することができない者に対する応急仮設住宅の確保に努める。また、住宅が半壊又は半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に加えれば日常生活を営むことができるような場合に、自らの資力では応急修理を行うことができない者に対し、必要最小限度の補修を行う。また、宅地が大規模かつ広範囲被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被害宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、二次災害を軽減、防止する等、居住の安定に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法を適用し、応急仮設住宅（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は、原則として知事が行う。
- (2) 本部長は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。
- (3) 本部長が仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事の委任を受けて実施することができる。

2 公営住宅等のあっせん

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

- (1) 応急仮設住宅の種類
 - ア 建設型応急住宅
プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置
 - イ 賃貸型応急住宅
公営住宅、民間賃貸住宅等の提供
- (2) 対象者
原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。
- (3) 建設型応急住宅の建設
原則として、建設型応急住宅の設置は、知事が行う。
- (4) 建設戸数
市の要請に基づき道が決定する設置戸数とする。
- (5) 建築予定場所
原則として市有地とし、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。
- (6) 規模及び構造
建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。
ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。
- (7) 施行業者
原則として市の指名業者とする。

(8) 供与

ア 入居者の選考に当たっては、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査のうえ決定する。

イ 供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項による期限内（最高 2 年以内）とする。

(9) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、市長に委任がなされる。

(10) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

4 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者。

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

5 費用及び期間

費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずる。その内容は、おおむね資料 16 のとおりである。

6 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 応急仮設住宅台帳 （別記第 13 号様式）

(2) 住宅応急修理記録簿 （別記第 14 号様式）

7 被災宅地安全対策

(1) 危険度判定の実施

市は、災害発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、必要に応じて危険度判定の実施を決定し、危険度判定本部を設置する。

実施に当たっては、「北海道地域防災計画」に基づき、知事に支援要請を行い、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）等が派遣する判定士の協力を得て行う。

(2) 判定士の業務

判定士は「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、危険度判定を行い、判定結果を表示する。

(3) 危険度判定実施本部の業務

ア 宅地に係る被害情報の収集

イ 判定実施計画の作成

ウ 宅地判定士・判定調査員の受け入れ及び組織編成

エ 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応

オ 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

8 平常時の規制の適用除外措置

著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

第9節 医療救護計画

災害により被害を受けたことで、医療機関の機能が失われ、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における応急的医療及び助産の実施について必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害による医療及び助産の責任者は、本部長であり、道、空知総合振興局保健環境部保健行政室（保健所）の相互の連絡を密にし、岩見沢市医師会及び岩見沢歯科医師会の協力を得て医療及び助産の救護に万全を期するものとするが、救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて市長が実施するほか、知事の委任を受けた日赤道支部が実施する。

2 実施の方法

- (1) 医療及び助産は、救急医療班を編成するとともに、応急救護所を設置して実施するものとする。
- (2) 本部長は、災害対策本部を設置した際は、速やかに岩見沢市医師会に対し、岩見沢市医師会災害救護隊の要請を行うものとする。
- (3) 救急医療班は、市立総合病院事務部（医療救護部）が対応することとし、災害の規模に応じ、岩見沢市医師会災害救護隊、岩見沢歯科医師会及び北海道薬剤師会南空知支部の協力を得て救急医療に当たるものとする。
- (4) 救急医療班の編成は、市立総合病院事務部長（医療救護部長）が定め、業務内容は次のとおりとする。

ア トリアージ

イ 傷病者に対する応急処置及び医療

ウ 傷病者の医療機関への転送の可否及び転送順位の決定

エ 助産救護

3 応急救護所

- (1) 設置場所

応急救護所は、岩見沢市医師会に加入する医療機関（資料20）を原則とするが、必要により学校、児童館等の公共施設を使用する。

- (2) 応急救護所の名称

「岩見沢市災害対策現地応急救護所」と称する。

4 救急医療班の応援要請

災害の規模が大きく、その診療能力を超える傷病者がでた場合等にあつては、日赤救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を知事（空知総合振興局長）に要請する。

5 搬送体制の確保

- (1) 道路の損壊などにより、救急医療班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動が困難な場合は、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。
- (2) 重傷患者等の医療機関への搬送は、原則として岩見沢地区消防事務組合が実施する。ただし、救急車両が確保できないときは、道、市又は救急医療班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

6 医薬品等の確保

医療活動に必要な薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用、又は、業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じた場合は、道、又は、関係機関にその確保について要請する。

7 費用及び期間

医療及び助産のための費用並びに期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとし、その内容は、おおむね資料16のとおりとする。

第 10 節 防疫計画

災害時における被災地の感染症の予防及び防疫活動の実施は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災地の防疫責任者は本部長とし、被害が甚大で防疫活動が困難なときは、関係機関の応援協力を得て実施するものとする。

2 防疫班の編成

- (1) 被災地における防疫活動を迅速的確に実施するため、必要に応じ、市民環境部（生活安全部）環境衛生班の中に防疫班を編成するものとする。
- (2) 防疫班は、防疫活動及びその指導に当たるものとする。その際、現有の器具・用具等による処理が困難な場合は、民間が所有する器具・用具等又は業者から必要とする器具・用具等を借り入れて実施するものとする。

3 防疫の内容

- (1) 市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく知事の指示及び命令があったときは、次の防疫対策を実施するものとする。
 - ア 感染症の病原体に汚染された場所を消毒する。
 - イ ねずみ、昆虫等を駆除する。
 - ウ 水の使用・給水を制限又は禁止し、必要な生活用水を供給する。
 - エ 感染症の病原体に汚染された（疑いがある）飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒する。
 - オ 道路溝渠、公園等の公共の場所を清潔にする。
 - カ 対象者の範囲及び期日を定めて臨時予防接種を実施する。
- (2) 市は、指定避難所を清潔にするとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、家庭動物の避難スペース等を消毒する。
- (3) 市は、被災地域の世帯に対して必要に応じて消毒剤を配布し、建物の床、壁、トイレ等の洗浄、消毒方法について指導を行う。
- (4) 市は、被災地域又は避難所において感染症発生のおそれがある場合は、空知総合振興局保健環境部保健行政室（保健所）と協力して検疫、水質検査、保健指導及び健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。
- (5) 市は、井戸の設置者に対し、水質検査及び汚染が判明した場合の措置について指導する。
- (6) 市は、収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却や埋立、し尿については尿処理施設・下水道終末施設を利用し、衛生的に処分する。

4 患者等に対する措置

感染症患者の発生を知り得たときは、速やかに空知総合振興局保健環境部保健行政室（保健所）へ連絡し、感染症のまん延を防止する。

5 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤は、民間事業者との協定により調達を図ることとし、調達が困難な場合は、道及び関係機関に依頼し確保に努める。

第 1 1 節 廃棄物処理等計画

災害時におけるごみの収集、し尿の汲み取り処分、死亡獣畜の処理等の清掃に関する事項は、この計画の定めるところによる。なお、災害廃棄物の処理については、「岩見沢市災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

1 実施責任者

被災地における清掃の責任者は本部長とするが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合には、道又は近隣市町村の応援を要請して実施するものとする。

2 清掃班の編成

- (1) 被災地における清掃活動を効果的に実施するため、必要に応じ、市民環境部（生活安全部）環境衛生班の中に清掃班を編成するものとする。
- (2) 清掃班は、ごみ処理班及びし尿処理班を編成し、処理に当たるものとする。その際、現有の車両による処理が困難な場合は、民間所有の車両又は業者から必要とする車両を借り入れて実施するものとする。

3 清掃の方法

清掃作業は、被災度合いの高い地域から順次速やかに実施するものとし、次のそれぞれの処理の方法によるほか、大規模地震や水害による災害の場合には、「災害廃棄物処理基本方針」により処理等を行うものとする。

(1) ごみの収集処理の方法

ア 収集

被災地のごみの収集は、生活環境の保全上支障を生じないうちに収集することとし、状況によっては市所有一般車両も動員し、又、必要に応じ地域住民の協力を要請して実施するものとする。

イ 処理

収集したごみは、いわみざわ環境クリーンプラザで適正処理を行うものとする。

(2) し尿の収集処理の方法

ア 収集

被災地のし尿の汲み取りは、被災度合いの高い地域から順次速やかに実施するものとする。なお、日常生活に支障をきたさないうちに汲み取りを完了できないと見込まれる場合には、当該地域に仮設トイレを設置するものとする。

イ 処理

し尿処理場を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により処理施設の 1 日当たりの処理能力を超える場合は、一時貯留し、後日処理するものとする。

4 死亡獣畜の処理

(1) 処理を行う者

死亡獣畜の処理は所有者が行うが、所有者が判明しないとき、又は所有者において処理することが困難なときは、本部長の指示により農政部（農林対策部）農林対策総務班が実施するものとする。

(2) 処理を行う施設

死亡獣畜の処理は、道内の死亡獣畜処理場において適正処理を行うものとする。

ただし、交通途絶等により死亡獣畜処理場に搬送が不可能な場合は、知事の許可を得た上で人家から離れた場所に、1m 以上の覆土を施した仮埋設を行い、搬送可能となった時点で速やかに死亡獣畜処理場において適正処理を行うものとする。

5 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 12 条第 1 項並びに第 12 条の 2 第 1 項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、市長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第 86 条の 5 の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、市長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第 1 2 節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物の取扱については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 北海道

ア 空知総合振興局長は、市が行う被災地における家庭動物の取扱に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。

イ 道は、市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

(2) 岩見沢市

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

2 家庭動物の取扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年北海道条例第 3 号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害時には、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

(3) 市は、災害時に家庭動物を受入れする避難所、受入れする動物の種別、受入れ方法について、あらかじめ定め、周知を図り、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

(4) 災害時において、市は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第 13 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

災害によって死亡したと推定される者及び行方不明となった者の捜索並びに遺体の収容処理、埋葬等に関する事項は、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

死亡したと推定される者及び行方不明となった者の捜索並びに遺体の収容処理、埋葬等の責任者は本部長とするが、救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて市長が実施するものとする。

2 行方不明者

(1) 実施担当

行方不明者の捜索は、市、消防事務組合又は警察署と協力して捜索班を編成し、実施するものとする。

なお、被災の状況により地域住民の応援を得て実施するものとする。

(2) 応援要請

市において被災し、行方不明者が流失等により他の市町村に漂着をしていると考えられる場合において、関係市町村に対して捜索を依頼するときは、次の事項を明示して応援を要請するものとする。

ア 行方不明者が埋没し、又は漂着していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

3 遺体の収容処理

(1) 実施担当

遺体の収容処理及び埋葬は、本部長が必要に応じ関係地域住民の協力を求めて実施するものとする。

(2) 変死体の届出

変死体については、直ちに警察署に届け出を行い、検視後において処理に当たるものとする。

(3) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族又は親族に連絡して引き渡しするものとする。

(4) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬が出来ない場合は、遺体を特定の場所（市内の寺院、公共建物、公園等死体の収容に適切な場所）に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

4 遺体の埋葬

災害の際に死亡した者で本部長が必要と認めた場合は、応急的に死体を埋葬するものとする。埋葬に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 事故死等の遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後埋葬する。

(2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡してその調査に当たると共に埋葬に当たっては土葬とする。

(3) 被災地以外で漂流した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人扱いとする。

5 費用及び期間

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとし、その内容は、おおむね資料 16 のとおりである。

6 平常時の規制の適用除外措置

市及び墓地、納骨堂、火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

7 広域火葬の応援要請

大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

第 1 4 節 障害物除去計画

災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹林等で、住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の生活に支障のないよう処理する場合に必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去の責任者は本部長とするが、救助法が適用されたときは、知事又は知事の委任を受けて市長が実施するものとする。
- (2) 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとする。なお、災害の規模、障害の内容等により、各管理者は、相互に協力し除去に努めると共に、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限し迂回路等を的確に指示し、交通の確保に努めるものとする。
- (3) 鉄道に障害を及ぼしているものの除去は、当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去対象

住民に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合に行うものとし、その概要は次のとおりとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するために速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- (2) 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流水をよくし、溢水を防止し、又は河岸の決壊を防止するために必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

- (1) 本部の応急対策資材器具を使用して除去するが、その状況に応じ自衛隊、又は土木建設業者の協力応援を得て速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物除去の方法は、応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の集積場所等

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地、又はグラウンド等を利用し集積するものとする。
- (2) 北海道財務局、道及び市は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

5 障害物の売却及び処分方法

本部長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は保管に不相応の費用若しくは手数を要するときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
この場合、売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。

6 費用及び期間

障害物の除去のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとし、その内容は、おおむね資料 1 6 のとおりである。

第 15 節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援並びに救助のための資機材及び物資の輸送を迅速確実に行うために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

なお、市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるとともに、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

災害時における輸送計画の責任者は、本部長とするが、災害の規模によっては道及び関係機関の応援協力を得て実施する。

2 輸送の方法

(1) 車両による輸送

車両による輸送は、一次的には本部の所有する車両をもって実施をするが、災害の規模によっては、他関係機関に応援を要請し、さらに必要に応じて、民間事業者との協定による協力要請、又は民間車両の借り上げを行い輸送に支障のないようにする。

(2) 舟艇による輸送

水害時における水中孤立者の救出、食料の供給等必要がある場合は、水防機関に要請して舟艇による輸送を行うものとする。

(3) 空中輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、第 5 章第 19 節（自衛隊派遣要請計画）及び第 5 章第 20 節（ヘリコプター等活用計画）の定めるところにより、出動要請の依頼を行う。

(4) 人力による輸送

災害の状況により車両等による輸送が困難な場合は、労務者による人力の輸送を行うものとする。労務者の確保は、同章第 16 節（労務供給計画）によるものとする。

3 車両の確保

(1) 市有車両は、資料 2-1 のとおりである。

(2) 市有車両以外の車両調達先

市有車両以外の車両調達は、災害の規模に応じ民間事業者との協定による車両の確保に努める。

4 緊急輸送道路の確保

指定道路

- ・ 国道、高速道路全線
- ・ 道道 6 号線、30 号線、38 号線、81 号線、116 号線、139 号線、201 号線、274 号線、687 号線、789 号線、917 号線、1139 号線
- ・ 市道 1 条線、2 条線、7 条線、9 条線、岩見沢駅前線、東 10 丁目線、流通団地 1 号線、稔町岡山線、役場通り線

5 車両用燃料の調達先

車両用燃料は、民間事業者との協定により調達を図ることとし、調達が困難な場合は、道及び関係機関に依頼し燃料の確保に努める。

第 16 節 労務供給計画

災害応急対策に必要な労務供給に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

本部長は、災害応急対策に必要な一般労務者の雇上げを行うものとする。

(1) 要員の確保

災害応急対策に当たっては、民間協力団体（第 2 章第 4 節「住民組織及び協力団体の活用」に記載する住民組織等）及び災害ボランティア（第 3 章第 4 節「災害ボランティアとの連携計画」に記載する各種ボランティア）の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が特に必要な場合に労務者を雇上げる。

(2) 動員要請

災害の状況により一般労務者を必要とするときは、各部長は次の事項を示し本部長に要請し、雇上げるものとする。

- ア 職種別、所要労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要事項

2 労務者の雇上げ

(1) 雇上げの範囲

- ア 被災者の避難誘導に必要なとき。
- イ 医療助産の協力及び移送等に必要なとき。
- ウ 被災者の救出のための機械等の操作に必要なとき。
- エ 飲料水の供給のための運搬、薬品の配給等に必要なとき。
- オ 救援物資の配送及び支給に必要なとき。
- カ 行方不明者の捜索又は遺体の収容処理若しくは埋葬に必要なとき。
- キ その他の作業で必要なとき。

3 職業安定所への求人申し込み

市において労務者の雇上げができないときは、次の事項を付して岩見沢公共職業安定所へ求人申込をする。

- ア 職種別、所要労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設の状況
- オ その他必要事項

第 17 節 文教対策計画

学校施設が被害を受け、通常の教育に支障をきたした場合の応急教育に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市立の小中学校における応急教育及び文教施設の応急復旧対策は、市教育委員会及び市長が行う。
- (2) 各学校の災害時の対応については、学校長が具体的な応急計画を作成して行うものとする。
また、救助法が適用された場合の学用品の給与は、知事又は知事の委任を受けて市長が実施するものとする。

2 応急教育実施計画

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は、必要に応じて休校措置をとることができる。この場合速やかに教育長に報告するものとする。

(1) 休校の措置

ア 授業開始後において休校措置を決定し、児童生徒を帰宅させる場合においては、注意事項を十分に徹底させ、低学年児童にあつては教師が地区別に付き添う等の措置を講ずるものとする。

イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を確実な方法で児童生徒に周知徹底するものとする。

(2) 施設の確保と復旧対策

ア 応急復旧

被害の規模により応急修理のできる場合は、速やかに修理し、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用不能になった場合は、特別教室、屋内運動場等を利用するものとする。

ウ 校舎の大部分又は全部が使用不能になった場合は、最寄りの学校その他公共施設を利用するものとする。

エ 仮校舎の建設

前記ア～ウにおいて施設の確保ができない場合は、応急仮校舎を建設する等の対策を講ずることとする。

(3) 応急教育対策

ア 災害の状況に応じ特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。

特に授業が不可能な場合にあつても家庭学習の方法について指導し、学力の低下を防ぐように努めるものとする。

イ 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

- a 教科書及び学用品の損失状況を考慮し、学習内容程度が児童生徒の過度の負担にならないようにする。
- b 町会会館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化と児童生徒の保健等に留意する。
- c 通学道路その他の被害状況に応じ集団下校又は青年団体若しくは父兄の協力による引率登下校を実施する等通学の安全について遺漏のないように指導する。
- d 学校が避難所に充てられた場合には、特に児童生徒の管理に注意するとともに受入れにより授業の効率が低下しないよう留意する。
- e 災害復旧については教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(4) 教職員の確保

当該学校の教職員は、学校長の指示によりその処置に当たるものとする。なお、当該学校だけで実施が不可能なときは、市教育委員会は、道教育委員会（空知教育局）と密接な連絡をとり、近隣の学校教職員を動員配置し、教育に支障をきたさないようにする。

(5) 学校給食等の措置

- ア 給食施設設備が被災したときは、できる限りの応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。
- イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦粉、脱脂粉乳及び牛乳については関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達を図るものとする。
- ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努めるものとする。

(6) 衛生管理対策

学校が被災者受入施設として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- ア 校舎内、特に水飲場及びトイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- イ 校舎の一部に被災者を受入れして授業を継続する場合は、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- ウ 受入施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うと共に、便そうの汲み取りを実施すること。
- エ 必要に応じて児童生徒の健康診断及び予防接種を行うこと。

3 学用品の調達及び支給

(1) 学用品の調達

災害のため就学上欠くことのできない学用品を喪失し、又はき損し、更には、物品販売機構等の一時混乱により、直ちに入手することのできない状態にある小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事の委任を受け、市長（教育委員会）が学校長と協議して応急対策を進める。

(2) 学用品給与対象者

次の事項に該当する者

- ア 災害によって住家に被害を受けた小中学校児童生徒（この場合の住家の被害の程度は、全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水である。）
- イ 学用品がなく、就学に支障を生じている小中学校児童生徒

(3) 学用品購入計画

教育委員会は、学校長の協力を受け、学用品購入（配分）計画を立てるものとする。

(4) 学用品の品目

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(5) 学用品給与の費用及び期間

学用品給与のための費用及び期間については、おおむね資料 16 のとおりである。

(6) 帳簿等の整備

学用品を給与したときは、次の関係書類等を整備、保存しておかなければならない。

- ア 学用品購入（配分）計画表
- イ 学用品交付簿
- ウ 学用品出納に関する帳簿
- エ 学用品購入関係支払証拠書類
- オ 備蓄物資払出証拠書類

4 学用品の調達先

災害規模に応じ市内各文房具店を調達先とするが、必要に応じ道を通じ学用品の調達を行う。

5 費用及び期間

費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとし、その内容は、おおむね資料16のとおりである。

6 その他の各種学校の災害対策

市内に設置されたその他の各種学校の災害対策については、その設置者と協議して応急対策を進める。

7 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例、岩見沢市文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物）の所有者及び管理者は、常に当該指定物件の保全及び保護に当たり、災害が発生したときは、速やかに市教育委員会に被害状況を連絡するとともにその復旧に努めるものとする。

第 18 節 災害警備計画

災害時における北海道警察の警備活動に関する事項は、北海道地域防災計画によるほか、本計画の定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

2 災害警備

災害警備については、次に定めるところによる。

(1) 災害の予警報の伝達に関する事項

災害に関する予報及び警報の伝達については、警察は次のとおり処置するものとする。

- ア 警察は、警備上必要と認められる範囲の予警報について、警察署、交番（駐在所）を経て市長に伝達するよう協力するものとする。
- イ 警察署長は、気象庁の地方機関及び水位等観測所並びに市等の関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して平素より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に遺憾のないよう処置するものとする。
- ウ 警察官は、災害が発生するような異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、第 3 章第 3 節（災害情報等の報告収集及び伝達計画）に定めるところにより処置するものとする。

(2) 事前措置に関する事項

市長が行う警察官の出動要請

本部長が基本法第 58 条に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、警察署長を経て警察本部長に対して行うものとする。

(3) 警察署長は、市長からの要請により基本法第 59 条に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知するものとする。この場合にあっては、市長が当該措置の事後処理を行うものとする。

(4) 災害時における災害に関する情報の収集に関する事項

- ア 警察署長は、市長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。
- イ 警察署長は、災害情報の収集及び報告の迅速な処理を図るため、災害情報収集報告責任者を指定しておくものとする。

3 避難に関する事項

- (1) 警察署長は、避難の指示、避難経路、避難場所、避難先における給食等について、あらかじめ市長と連絡しておくものとする。
- (2) 警察官が避難の指示又は警告を行う場合は、同章第 4 節（避難救出計画）に定める避難場所を指示するものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により当該避難計画によりがたい場合は、適宜の処置を講ずるものとする。この場合において、警察官が当該地域を管轄する市長に通知したときは、当該避難先の借上げ、給食等は、市長が行うものとする。
- (3) 市長は、警察署長又は警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第 60 条に基づく避難の指示について適切な処置を講ずるものとする。

4 災害時における広報

警察署長は地域住民に対して必要と認める場合には、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について必要な事項の広報を行うものとする。

5 応急措置に関する事項

警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項に基づき、警戒区域の設定を行った場合には、直ちにその旨を市長に通知するものとする。この場合にあっては、市長が当該措置の事後処理を行うものとする。

6 救助に関する事項

警察署長は、市長と協力し被災者の救出及び負傷者、病気にかかった者の応急的救護並びに遺体の検分に努めると共に状況に応じて市長の行う遺体の搜索に協力するものとする。

7 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等必要な通信施設又は資材を配備するよう警察通信部とあらかじめ打ち合わせておくものとする。

第 19 節 自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められ、かつ、自衛隊の部隊が派遣される以外に適切な手段がない場合に行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 災害発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の要領

(1) 要請方法

自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書（別記第 15 号様式）をもって知事（ただし、北海道事務決裁規定第 8 条により、空知総合振興局長が専決することができる。）に要請を要求するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請を要求し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

市長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要請を要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接部隊の長に通知することができる。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域（区域図添付）及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 担当部及び要請の要求先

担当部は総務部（統括部）とし、派遣要請の要求先は空知総合振興局とする。

3 災害派遣部隊の受入態勢

(1) 受入れ準備の確立

空知総合振興局から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 派遣部隊集結地の準備

派遣部隊の宿泊、車両及び機材等の保管場所となる派遣部隊集結地については、資料 22 に掲げるとおりとするが、災害が冬季間に発生した場合には、民間事業者との協定に基づき協力要請し、派遣部隊集結地とする。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び空知総合振興局との連絡職員を指名し、連絡に当たらせる。

ウ 応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な事項について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに責任者と応援、作業計画等について協議し、

調整のうえ、必要な措置をとる。

イ 空知総合振興局への報告

派遣部隊到着後その他必要に応じて、次の事項を空知総合振興局に報告する。

- a 派遣部隊の長の官職氏名
- b 隊員数
- c 到着日時
- d 従事している作業の内容及び進ちょく状況
- e その他参考となる事項

(3) 経費等

ア 次の費用は、派遣部隊の受入側において負担するものとする。

- a 資材費及び機器借上料
- b 電話料及びその施設費
- c 電気料
- d 水道料
- e 汲み取り料

イ その他必要経費については、自衛隊と協議の上定めるものとする。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

4 派遣部隊の撤収要請

災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書（別記第16号様式）をもって空知総合振興局に報告するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは電話等で要請し、その後文書を提出するものとする。

第 20 節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

1 基本方針

市は、市内において大規模な災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、防災関係機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

2 実施責任者

ヘリコプターの出動要請は、本部長が行う。

3 ヘリコプターを保有する防災関係機関

北海道、北海道開発局、北海道警察、自衛隊

4 出動要請の要件

本部長は、市内における災害時に、次のいずれかに該当する場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- (1) 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 市内の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

5 要請方法

知事（危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第 17 号様式）を提出する。

ただし、自衛隊に対する要請は、第 5 章第 19 節（自衛隊派遣要請計画）の定めるところによる。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

6 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

電話番号 011-782-3233

FAX 番号 011-782-3234

7 報告

市長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第 18 号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

8 ヘリコプターの活動内容

ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急・救助活動
 - ア 傷病者、医師等の搬送
 - イ 被災者の救助・救出
- (3) 救助活動
 - ア 中高層ビル等の火災における救助・救出
 - イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出
 - ウ 高速自動車道路上での事故における救助・救出
- (4) 火災防ぎょ活動
 - ア 空中消火
 - イ 消防隊員、資機材等の搬送
 - ウ 偵察・情報収集
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) その他
 - ア ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

9 市の対応等

市長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策を講じる。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

なお、市内におけるヘリコプターの発着可能地は資料２３に掲げるとおりである。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

第 2 1 節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

道路啓開については、北海道道路啓開計画【第 2 版】（令和 4 年 12 月 北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。

なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

(1) 北海道公安委員会（岩見沢警察署）

ア 災害時において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(2) 札幌開発建設部岩見沢道路事務所

一般国道の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。

(4) 北海道（空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所）

ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

イ 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

ウ 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について市長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

(5) 市及び岩見沢地区消防事務組合

ア 市が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、

当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(6) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長等及び警察官がその場にいないときに、次の措置をとることができる。

ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。

ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（岩見沢警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間

イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（岩見沢警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会（岩見沢警察署）が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会（岩見沢警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

ア 知事（空知総合振興局長）又は北海道公安委員会（岩見沢警察署）は、車両の使用車等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（空知総合振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ 緊急通行車両

a 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項について行うものとする。

- ・ 特別警報、警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

b 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ 発災前確認手続の普及等

道、市及び地方行政機関は、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続きを積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

(3) 規制除外車両

北海道公安委員会（岩見沢警察署）は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害時に優先すべきものに使用される車両であって、北海道公安委員会（岩見沢警察署）が規制から除外するものとして意思決定するものについては、規制除外車両として通行を認める。

ア 確認手続

a 北海道公安委員会（岩見沢警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

b 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

c 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記 a に定める自衛隊車両であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

イ 事前届出制度

a 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会（岩見沢警察署）は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- ・ 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- ・ 医薬品・医療機器・慰労用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

- ・建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

b 事前届出制度の普及

北海道公安委員会（岩見沢警察署）は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

4 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にはネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、札幌市、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

(1) 計画内容

ア 対象地域

道内全域

イ 対象道路

既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371kmに上っている。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

札幌市、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路延長7,245km）

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路（道路延長3,831km）

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路（道路延長295km）

5 緊急輸送のための交通規制

- (1) 道路管理者は、放置車両や立往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第 2 2 節 災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を救援するため、災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、日本赤十字社北海道支部及びその他協力団体により組織する北海道災害義援金募集委員会がこれに当たる。その運営方法等は、北海道災害義援金募集委員会会則に定めるとおりとする。

第 2 3 節 石油類燃料供給計画

災害の石油燃料類（LPG を含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市は、管理している緊急通行車両のガソリン等のほか、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

道は、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設又は防災関係機関等が所有する移動基地局車や移動電源車等の資機材（以下本節において「重要施設等」という。）の管理者又は市の要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

2 石油類燃料の確保

- (1) 燃料・LPG等の調達は、民間事業者との協定により調達を図ることとし、供給を受けるものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に支援を求めるものとする。また、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、市民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。
- (3) 道は、災害情報収集システムを利用し、効率的に中核SS、住民拠点SS及び北海道地域サポートSSの営業状況等を把握し、市に情報提供を行う。

第24節 広域応援・受援計画

大規模災害時に、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画の定めるところによる。

また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。

1 実施機関

市及び岩見沢地区消防事務組合

2 実施内容

(1) 市の措置

ア 市は、大規模災害時に、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。

イ 市は、市内において避難先等の確保が十分に実施できない場合は、南空知4市5町による「南空知災害時相互応援に関する協定」に基づき、南空知の市町に応援を要請する。

ウ 市は、他の市町村の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立するとともに、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(2) 岩見沢地区消防事務組合

ア 岩見沢地区消防事務組合は、大規模災害時に、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」及び「岩見沢地区消防事務組合受援計画」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、市長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

イ 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておくものとする。

ウ 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第 2 5 節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 北海道電力（株）・北海道電力ネットワーク（株）

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 北海道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

(3) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満了にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

キ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模停電災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、市民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、市民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情

報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

北海道電力（株）・北海道電力ネットワーク（株）は、電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、災害応急対策を講ずるほか、早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。また、両社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

(4) 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(5) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、次により必要な交通対策を行うものとする。

ア 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置するものとする。

イ 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

(6) 応急電力対策

ア 緊急的な電力供給

北海道電力（株）は、道や市町村等と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

イ 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

第6章 水防計画

第1節 総則

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、本市の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水その他による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

2 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。（岩見沢市においては、消防団がその任を担う。）

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。

(8) 水防協力団体

一般社団法人若しくは一般財団法人、特定非営利活動法人、営利法人を含む民間法人、法人格を含まない自治会、町内会、ボランティア等であつて、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報（指定河川）

流域面積が大きい河川であつて、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報指定河川）について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおその状態を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報（指定河川等）

洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報指定河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知（指定河川）

洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川について、当該河川の水位があらかじめ定められた水位に達したとき、水位又は流量を示して行う通知及び周知をいう（法第 13 条）。

(12) 水防団待機水位（通報水位）

洪水、津波又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位（指定水位））をいう。

(13) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水、津波又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）。

(14) 避難判断水位（洪水特別警戒水位）

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位、市町村長の避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位をいう（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位）。

(15) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。

(16) 重要水防箇所

過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所をいう。

(17) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

3 水防の責務

法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

(1) 岩見沢市（水防管理者）

法第 3 条の規定に基づき、市は、水防管理団体としてその区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

具体的には、主に以下の事務を行う。

- ア 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- イ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第 15 条）
- ウ 水防団（消防団）及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- エ 警戒区域の設定（法第 21 条）
- オ 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- カ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- キ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ク 公用負担（法第 28 条）
- ケ 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）
- コ 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- サ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- シ 水防協力団体の指定（法第 36 条）

(2) 国土交通大臣（北海道開発局）

- ア 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項）
- イ 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ウ 水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- エ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）

(3) 気象庁長官（札幌管区気象台）

- ア 気象予報及び警報の通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- イ 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項及び第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

(4) 北海道

- ア 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- イ 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- ウ 気象予報及び警報の伝達（法第 10 条第 3 項）
- エ 洪水予報の発表及び通知（（法第 10 条第 3 項、第 11 条第 1 項）
- オ 水位の通報及び公表（法第 12 条）
- カ 水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項）
- キ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- ケ 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- コ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- サ 水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

(5) 量水標管理者

- 水位の通報及び公表（法第 12 条第 1 項及び第 2 項）

(6) 居住者等の義務

- 水防活動への従事（法第 24 条）

第2節 水防組織

1 市の組織

市は、第2章第2節（災害対策本部）に定めるところに準じ、水防本部により水防に関する事務（以下「水防事務」という。）を処理する。なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防事務を処理するものとする。

(1) 水防本部の所掌事務

水防本部の事務は、第2章第2節（災害対策本部）に定めるところに準じ、所掌するものとする。

(2) 消防団の組織

消防団の配置状況は、資料10のとおりとする。

(3) 水防組織（消防団）の管轄区域

水防組織（消防団）の管轄区域は、資料13の各分団の管轄区域のとおりとする。ただし、管轄区域外であっても、団長が必要と認め指示したときは、直ちに出勤し、現地水防活動に当たるものとする。

2 近隣市町村水防管理団体、警察及び自衛隊の協力応援

(1) 隣接市町村水防管理団体との協力応援

法第23条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、次の隣接市町村水防管理団体、警察及び自衛隊に対し、協力応援を求めるものとする。

	市町村名 (水防管理団体)	市役所・町村役場		消防本部
		市外局番	番号	
岩見沢市 市役所 23-4111 消防指令センター 22-7445	美唄市	0126	62-3131	0126-66-2221
	三笠市	01267	2-3181	01267-2-7777
	江別市	011	382-4141	011-384-1199
	夕張市	0123	52-3131	0123-53-4121
	月形町	0126	53-2321	岩見沢地区消防事務組合 (岩見沢市所在) 消防指令センター 22-7445
	栗山町	0123	72-1111	南空知消防組合 (栗山町所在) 0123-72-1835
	南幌町	011	378-2121	
	長沼町	0123	88-2111	
	新篠津村	0126	57-2111	石狩北部地区消防事務組合 (石狩市所在) 0133-74-7111

(2) 警察の協力応援

警察の協力応援は、第5章第18節（災害警備計画）の定めるところによるもののほか、水防管理者又は消防長が協力応援を求めるときの、法に規定されている事項は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------|----------|
| ア 警察通信施設の使用 | 法第27条第2項 |
| イ 警戒区域の監視 | 法第21条第2項 |
| ウ 警察官の出動 | 法第22条 |
| エ 避難、立退きの場合における措置 | 法第29条 |

(3) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、第5章第19節（自衛隊派遣要請計画）に基づき、知事（空知総合振興局長）に対して派遣要請を要求するものとする。

第 3 節 重要水防区域及び水防施設

1 重要水防区域の指定

本市の区域内の河川等で水防上特に重要な警戒防ぎょ区域は、資料 5－2 及び図面 1 のとおりである。

2 水防施設

(1) 雨量・水位観測所

本市に係る主要な雨量・水位観測所は、次のとおりである。

ア 北海道開発局

a 水位観測所

観測所名	最寄りの雨量観測所	水系名	河川名	水位観測所位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画高水位(m)
石狩大橋	月形	石狩川	石狩川	江別市緑町 558 番地	4.30	5.10	7.80	8.10	8.62
豊幌	美流渡	石狩川	幌向川	江別市豊幌南 3 線西 1 号	6.80	7.80	9.40	9.70	9.78
清幌橋	円山	石狩川	夕張川	空知郡南幌町南 14 線西 2 号	11.60	12.60	12.70	13.10	14.78
西川向	桂沢ダム	石狩川	幾春別川	岩見沢市西川向	10.00	10.60	13.30	14.20	14.86
岩見沢大橋	月形	石狩川	石狩川	岩見沢市北村幌達布番外地	7.80	9.40	—	—	12.77
第 1 旧美唄橋 (開基橋)	美唄山	石狩川	旧美唄川	岩見沢市北村中央番外地	9.30	9.80	—	—	11.89
大豊橋	美唄山	石狩川	旧美唄川	岩見沢市北村大願 615 番地 4	9.30	10.40	11.40	12.00	12.03
産化美唄	美唄山	石狩川	産化美唄	美唄市北美唄町 2 区	11.40	13.40	17.10	17.30	17.39
月形	橋本町	石狩川	石狩川 須部都川 美唄川	岩見沢市北村豊正 42 番地 12	10.40	12.30	15.30	15.60	15.98
橋本町	音江	石狩川	石狩川	樺戸郡新十津川町中央 89 番地	23.20	24.60	26.50	27.00	28.15

b 雨量観測所

観測所名	水系名	河川名	雨量観測所位置
美流渡	石狩川	幌向川	岩見沢市栗沢町美流渡南町 8 番地の 1
岩見沢大橋	石狩川	石狩川	岩見沢市北村幌達布 232 の 2 の 6
岩見沢河川	石狩川	幾春別川	岩見沢市 7 条東 9 丁目 3 番地
月形	石狩川	石狩川	岩見沢市北村豊正 42-12

イ 北海道（札幌建設管理部岩見沢出張所）

観測所名	種類	水系名	河川名	水位観測所位置	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	計画高 水位 (m)
旧美唄川	水位 ・雨量	石狩川	旧美唄川	美唄市字美唄中央地先	10.93	11.66	—	12.76	12.76
東利根別川	水位	石狩川	東利根別川	岩見沢市総合運動公園地先	18.22	18.72	18.97	19.28	19.42
岩栗橋	水位	石狩川	幌向川	岩見沢市栗沢町栗部	9.67	11.97	12.75	12.99	13.45
美流渡	雨量	石狩川	幌向川	岩見沢市栗沢町美流渡錦町 113 番地 1 地先	—	—	—	—	—
大和橋	水位	石狩川	利根別川	岩見沢市大和 4 条 7 丁目	9.16	10.53	11.59	12.07	12.15
岩見沢出張所	雨量	石狩川	—	岩見沢市上幌向南 1 条 2 丁目	—	—	—	—	—

(2) 雨量、水位の情報は、次に掲げる北海道及び国土交通省防災情報提供センターのホームページからリアルタイムで入手するものとする。

ア 市町村向け情報提供

名称	ホームページアドレス	情報提供
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等

※貸与された ID・パスワードにより利用

イ 一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	情報提供
国土交通省「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省「川の水位情報」	https://k.river.go.jp/	水位情報、河川監視カメラ情報
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象情報、レーダー・アメダス解析雨量、危険度分布（キキクル）
札幌管区気象台ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、レーダー・アメダス解析雨量
北海道防災ポータル	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス

(3) 水防資機材の備蓄と調達

水防作業の実施に伴う水防資機材の保有状況は水防用資機材等備蓄一覧（資料 24）のとおりである。なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ発注調達するものとする。また、北村地区河川水防センターは、水防資機材の備蓄のほか、水防活動の拠点基地として活用されるため、北村地区河川水防センターと併設する北村地区河川防災ステーションを所管する北海道開発局との連携により水防にあたるものとする。

(4) 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておくものとする。堆積場所は、次のとおりとする。

堆積場所	住所
北村水防倉庫	北村中央 10 番地 2
岩見沢市北村地区河川防災ステーション	北村幌達布地先

(5) 排・取水門の操作

排・取水門の管理者（以下「施設管理者」という。）は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉操作を行うものとする。なお、施設管理者は、あらかじめ排・取水門操作要領を作成し、操作担当責任者等に周知徹底を図り、門扉の操作等について支障のないようにするものとする。

操作要領には、次のことを定め、水防管理者に提出するものとする。

- ア 目的
- イ 門扉の維持管理
- ウ 門扉の閉鎖取扱者
- エ 門扉の閉鎖時期
- オ 閉鎖の通報
- カ 閉鎖作業
- キ 門扉の開く時期
- ク 開放作業
- ケ 作業完了の報告
- コ その他

(6) 排水機場及び排・取水門の設置場所

本市の区域内に設置された排水機場及び排・取水門は、資料 2 5 のとおりである。

第4節 通信連絡

1 気象警報等の通信連絡

(1) 水防活動用予報及び警報等

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区气象台、北海道開発局及び北海道から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

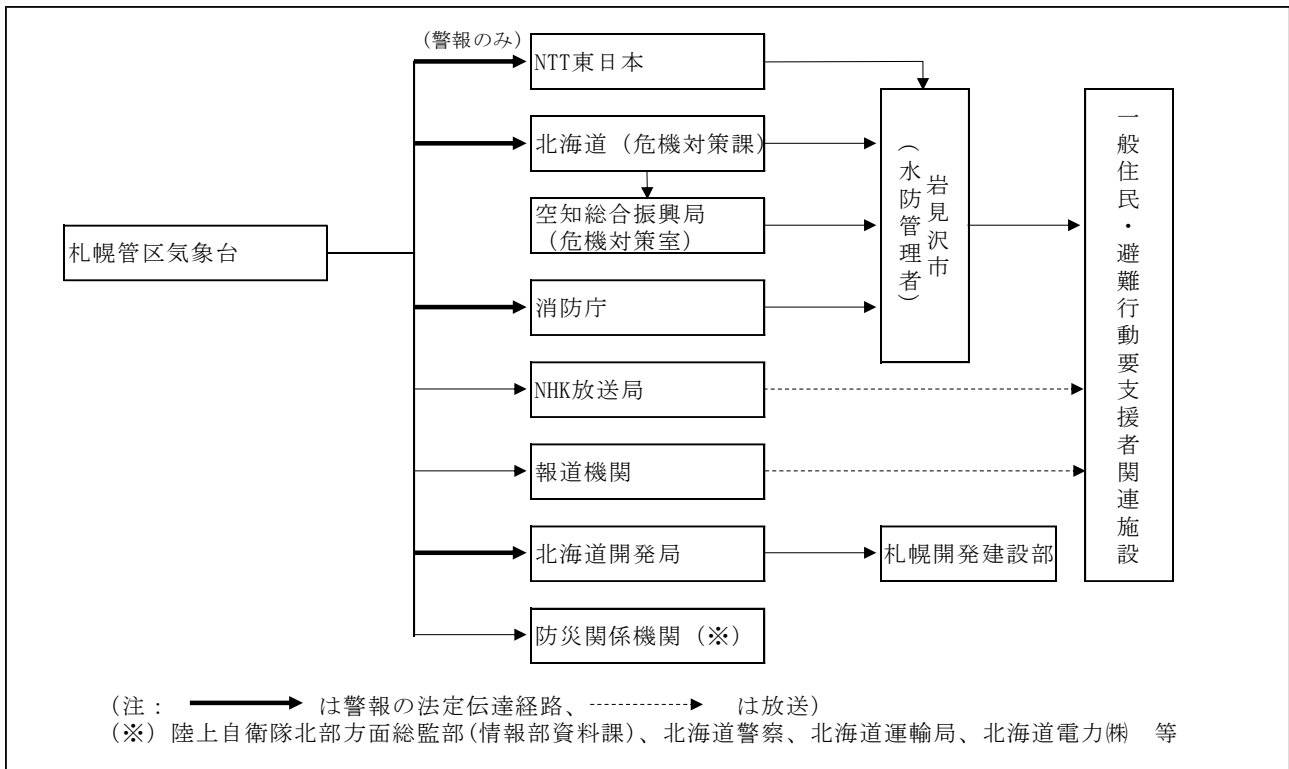
ア 気象庁が行う気象予報及び警報

a 種類及び発表基準

気象等の状況により災害が起きるおそれがあると認められるときに札幌管区气象台から発表される注意報、警報及び特別警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報、警報及び特別警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代えられる。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準	
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたとき 【大雨注意報の基準】 ・表面雨量指数基準 9 ・土壌雨量指数基準 102	
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき 【洪水注意報の基準】 ・指定河川洪水予報に基づき発表	
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき 【大雨警報の基準（浸水害）】 ・表面雨量指数基準 13 ・土壌雨量指数基準 140	
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき 【洪水警報の基準】 ・流域雨量指数及び表面雨量指数に基づき発表	
	大雨特別警報	確率値を用いた場合	①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（概ね 30mm/h 以上）が降り続けると予想される場合 ①表面雨量指数として定める基準値以上となる 1km 格子が、概ね 30 格子以上まとまって出現 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる 1km 格子が、概ね 20 格子以上まとまって出現
		指数を用いた場合	過去に多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（概ね 30mm/h 以上）がさらに降り続けると予想される場合

b 警報等の伝達経路



イ 指定河川洪水予報

a 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

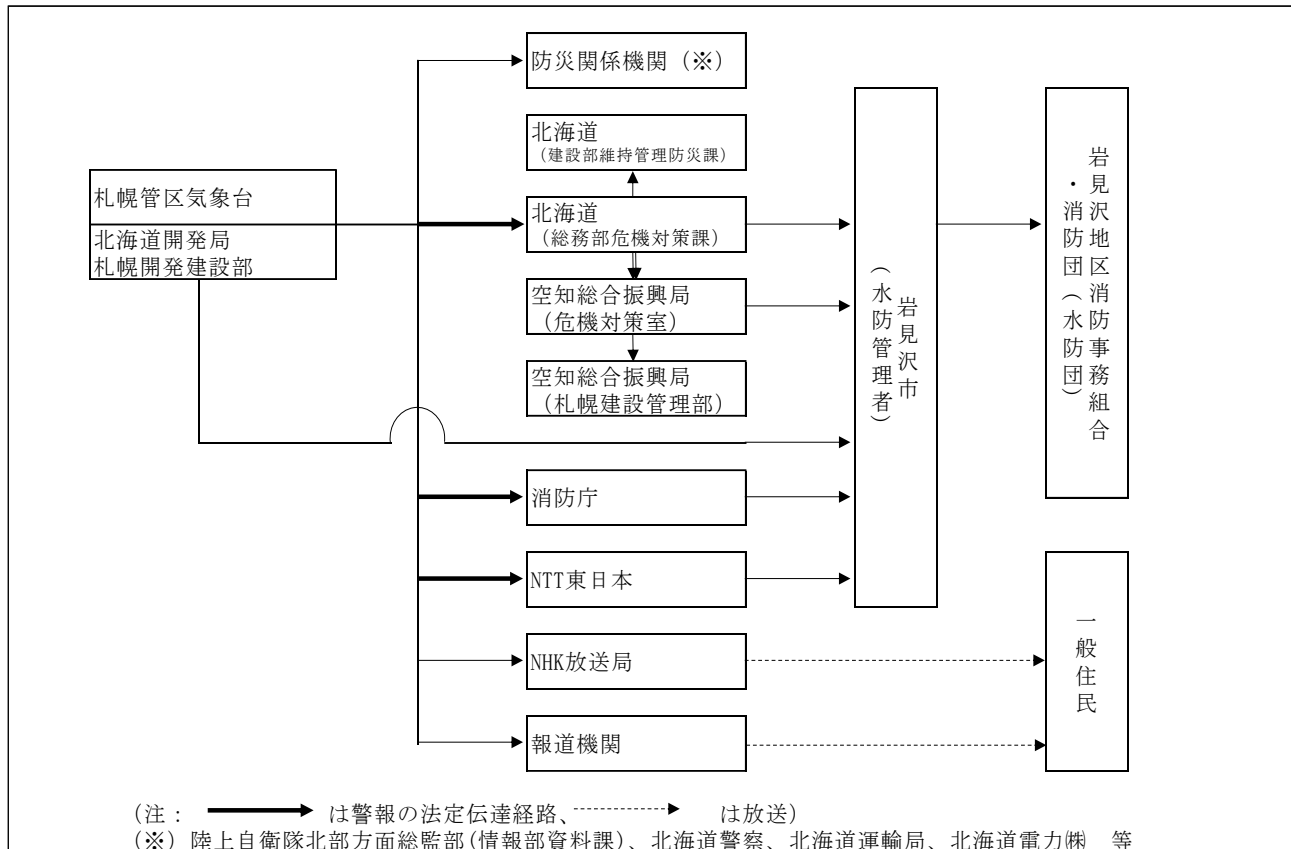
種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

危険レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
河川の水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	(氾濫発生)
洪水予報の種類	発表なし	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫発生情報 (洪水警報)

b 警報等の伝達経路

北海道開発局と札幌管区気象台が共同で発表する場合

(法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項)



ウ 水防警報

a 種類及び発表基準

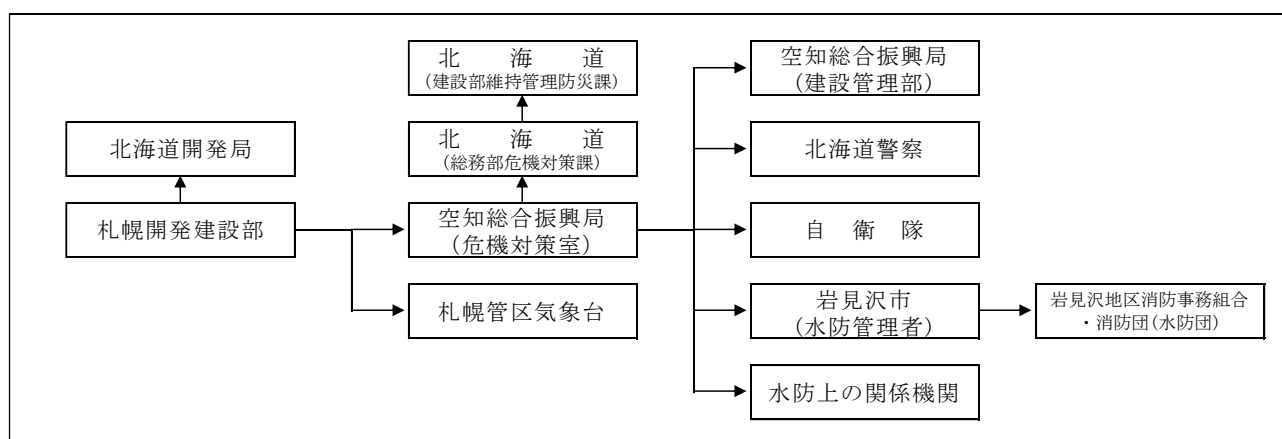
知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

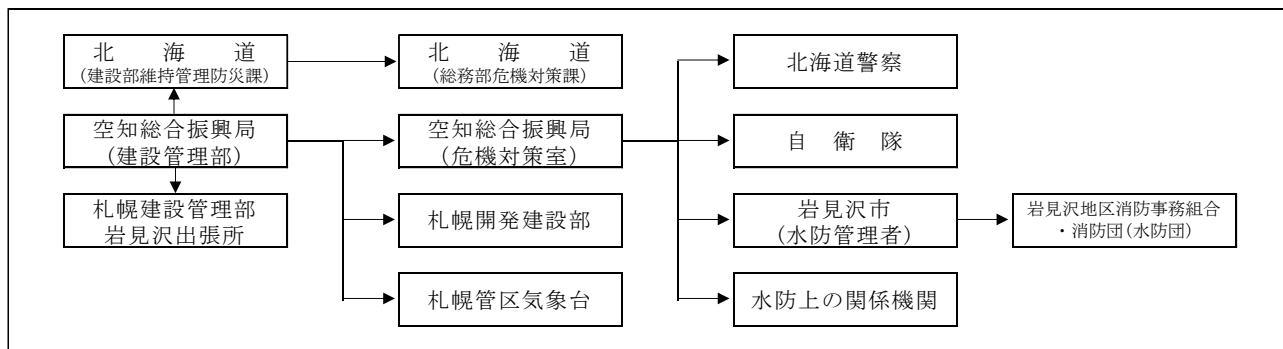
種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位を超え災害の恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

b 警報等の伝達経路

(ア) 北海道開発局が発表する場合



(イ) 北海道が発表する場合



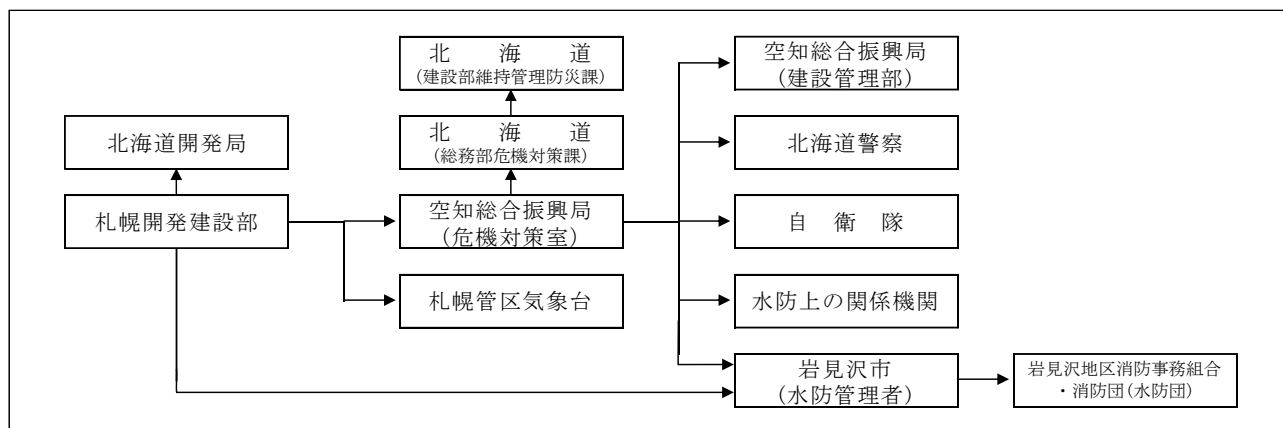
エ 水位周知河川

a 種類及び発表基準

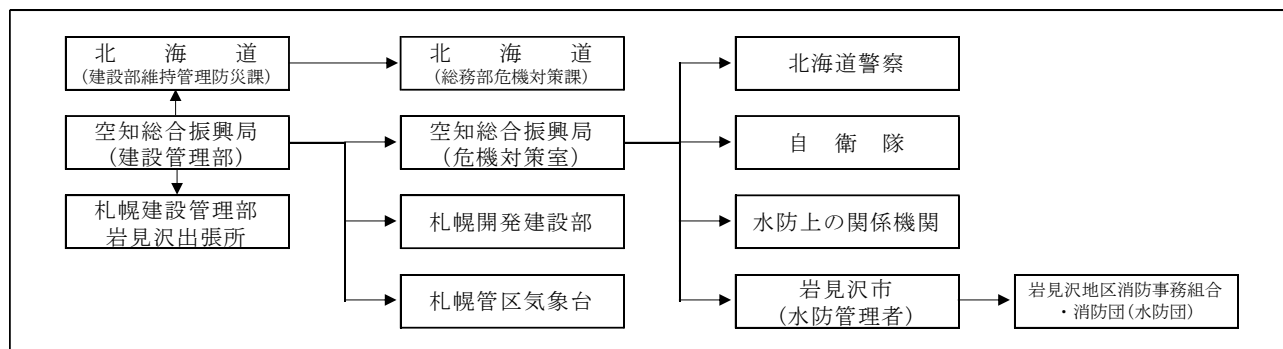
国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

b 伝達経路

(ア) 北海道開発局が発表する場合



(イ) 北海道が発表する場合



オ 主な河川（洪水予報河川、水防警報指定河川、水位周知河川）の水位設定

管理者	河川名	洪水予報河川	水防警報指定河川	水位周知河川	水位観測所	所在地	水防団 待機水位 (m)	—	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	計画高 水位 (m)
							—	水防警報 (待機)	水防警報 (準備)	水防警報 (出動)	水防警報 (指示)	—
開発局	石狩川	○	○		月形	岩見沢市北村 豊正 42-12	10.40	—	12.30	15.30	15.60	15.98
	須部都川	○	○									
	美唄川	○	○									
	幌向川（※）		○	○	豊幌	江別市豊幌 南 3 線西 1 号	6.80	—	7.80	9.40	9.70	9.78
	幾春別川	○	○		西川向	岩見沢市西川向	10.00	—	10.60	13.30	14.20	14.86
	夕張川	○	○		清幌橋	空知郡南幌町 南 14 線西 2 号	11.60	—	12.60	12.70	13.10	14.78
	産化美唄川		○	○	産化美唄	美唄市 北美唄町 2 区	11.40	—	13.40	17.10	17.30	17.39
	旧美唄川		○	○	大豊橋	岩見沢市北村 大願 615 番地 4	9.30	—	10.40	11.40	12.00	12.03
北海道	幌向川（※）		○	○	岩栗橋	岩見沢市栗沢町 栗部地先河川敷	9.67	10.82	11.97	12.75	12.99	13.45
	利根別川		○	○	大和橋	岩見沢市大和 4 条 7 丁目地先河川敷	9.16	9.85	10.53	11.59	12.07	12.15
	東利根別川		○	○	東利根別川	岩見沢市総合運動 公園地先河川敷	18.22	18.47	18.72	18.97	19.28	19.42

※幌向川は左岸：空知郡栗沢町字北斗 157 番地先・右岸：岩見沢市中幌向町 369 番地先より夕張川合流点までは開発局の管理

2 水防通信連絡

(1) 通信連絡

一般加入回線のほか、地域防災無線、総合行政情報ネットワーク等の回線を用いて行うものとする。

(2) 通信連絡系統

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、「第 3 章 災害情報通信計画」によるものとする。

第5節 水防活動

1 市の非常配備体制

(1) 市の非常配備体制

市は、法第10条並びに法第11条に規定する洪水予報及び法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、第2章第3節「本部の配置体制基準」及び次の基準による非常配備体制により水防業務を処理するものとする。なお、災害対策本部が設置されたときは、総務部（統括部）統括班で水防事務を処理するものとする。

(2) 消防機関の非常配備体制

ア 出動準備

水防管理者は次の場合、消防機関に対し出動準備をさせるものとする。

- a 水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があり、洪水の危険が予想されるとき。
- b 水防警報により待機又は準備の指令が発令されたとき。
- c 河川の水位が水防団待機水位に達して、なお上昇のおそれがあるとき、かつ出動の必要が予測されるとき。
- d その他気象状況等により洪水の危険が予想されるとき。
- e 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

イ 出動

水防管理者は次の場合は、直ちに消防機関を出動させ、警戒配置につかせるものとする。

- a 水防警報により出動の指令が発令されたとき。
- b 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、危険を予知したとき。
- c 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。
- d 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

2 巡視及び警戒

(1) 河川等の巡視

水防管理者は、巡視責任者を定めて担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

地区巡視責任者は、次のとおりとする。

巡視担当部	巡視責任者	担当河川等
建設部	土木課長	石狩川、旧美唄川、幾春別川、幌向川、利根別川、東利根別川、ポイントネ川、南利根別川、ダルミ川、大願川、第1幹川、第2幹川、2号川、須部都川、清真布川、加茂川、茂世丑川、上幌川、最上川、二の沢川、坂東川
農政部	農業基盤整備課長	主要排水路

(2) 非常警戒

水防管理者、消防機関等の長は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、要水防区域の監視及び警戒を行い、異常を発見したときは直ちに空知総合振興局長及び河川管理者に報告するとともに速やかに水防作業を実施するものとする。

なお、監視に当たり、特に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 居住地側堤防斜面で漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- イ 河川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及び一部流出
- ウ 堤防上面の亀裂又は沈下

- エ 堤防の水があふれている状況
- オ 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他構造物と取付部分の異常
- キ 溜池等については、次の事項について注意するものとする。
 - a 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
 - b 周辺の地すべり等の崩落状況
 - c 流入水及び浮遊物の状況
 - d 取水施設、余水吐及び放水路付近の状況
 - e 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

法第 21 条に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を求めることができるものとする。

(2) 警察官の警戒区域の設定

警察官は、(1) に定める警戒区域において、消防機関に属する者がいないとき、若しくはこの者から要求があったときは、消防機関に属する職権を行うことができるものとする。

(3) 警戒区域設定の報告

消防機関に属する者及び警察官は、警戒区域を設定したときは、直ちに水防管理者、消防長及び警察署長に報告するものとする。

4 水防作業及び工法

水防工法を必要とする異状事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

5 避難及び立退き

(1) 避難及び立退きの指示

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、第 5 章第 4 節（避難救出計画）の定めるところにより、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示するものとする。なお、水防管理者が立退きを指示する場合においては、速やかに警察署長に通知するものとする。解除の公示をした場合も同様とする。

(2) 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。なお、警察官が立退きを指示する場合においては、水防管理者に通知するものとする。

(3) 避難及び立退きの指示の報告

水防管理者は、(1) 及び (2) による避難及び立退きの指示をした場合には、速やかに知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。

(4) 避難場所の指定及び避難者等の輸送

避難場所の指定及び避難者等の輸送は、第 5 章第 4 節（避難救出計画）及び第 15 節（輸送計画）に定めるところによるものとする。また、水害時に地域住民が安全に避難できることを目的として作成した洪水ハザードマップの活用を図ることとする。

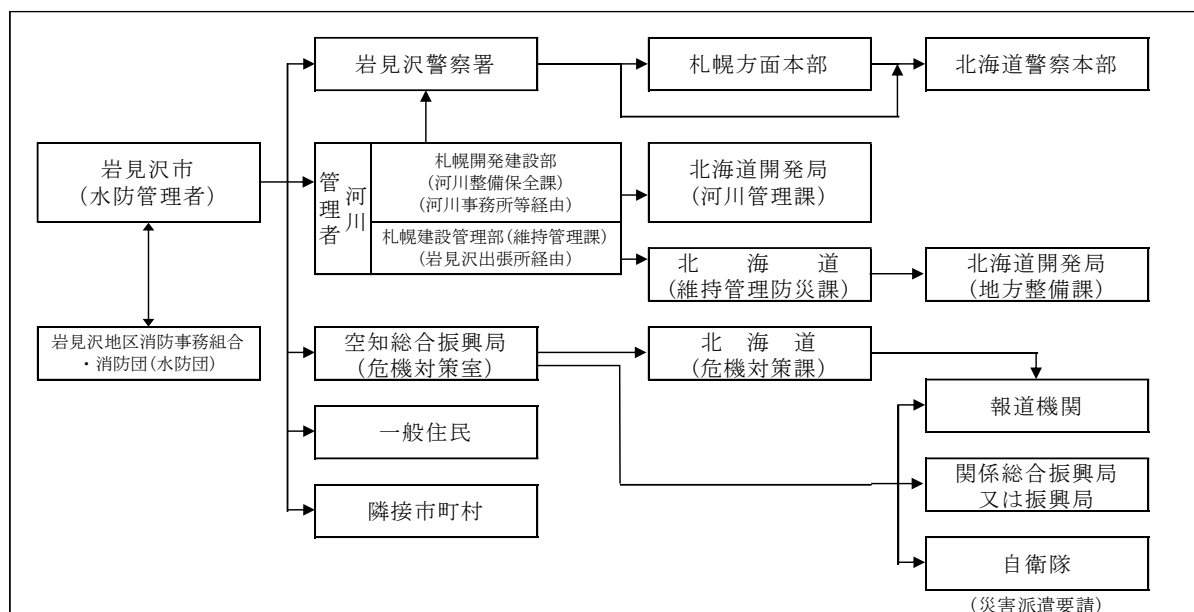
(5) 要配慮者施設への伝達

浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

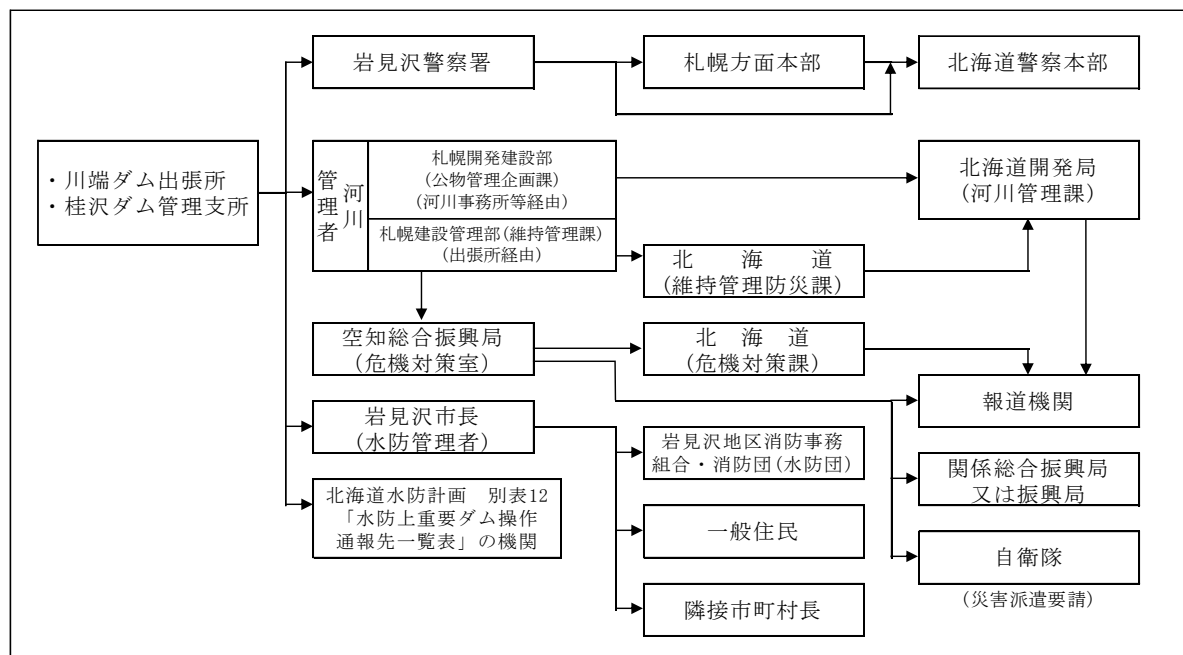
6 決壊・越水通報

堤防、ダムその他の施設が決壊したときは、水防管理者又は消防長は、直ちに次により通報するものとする。

(1) 堤防等の決壊・越水通報系統図



(2) 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図



(3) 決壊・越水後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいて、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り、氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

(4) 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

7 水防信号

法第 20 条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

方法 区分	サイレン信号			摘要
第 1 信号	5 秒-15 秒 ○ー休止	5 秒-15 秒 ○ー休止	5 秒-15 秒 ○ー休止	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせる信号
第 2 信号	5 秒-6 秒 ○ー休止	5 秒-6 秒 ○ー休止	5 秒-6 秒 ○ー休止	消防団員及び消防機関に属するもの全員出動信号
第 3 信号	10 秒-5 秒 ○ー休止	10 秒-5 秒 ○ー休止	10 秒-5 秒 ○ー休止	水防管理団体区域内に居住する者の出動信号
第 4 信号	1 分-5 秒 ○ー休止	1 分-5 秒 ○ー休止		必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせる信号

注 1) 信号は、適宜の時間継続すること。

注 2) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

注 3) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

8 水防標識及び立入検査証

(1) 水防標識

水防のために出動する車両、舟艇等の標識は、法 18 条の規定により知事の定めたものとする。

(2) 資料収集のための職員等の身分証明書

法第 49 条第 2 項に定める業務を行うための職員、消防機関に属する者の身分証明書は、別記第 19 号様式のとおりである。

第6節 公用負担等

1 公用負担

(1) 公用負担

ア 水防管理者が、水防のため緊急の必要があるときに法第28条の規定により行使することができる公用負担に係る権限は、次のとおりである。

- ａ 必要な土地の一時使用
- ｂ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- ｃ 車両及びその他運搬具又は器具の使用
- ｄ 工作物及びその他障害物の処分

イ 公用負担命令をするときは、公用負担命令書（別記第20号様式）を交付して行うものとする。

ウ 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、又はこれらの者の命を受けた者は、公用負担権限委任証（別記第21号様式）を携行し、関係人からの請求があった場合は、これを提示しなければならない。

エ 公用負担の権限を行使する者は、当該権限を行使する場合、公用負担命令書（別記第20号様式）を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(2) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

2 公務災害補償

(1) 公務災害補償

法第24条の規定により居住者等が水防に従事したことによって、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又水防に従事したことによる負傷若しくは病気による死亡、若しくは障害の状態となったときは、法第45条の規定に基づき、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところにより補償するものとする。

第 7 節 水防報告

1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。

- (1) 消防機関を出動させたとき。
- (2) ほかの水防管理団体に応援を要求したとき。
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき。

2 水防活動実施報告書

水防管理者は、水防が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、別記第 2 号様式により水防活動実施報告を作成の上、所定の期日までに空知総合振興局長に報告するものとする。

(調査対象期間)

1 月～5 月、6 月～7 月、8 月～9 月、10 月～12 月

第 8 節 水防訓練

1 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員並びに団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させると共に、法第 32 条の 2 に定めるところにより、毎年水防訓練を実施するものとする。

第9節 河川管理者

1 河川管理者の協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行うものとする。

(1) 北海道（河川管理者）の協力事項

- ア 河川に関する情報（利根別川・幌向川の水位及び雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- イ 河川改修計画等の情報提供
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練への参加及び水防技術講習会の開催
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

(2) 北海道開発局（河川管理者）の協力事項

- ア 河川に関する情報（石狩川・幾春別川・旧美唄川の水位及び雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- イ 重要水防箇所の手合点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練への参加及び水防技術講習会の開催
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材（災害対策用機械含む）の貸与
- オ 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣

第7章 雪害対策計画

異常降雪等により、予想される大雪、暴風雪、雪崩等の災害に対処するための実施事項及び迅速的確なる除雪を実施して交通の確保を図り、もって地域住民の安定に寄与するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 総合的雪対策

市は、市民の安全安心を確保するため、毎年度、雪害に対する対応指針を策定し、通常時からの雪に関する各種情報発信、高齢者世帯等に対する支援や空き家対策など、道路除排雪のみならず、総合的な雪対策を講ずるものとする。

2 雪害の対応指針に基づく配備体制

降雪や積雪等による組織体制は次のとおり段階的な体制をとるものとする。ただし、暴風雪等によるとき段階的な体制によらずレベルの引き上げを行う場合がある。

除雪体制	組織体制	体制の主な基準等
レベル 1	通常体制	・ 風雪等により警報発令の予想等があるとき など
レベル 2	警戒体制	・ 通常の除排雪体制では、通勤・通学時までに主要路線等の除雪を終えることができないとき ・ 通行止めや路線バス等の運行に支障が生じたとき など
レベル 3	豪雪警戒体制	・ 積雪深が累年平均最大積雪深に達し、さらに降雪が予想されるとき ・ 市内随所で通行止めや路線バス等の交通障害が発生し、復旧までに数日以上の時間が見込まれるとき など
レベル 4	豪雪対策本部体制	・ 積雪深が累年平均最大積雪深の 1.3 倍程度に達し、さらに降雪が見込まれるとき ・ 公共交通機関の運休が長期化するなど市民生活に甚大な影響が生じる恐れがあるとき など
レベル 5	豪雪災害対策本部体制	・ 人命救助案件や孤立地域が想定されるとき など

3 除雪路線区分

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

各路線の除雪に当たっては、関係機関と連絡、情報等の交換を密にして、相互協力のもとに実施するものとする。

(1) 国道は、北海道開発局が実施する。

(2) 主要道道及び一般道道は、空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所が実施する。

(3) 市道については市が実施することとし、日常的な除排雪は岩見沢市除排雪対策本部設置規則（平成 10 年規則第 22 号）に定める除排雪対策本部を設置して対処するものとするが、異常降雪等による大雪、暴風雪、雪崩等が発生又は発生するおそれがある場合においては、市長が必要と認めたときには、豪雪災害対策本部を設置して雪害に対処するものとする。

なお、その内容は、特に交通確保を必要とする主要路線について実施するものとし、市道認定外路線についても交通量の重要度を勘案して実施する。また、豪雪時に対処するため、あらかじめ民間機械の導入等も考慮して実施する。

市道の除雪路線は、市における計画路線とするが、その指定基準は、おおむね次のとおりとする。

ア バス路線及び主要幹線路

- イ 学校、病院等公共施設に通ずる路線
- ウ 国道及び道道から主な集落に通ずる幹線路並びに主な集落を連絡する幹線路
- エ 市街地連たん区域内街路及び住宅用地に通ずる住宅内幹線路

4 積雪時における消防対策

(1) 消防水利施設の保全

- ア 岩見沢地区消防事務組合岩見沢消防署は、常時消防水利が使用できるよう定期的に巡視して除雪を行うものとし、必要に応じ建設部（土木建築部）土木班は除排雪に協力するものとする。
- イ 何人も消防水利施設の使用に支障をきたすようなことをしてはならない。
もし消防水利施設の使用に支障があることを発見したときは、直ちに岩見沢地区消防事務組合岩見沢消防署に通報し、必要に応じ除去に協力するものとする。

5 交通途絶地区の緊急対策

暴風雪等の降雪・積雪により、交通が途絶している地区において、急患又は食糧の補給困難な事態が発生し、救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、第 5 章災害応急対策計画に基づき、速やかに救援の措置をとるものとする。

6 除雪要領

市の除雪は、関係機関と緊密な連絡をとり、次の要領で実施するものとする。

- (1) 除雪路線は、前記 3 の除雪路線区分とする。
- (2) 異常降雪等による緊急対応時は、除雪委託業者の車両増強を図り、昼夜を問わず路線の確保に努める。
- (3) 常に気象等警報・注意報及び情報等に注意し、関係機関と連絡を密に取り万全を期するものとする。

7 屋根雪おろしの励行

市民は、異常降雪等により危険が予想される場合は、屋根等の雪おろしをするとともに落雪による歩行者の安全確保に努めなければならない。

第8章 融雪災害対策計画

融雪による河川の出水災害に対処するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 気象情報の把握

融雪期においては、気象官署と関係機関が緊密な連絡をとり、地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨、気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 水防区域等の警戒

第4章第2節1（重要水防区域）に定めるその他の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 本部長は、消防団、地区住民等の協力を得て予想される危険区域の巡視警戒を行うものとする。
- (2) 市及び河川管理者は、警察等の関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業、避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 被害が予想される地域において、避難経路及び避難場所を住民に十分周知徹底すると共に、避難について受入施設の管理者と協議しておくものとする。

3 河道内の障害物の除去

市及び河川管理者は、積雪、捨て雪、結氷等により、河道が著しく狭められ、災害の発生が予想される箇所について、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕及び障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

4 道路の除雪等

- (1) 市その他の道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努めると共に、道路の効率的な活用を図るものとする。
- (2) 上記(1)の事項の推進のため、市及び関係機関は緊密な連携をとり、地域住民の協力を得て実施するものとする。

5 水防思想の普及徹底

融雪出水に際し、住民の協力を得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第9章 地震災害対策計画

地震による災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合の応急対策計画は、次に定める計画によるものとする。

1 応急対策活動

地震による災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合は、市長は本部を設置し、指定地方行政機関、道、市内の公共的団体等の協力を得て応急活動を実施するものとする。

2 通信連絡の対策

(1) 防災関係機関の通信施設の活用

通信連絡は、第3章第2節（災害情報通信計画）に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

(2) 報道関係機関の協力

放送局、新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は、本部長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知・要請・伝達等について最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 機動力による連絡体制の確立

ア 全通信機関が使用できないときは、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を動員し連絡体制を図るものとする。

イ ヘリコプターの派遣は、知事（危機対策課防災航空室）に要請するものとする。

3 広報活動

(1) 広報の準備

広報車等は、突発時においても直ちに出勤できるよう平常時から点検整備を行い、災害時に万全を期するものとする。

(2) 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、おもなものは次のとおりとする。

ア 地震に対する情報（岩見沢市、又はその周辺に被害の発生がある場合には、札幌管区気象台発表の地震情報を空知総合振興局から入手し、周知する。）

イ 避難場所について（避難場所の位置・経路等）

ウ 交通通信状況（交通機関運行状況・不通場所・開通見込み日時）

エ 火災状況（発生場所）

オ 電気・水道・ガス等公益事業施設状況（被害状況・発生原因・復旧状況及び見込み・注意事項）

カ 医療救護所の状況・場所等

キ 給食・給水実施状況（供給日時・場所・種類・量・対象者等）

ク 衣料・生活必需品等供給状況（供給日時・場所・量・対象者等）

ケ 河川・土木施設状況

コ 住民の心得等・人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(3) 広報の方法

第5章第3節（災害広報計画）に定めるところによる。

4 消火活動

第4章第3節（消防計画）に定めるもののほか、国・道・近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

- (1) 火薬類等の対策及び措置
- (2) 火薬工品・石油・ガス・ガソリン等の製造取扱い、販売業者、又は消費者に対し本部長は、一時その製造取扱い、販売・貯蔵・運搬・消費を禁止し、又は制限する。
- (3) 本部長は、被害が広範囲にわたり引火爆発、又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり立入禁止区域を決定するとともに区域内住民に避難、立退きの指示勧告をする。

5 避難救出対策

避難救出対策については、第5章第4節（避難救出計画）に定めるもののほか、避難場所・救出方法については、災害時において最も安全かつ適切な方法により行うものとする。

- (1) 避難誘導は、市職員・消防職員・消防団員・警察官・その他指示、搜索の命を受けた職員が当たるが、避難誘導に当たっては、傷病者、避難行動要支援者を先に行うものとする。
- (2) 避難救出に当たっては、消防機関を主体として行うが関係機関及び地域町内会等の住民による自主救出の実施を促進するものとする。

6 医療・救護・給水・防疫・保健衛生対策

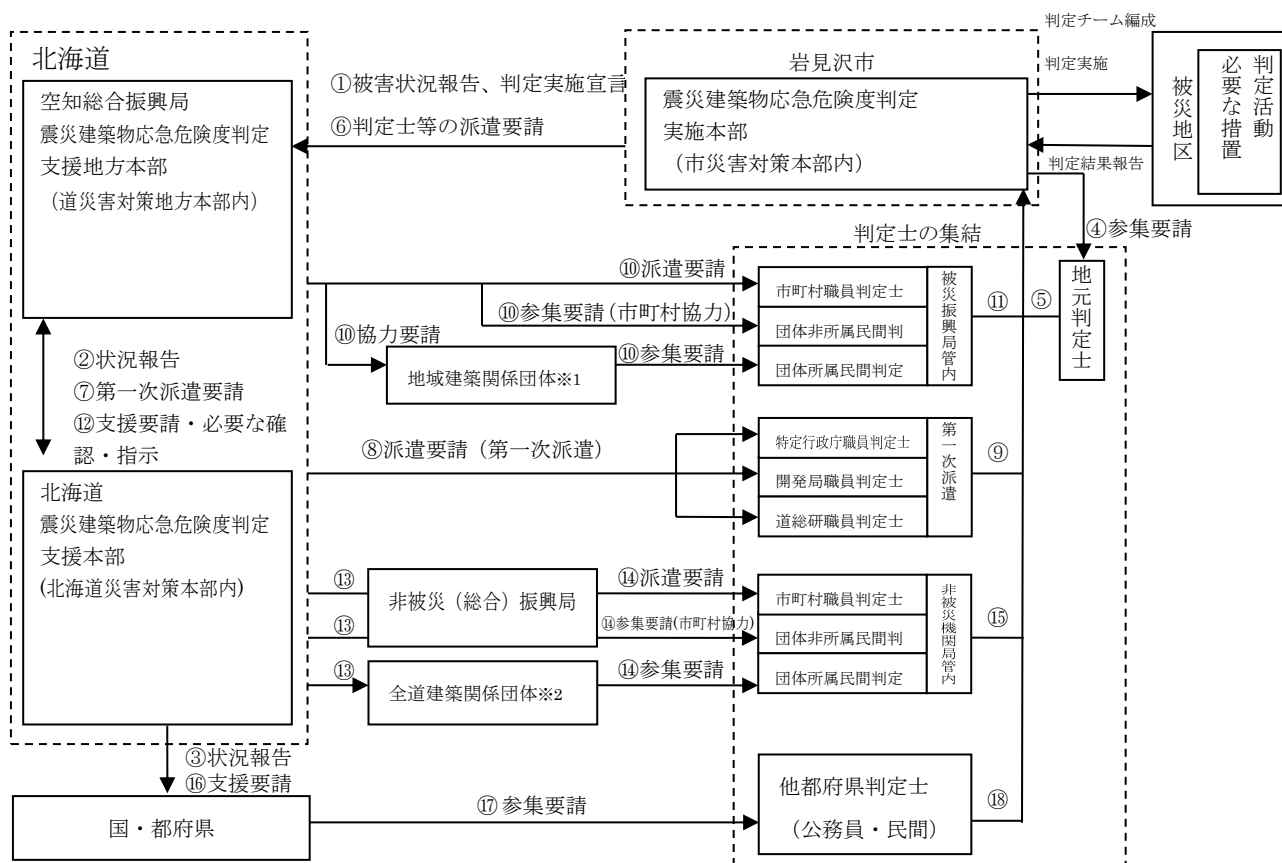
第5章（災害応急対策計画）に基づき、万全なる対策を講ずるものとする。

7 被災建築物安全対策

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施は、次のとおりである。

(1) 応急危険度判定の活動体制

市は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。判定活動の体制は、次のとおりとする。



※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体

※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体

(2) 応急危険度判定の基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

(3) 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

ア 道及び市は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

イ 道及び市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）に基づき、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

8 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画（第6次五箇年計画R3～R7）に定める事業のうち、次の事業に係る整備を重点的・計画的に進めることとする。

(1) 公立小中学校

- ① 校舎
- ② 屋内運動場

第 10 章 林野火災対策計画

林野を火災から保護するための予防措置及び火災が発生した場合における効率的な消火処置に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 組織及び実施機関

林野火災の予消防対策の推進は、次の機関で構成する岩見沢市林野火災予消防対策協議会においてこれに当たり、相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等の予消防対策の円滑な実施を図るものとする。

(1) 実施機関

岩見沢市、岩見沢地区消防事務組合、空知森林管理署、空知総合振興局森林室

(2) 協力機関

空知総合振興局、岩見沢警察署、三笠市、そらち森林組合岩見沢支所、いわみざわ農業協同組合、札幌開発建設部岩見沢農業事務所、札幌開発建設部岩見沢道路事務所、空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所、北海道旅客鉄道(株)岩見沢運転所、北海道旅客鉄道(株)岩見沢保線所、陸上自衛隊岩見沢駐屯地、岩見沢市各森林愛護組合、岩見沢市観光協会、岩見沢地区林産協同組合、北海道中央バス(株)岩見沢営業所、岩見沢地区ハイヤー協会、自然保護監視員、鳥獣保護員、市有林監視員、岩見沢建設協会、猟友会岩見沢支部、北海土地改良区

2 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるところから、市及び関係機関は、次により予防の万全を期するものとする。

(1) 実施期間及び強調期間

「実施期間」4月中旬から6月上旬まで……林野火災の一番多い期間

「強調期間」5月上旬から5月下旬まで……気象条件から一番危険性が大きい期間

(2) 警防思想普及の方法

- ア 新聞、広報紙等による啓蒙宣伝
- イ ポスター、その他の標識による啓蒙宣伝
- ウ 児童・生徒への協力依頼
- エ 交通機関への協力要請
- オ 街頭放送による啓発
- カ 山火事注意旗及び広報車運行による啓発
- キ 地域住民の連携強化による予消防啓発

(3) 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件に大きく左右されるため、気象情報を的確に把握し、次により気象情報の連絡体制を確立するものとする。

The organizational chart illustrates the structure of the Ishikawa City Forest Management Office (岩見沢市森林管理課) and its interactions with various external entities. The chart is organized into several levels and branches:

- Top Level (External Organizations):**
 - 札幌管区气象台 (Sapporo District Meteorological Station)
 - 北海道 (Hokkaido)
 - 空知総合振興局 (地域創生部) (Sorachi Comprehensive Revitalization Office (Regional Revitalization Department))
 - 空知森林管理署 (総務課) (Sorachi Forest Management Office (General Affairs Section))
 - 森林事務所 (Forest Office)
- Second Level (Internal Structure):**
 - 岩見沢市 (農務課、防災対策室) (Ishikawa City (Agriculture Section, Disaster Response Room))
 - 消防 (本部・署・団) (Fire Department (Headquarters, Station, Team))
 - 空知総合振興局 森林室管理課 (Sorachi Comprehensive Revitalization Office Forest Room Management Section)
- Third Level (Operational Units):**
 - 町会等 (Machi-kai, etc.)
 - 森林愛護組合 (Forest Protection Association)
 - 森林組合 (Forest Association)
 - 保線区 (Maintenance Area)
 - 警察署 (Police Station)
 - 自衛隊 (Self-Defense Forces)
 - 消防分団 (Fire Sub-team)
 - 事業現場 (Business Site)
 - 巡視員 見張人 (Patrol Officer / Watchman)
- Fourth Level (Specific Roles/Activities):**
 - 入林者 (Forest Entrant)
 - 火入者 (Fire Entrant)
 - 入林者 (Forest Entrant)
 - 火入者 (Fire Entrant)
 - 駅・路線班 (Station / Route Class)
 - 交番・駐在所 (Police Box / Post Office)
 - 入林者 (Forest Entrant)
 - 火入者 (Fire Entrant)
- Connections:**
 - 札幌管区气象台 connects to 北海道.
 - 北海道 connects to 岩見沢市 (農務課、防災対策室) and 空知総合振興局 (地域創生部).
 - 空知総合振興局 (地域創生部) connects to 空知総合振興局 森林室管理課.
 - 空知総合振興局 森林室管理課 connects to 岩見沢市 (農務課、防災対策室) and 事業現場.
 - 岩見沢市 (農務課、防災対策室) connects to 空知森林管理署 (総務課), 町会等, 森林愛護組合, 森林組合, 保線区, 警察署, 自衛隊, and 消防 (本部・署・団).
 - 空知森林管理署 (総務課) connects to 森林事務所.
 - 森林事務所 connects to 事業現場 and 入林者 火入者.
 - 消防 (本部・署・団) connects to 消防分団.
 - 消防分団 connects to 一般住民 (General Residents).
 - 町会等 connects to 森林愛護組合.
 - 森林愛護組合 connects to 巡視員 見張人.
 - 巡視員 見張人 connects to 入林者 and 火入者.
 - 森林組合 connects to 保線区.
 - 保線区 connects to 駅・路線班.
 - 警察署 connects to 交番・駐在所.
 - 自衛隊 connects to 一般住民 (General Residents).
 - 事業現場 connects to 巡視員 見張人.
 - 巡視員 見張人 connects to 入林者 and 火入者.

火災警報の発令は、第4章第3節4（火災警報発令伝達計画）により岩見沢市長が発令する。

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、発表及び終了は火災気象通報の発表及び終了をもって行うものとする。なお、火災気象通報は気象の状況が火災の予防上危険であるとき札幌管区気象台が通報を行う。

a 入林者に対する啓発

- ・入林する場合は、必ず所有者の承認を受けて入林し、無断入林者のないよう一般に啓蒙指導する。
- ・新聞、広報、ラジオ、テレビによる啓発、鉄道、バス等の輸送機関における呼びかけにより注意を喚起する。
- ・掲示板等を設置し、啓発を図る。
- ・観光関係者による防火思想の啓発を図る。

b 入林許可

- ・入林者に対しては、日時、場所、目的等を指定するとともに、あらかじめ入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。承認期間は、原則として1日限りとする。
- ・入林承認証又は入林腕章を帯用して入林させることとし、入林承認に当たっては、火気の取扱い、山火事予防、その他必要な注意を与えて承認する。

オ 火入れ対策

森林法（昭和26年法律第249号）第21条に該当する火入れは、必ず岩見沢市火入れに関する条例（昭和59年条例第33号）の規定に基づき許可を受ける。

カ 林野所有者の対策

林野所有者は、自己の所有林野から出火することのないよう指導する。

キ 林内業者対策

- a 火気責任者の選任及び事業区域内の巡視員の配置
- b 事業区内の防火措置

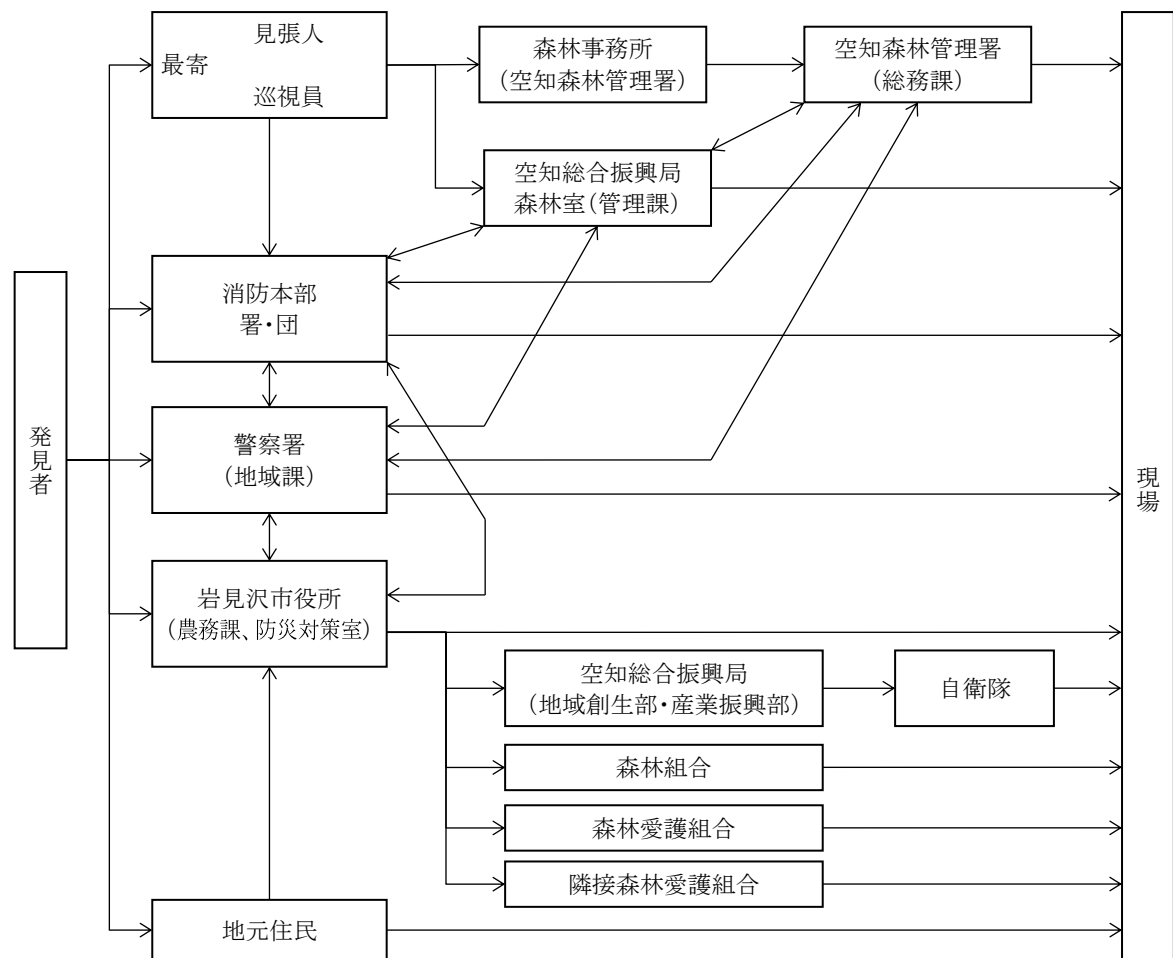
3 林野火災消防対策

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、しかも容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるので、関係機関は消火体制をいっそう強化し、火災発生の際は、あらゆる手段を講じて消火に努めるものとする。

(1) 林野火災の通報

山火事発生通報系統図により連絡するとともに、次の事項を消防事務組合に通報するものとする。

ア 山火事発生通報系統図



イ 連絡事項

- a 発生の場所
- b 火災発生及び発見の時刻
- c 山火事の進行方向
- d 周囲の状況
- e 消火体制（状況）
- f 火事現場の指揮（消防長、署長の指揮のもとに活動する。）

ウ 山火事消防信号

方法	種別	打鐘信号	余いん防止付 サイレン信号
山林火災信号	出動信号	○ — ○ — ○ ○ — ○	△ ○ — 約 10 秒 — ○ V 約 2 秒
	署所団信号	3 点と 2 点との斑打	
	応援信号 署所団応援 出動のとき	同上	同上

エ 消火活動の協力

林野火災は気象や地理的条件により、消火活動に制約を受け拡大のおそれがあるので、山火事を発見した地元機関は、直ちに出動し、初期消火に当たらなければならない。また、火災の状況により、隣接関係機関に出動の要請を行うものとする。

オ 林野火災消火用資機材の備付け

- a 市、空知森林管理署及び空知総合振興局森林室は、地域に適合した消火作業に要する資機材を常備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検をするとともに、消火体制の確立を図るものとする。
- b 林野火災は、地上消火が困難な傾向にあり、ヘリコプターによる空中消火用資機材の配備に伴い、市及び関係機関は空中消火用薬剤の備蓄に努め、消火対策等の万全を期するものとする。

第 1 1 章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、地下街等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第 1 節 航空災害対策計画

本市の地域において、航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）の発生時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者

- a 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。
- b 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- c 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- d 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- e 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- f 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- g 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

イ 航空運送事業者

- a 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- b 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- c 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

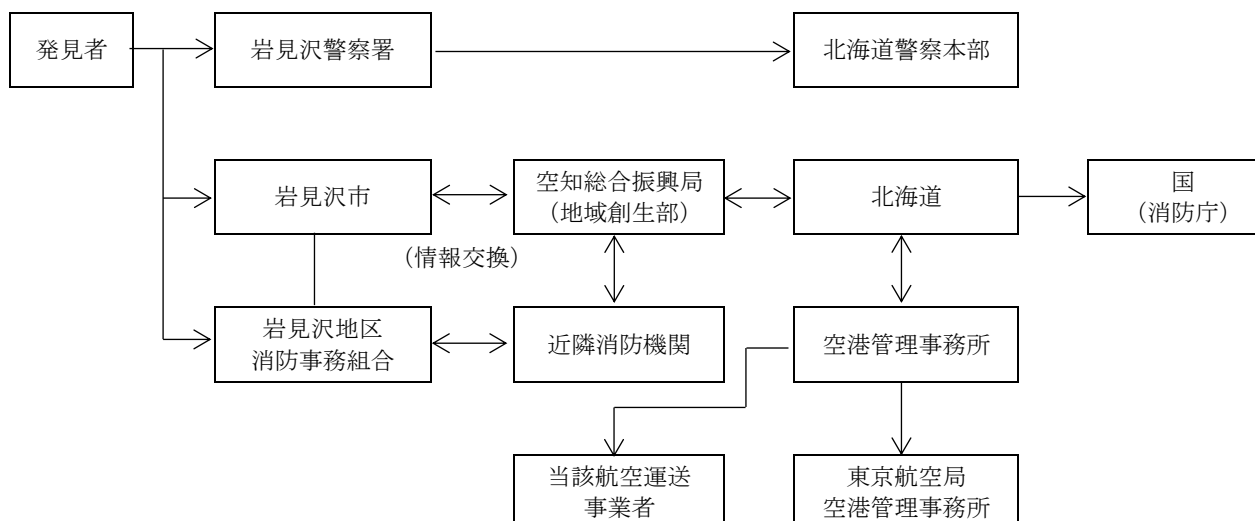
(1) 情報通信

航空災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

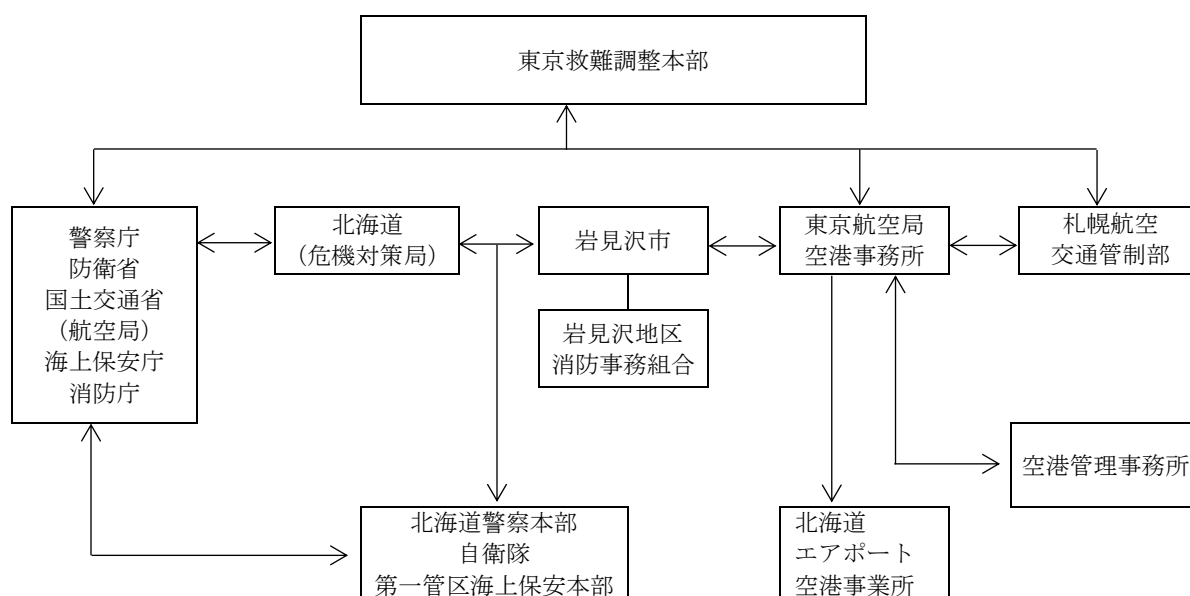
ア 情報通信連絡系統

航空災害時の連絡系統は、次のとおりとする。

a 発生地点が明確な場合



b 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

イ 実施事項

- 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者、航空運送事業者、岩見沢市、岩見沢地区消防事務組合、北海道、空知総合振興局（地域創生部）、北海道警察本部、岩見沢警察署

イ 実施事項

a 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

b 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 旅客及び乗務員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 航空輸送復旧の見通し

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 市の災害対策組織

市長は、航空災害時に、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害時に、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第4節「避難救出計画」の定めにより実施する。

(6) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第9節「医療救護計画」の定めによるものとする。

(7) 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 消防機関

a 消防機関は、第4章第3節「消防計画」に基づき、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

b 消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(8) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第 5 章第 13 節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めにより実施するものとする。

(9) 交通規制

航空災害時における交通規制については、第 5 章第 21 節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

市は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第 5 章第 19 節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

(11) 広域応援

市及び岩見沢地区消防事務組合は、航空災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」により応援を要請するものとする。

第2節 鉄道災害対策計画

本市の地域において、鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「鉄道災害」という。)の発生時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 北海道運輸局

- a 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- b 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- c 踏切事故を防止するため、鉄道事業者等とともに広報活動に努めるものとする。

イ 鉄軌道事業者

- a 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。
- b 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。
- c 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等警報・注意報及び情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。
- d 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- e 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。
- f 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- g 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

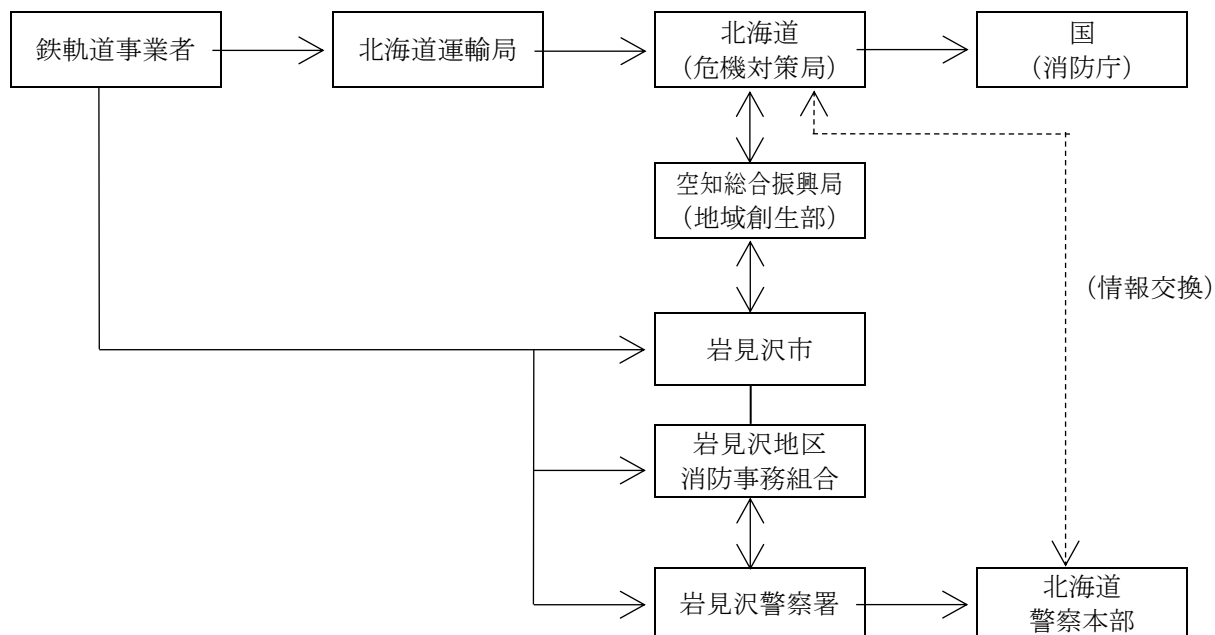
2 災害応急対策

(1) 情報通信

鉄道災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

鉄道災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- a 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- b 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- c 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

鉄軌道事業者、岩見沢市、岩見沢地区消防事務組合、北海道、空知総合振興局（地域創生部）、北海道警察本部、岩見沢警察署

イ 実施事項

a 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

b 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況

- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
 - (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (オ) 施設等の復旧状況
 - (カ) 避難の必要性等地域に与える影響
 - (キ) その他必要な事項
- (3) 応急活動体制
- ア 市の災害対策組織
市長は、鉄道災害時に、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。
 - イ 防災関係機関の災害対策組織
関係機関の長は、鉄道災害時に、その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。
- (4) 救助救出活動
- 鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第 5 章第 4 節「避難救出計画」の定めにより実施する。
- (5) 医療救護活動
- 鉄道災害時における医療救護活動については、第 5 章第 9 節「医療救護計画」の定めによるものとする。
- (6) 消防活動
- 鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。
- ア 鉄軌道事業者
鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。
 - イ 消防機関
 - a 消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。
 - b 消防機関の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。
- (7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等
- 市及び関係機関は、第 5 章第 13 節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めにより実施するものとする。
- (8) 交通規制
- 鉄道災害時における交通規制については、第 5 章第 21 節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。
- (9) 危険物流出対策
- 鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第 4 節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- (10) 自衛隊派遣要請
- 市は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第 5 章第 19 節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。
- (11) 広域応援
- 市及び岩見沢地区消防事務組合は、鉄道災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」により応援を要請するものとする。

第3節 道路災害対策計画

本市の地域において、道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)の発生時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 道路管理者

- a トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- b 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- c 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- d 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- e 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。
- f 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- g 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- h 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

イ 北海道警察本部、岩見沢警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

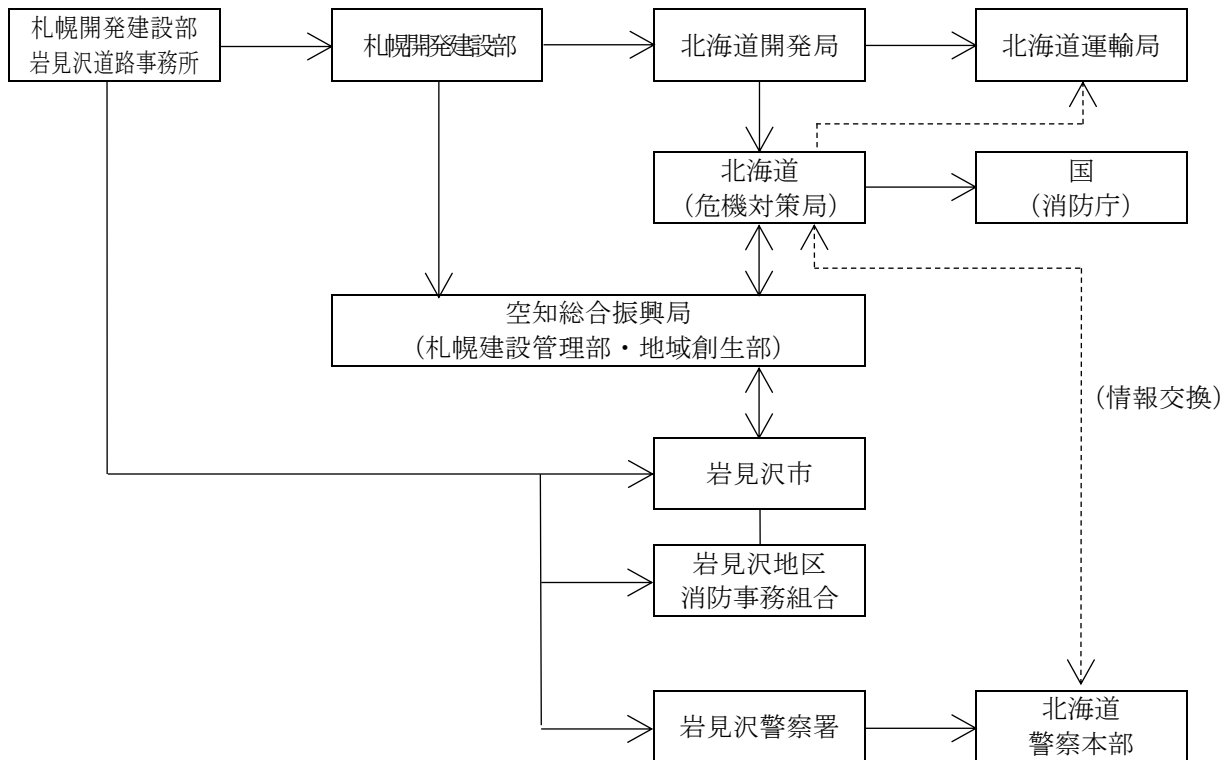
(1) 情報通信

道路災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

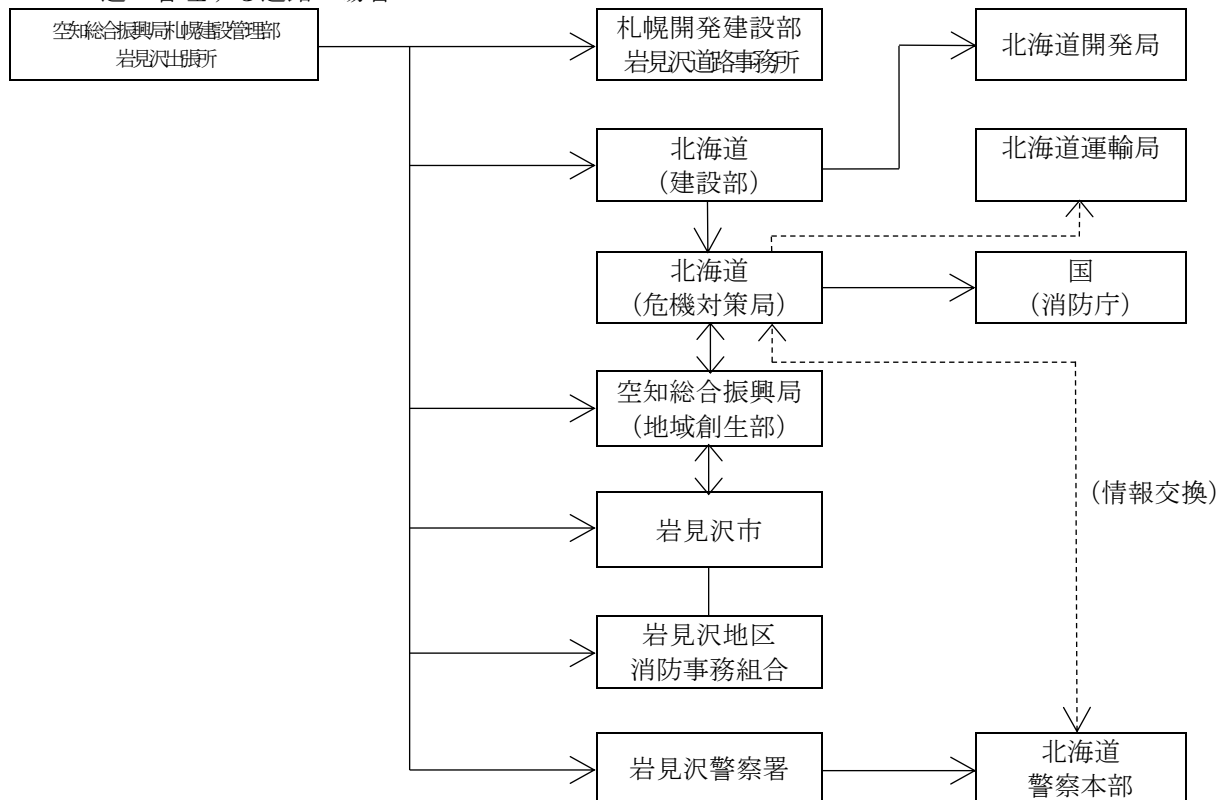
ア 情報連絡系統

道路災害時の連絡系統は、次のとおりとする。

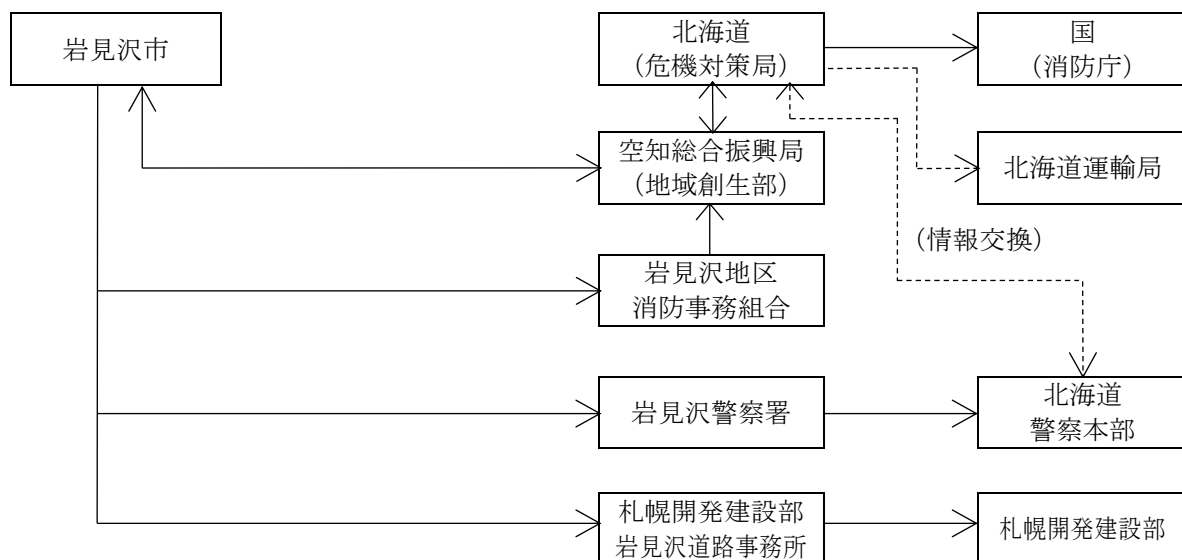
a 国の管理する道路の場合



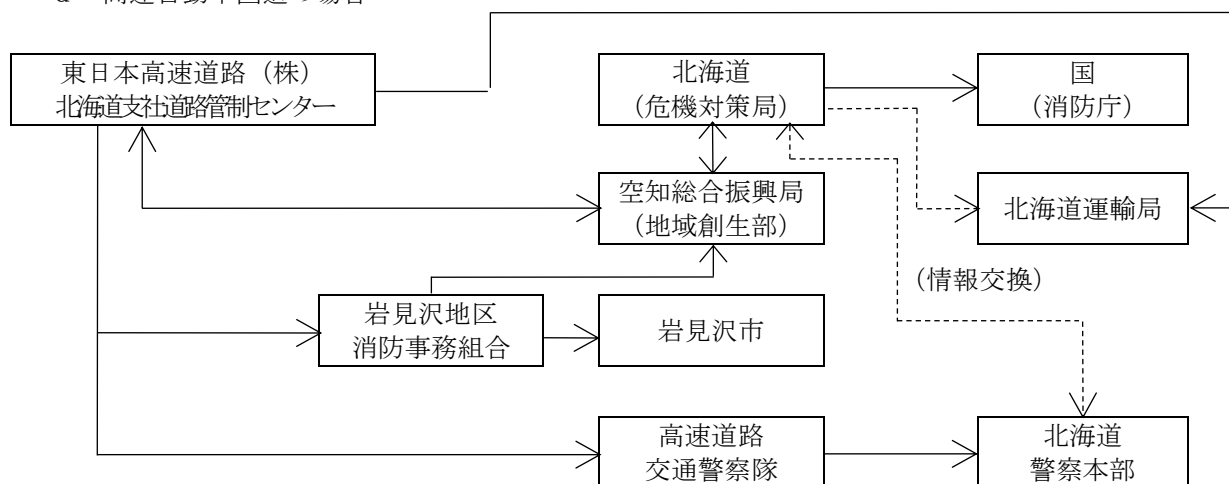
b 道の管理する道路の場合



c 市の管理する道路の場合



d 高速自動車国道の場合



イ 実施事項

- a 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- b 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- c 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

道路管理者、岩見沢市、岩見沢地区消防事務組合、北海道、空知総合振興局（地域創生部）、北海道警察本部、岩見沢警察署

イ 実施事項

a 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等

に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

b 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 岩見沢市の災害対策組織

市長は、道路災害時に、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害時に、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第4節「避難救出計画」の定めにより実施する。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第9節「医療救護計画」の定めによるものとする。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

イ 消防機関

a 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

b 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第5章第13節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めにより実施するものとする。

(8) 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第21節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

市は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第19節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

(11) 広域応援

市及び岩見沢地区消防事務組合は、道路災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」により応援を要請するものとする。

(12) 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- a 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- b 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- c 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- d 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第4節 危険物等災害対策計画

本市の地域において、危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害の発生時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。危険物取扱い施設は資料26のとおりである。

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの。

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの。高圧ガス取扱い施設は資料26のとおりである。

《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの。

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。放射性物質取扱い施設は資料27のとおりである。

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者及び関係機関は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

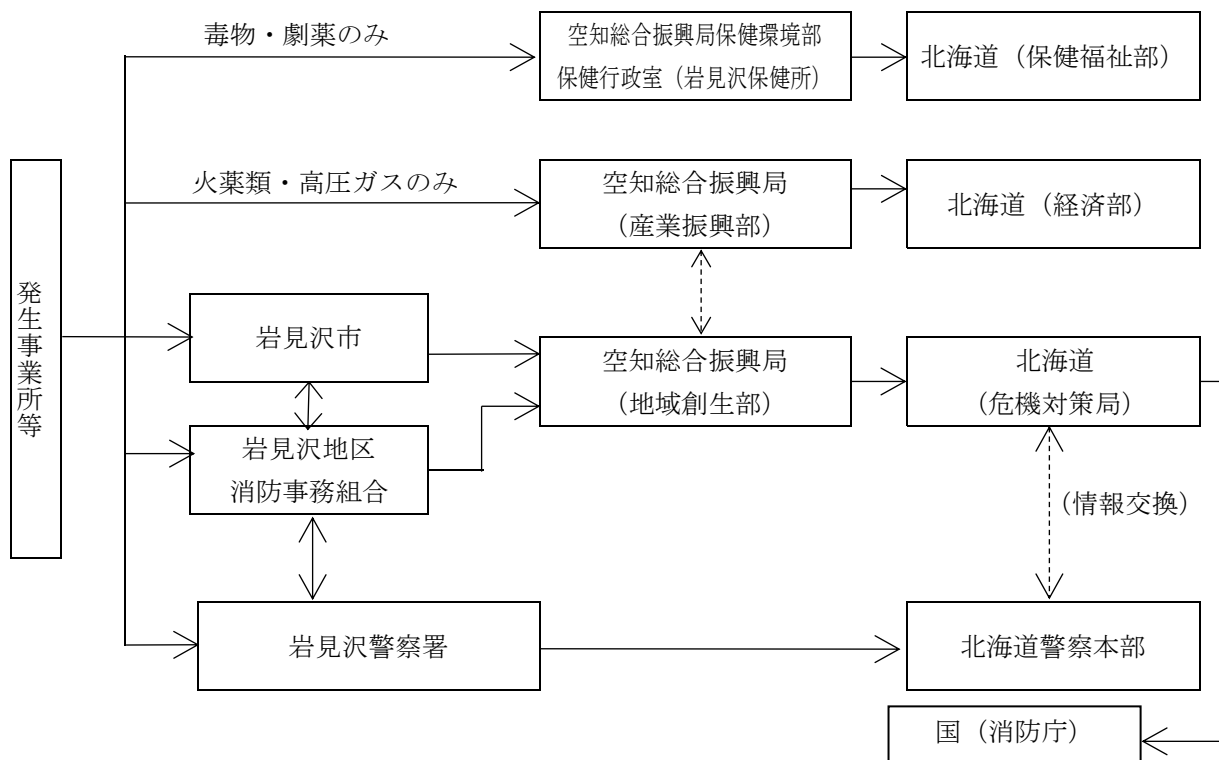
3 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

イ 実施事項

a 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- 災害の状況
- 被災者の安否情報
- 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- 医療機関等の情報
- 関係機関の実施する応急対策の概要
- その他必要な事項

b 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被害者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 岩見沢市の災害対策組織

市長は、危険物等災害時に、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害時に、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

イ 消防機関

- a 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。
- b 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(6) 避難措置及び救助救出活動

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難救出計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するとともに、被災者の救助救出を迅速かつ的確に実施するものとする。

(7) 医療救護活動等

市及び関係機関は、第5章第9節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の医療救護活動を実施するものとする。

また、市及び関係機関は、第5章第13節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第21節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(9) 自衛隊派遣要請

市は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第19節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

(10) 広域応援

市及び岩見沢地区消防事務組合は、危険物等災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」により応援を要請するものとする。

第5節 大規模な火事災害対策計画

本市の地域において、死傷者が多数発生する等大規模に火事災害の発生時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

岩見沢市及び岩見沢地区消防事務組合は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置促進に努める。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、ホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等避難行動要支援者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

市長は、空知総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

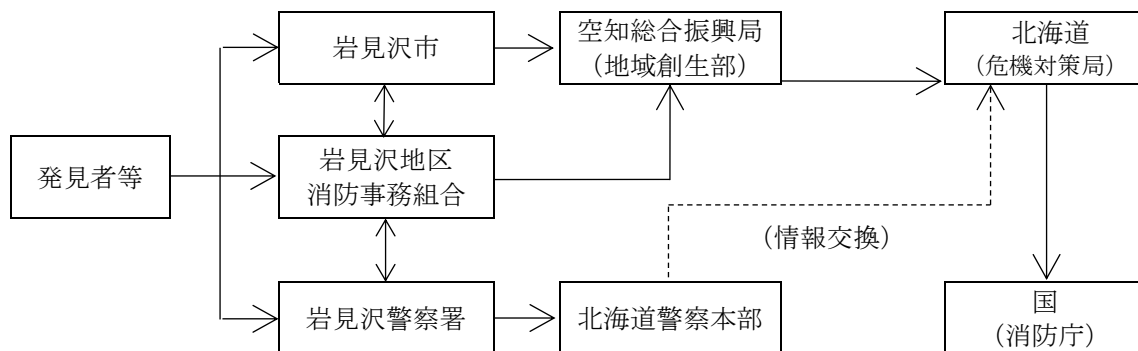
2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市及び関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- 災害の状況
- 家族等の安否状況
- 医療機関等の情報
- 関係機関の実施する応急対策の概要
- その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- 災害の状況
- 被災者の安否情報
- 医療機関等の情報
- 関係機関の実施する応急対策の概要
- 避難の必要性等、地域に与える影響
- その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 岩見沢市の災害対策組織

市長は、大規模な火事災害時に、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害時に、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

岩見沢地区消防事務組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置及び救助救出活動

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するとともに、被災者の救助救出を迅速かつ的確に実施するものとする。

(6) 医療救護活動等

市及び関係機関は、第5章第9節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の医療救護活動を実施するものとする。

また、市及び関係機関は、第5章第13節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(7) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第21節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

市は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第19節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

(9) 広域応援

市及び岩見沢地区消防事務組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」により応援を要請するものとする。

第 12 章 ライフライン応急対策計画

電気、ガス、水道のようなライフライン施設は、市街化の進展と社会基盤の高度化、複合化に伴い、社会生活環境のなかでより密着した必要不可欠なものとして、その機能と役割を果たしているものであり、地震、水害等によるこれら施設の被災は、市民生活そのものを麻痺と混乱に陥れ、時として社会経済活動に極めて大きな影響を与える。

このため本章は、ライフライン施設において、各機関がそれぞれ独自の応急対策計画を確立するとともに、市、防災関係機関の相互連携を図りながら、対策の推進、広報活動の展開を円滑に実施するための計画である。

第 1 節 水道施設

災害時における水道施設の復旧及び飲料水の確保に対処するため、市水道部において必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策を実施するための計画である。

1 非常配備体制

(1) 災害対策本部の設置

災害又は施設の異常等により水道施設に被害が発生し、給水に関し市民生活等に大きな影響を及ぼすような事態が発生、又は発生が予想される場合、「水道部災害対策本部」を設置する。

(2) 動員体制の確立

災害対策本部が設置された場合、速やかな応急対策を実施するため、別に定める非常配備体制を発令する。

2 応急対策

(1) 復旧対策基本方針

配水施設の機能の回復を図るため、送・配水幹線の復旧を最優先とし、断水区域を最小限とするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

(2) 復旧対策内容

ア 配水池の被害箇所の発見を行い、復旧作業を進める。

イ 配水管・給水管の被害箇所の発見を行い、復旧作業を進める。

a 復旧作業

民間事業者との協定により、復旧作業を進める。

b 資機材

復旧に要する資機材は、原則として工事業者が措置するが、一部不足するものについては、水道部緊急用備蓄資材を使用する。

c 施設パトロール

通信が途絶し、情報が入りにくい場合については、パトロールにより施設の点検を行い、迅速な被害状況把握に努め被害の拡大を防止する。

(3) 配水調整

被害を受けていない配水管を最大限利用し、配水ブロックの構築に努め、断水区域を出来る限り縮小する。

3 広報活動

災害発生後は、断水、応急給水に関する市民広報活動を実施し、混乱防止に努める。

(1) 広報主体

車両等による巡回広報及び各報道機関の協力、並びに広報チラシ配布等により対応するものとする。

第2節 下水道施設

災害時における下水道施設の被害に対し、雨水、汚水の疎通に支障のないよう排水の万全を期する応急対策を実施するための計画である。

1 非常配備体制

(1) 災害対策本部の設置

災害又は施設の異常等により下水道施設に被害が発生し、排水処理に関し市民生活に大きな影響を及ぼす事態が発生、又は発生が予想される場合「水道部災害対策本部」を設置する。

(2) 動員体制の確立

災害対策本部が設置された場合、速やかな応急対策を実施するため、別に定める非常配備体制を発令する。

2 応急対策

(1) 復旧対策基本方針

下水道施設の機能回復のため復旧作業を最優先し被災施設の解消に努める。

(2) 被害調査

排水処理機能の支障や二次災害の発生を考慮し、管渠施設、ポンプ場施設及び処理場施設について速やかに調査を実施する。

(3) 復旧対策内容

ア 施設破損箇所については、危険箇所をバリケードで囲むと共に、保安灯を設置するなど二次災害を防止し、迅速な対応措置により安全の確保に努める。

イ 排水処理不能箇所の復旧は、仮設ポンプや仮水路等で応急措置を講じ、排水処理機能の早期回復に努める。

ウ 処理場、ポンプ場及びマンホールポンプ所における施設関係の被害箇所について、早期復旧に万全を期す。

エ 発電機、仮設ポンプ、配管、電気等の応急用資機材については、各関係業者が手配した資機材及び水道部救急用備蓄資材を使用するほか、民間事業者との協定により資機材を確保し、復旧対策を進めるものとする。

オ 復旧作業実施の際は、関連施設関係者と遅滞なく協議を行うこととする。

3 広報活動

災害発生後は、排水不能地区において災害状況を周知するとともに、使用自粛等の市民広報活動を実施し、混乱防止に努める。

(1) 広報主体

車両等による巡回広報及び各報道機関の協力並びに広報チラシ配布等により対応するものとする。

第3節 ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じ、又は発生するおそれがある場合、人命・市民生活の安全確保のため、岩見沢ガス株式会社は、有効な予防措置を講じ、公共施設としての機能を維持することとする。

1 非常体制

(1) 緊急措置及び対策本部の設置

ア 岩見沢ガス株式会社は、地震等の災害が発生した場合、ガスによる二次災害の防止に迅速かつ適切な措置を講じるため「非常災害対策実施規程」に基づき緊急出動体制を取る。

イ 震度4以上の地震については警戒体制を取り、震度5弱以上の地震については、被害の有無に拘らず「災害対策本部」を設置し、所要の活動に当たる。

ウ 供給制限、供給停止被害が広範囲にわたり復旧対策を必要とする場合、本部を「復旧対策本部」に切り替える。

エ 災害対策本部を設置したときは、速やかに市、その他の関係機関へ通知するものとする。

(2) 緊急時の非常体制内容

震度階級		震度4	震度5弱以上
措置	本部設置	警 戒 体 制	○
	復旧対策本部		○
製造関係	製造設備の停止及び点検	○	○
	原料タンク停止	○	○
	緊急避難		状況により有り
供給関係	ガバナー・架管点検	○	○
	末端圧力等の点検	○	○
	消防本部との情報交換	○	○
	需要先への広報		○
	部分的又は全面供給停止又は供給制限		○
	特定製造所巡回	○	○

2 供給停止等の措置

- (1) 地震発生後の各種情報の結果、被害が岩見沢ガス株式会社の処理能力を上回り、二次災害の発生が予想される場合には供給制限、又は停止を行う。
- (2) 供給停止又は、供給制限は、原則としてS I 値 30 カイン（最大速度値 25）以上の場合とする。
- (3) 被害が局地内であれば、あらかじめ設定してあるブロック毎に実施し、被害が全供給区域に拡大される場合には、全面供給制限、又は停止の措置を行う。

3 復旧対策

- (1) 災害復旧、二次災害防止のため止むなく供給を停止した場合、直ちに復旧対策本部を設置し、復旧作業を行う。
- (2) 復旧は、設定してあるブロック毎に行う。
- (3) 救援体制
復旧作業が、岩見沢ガス株式会社のみでは困難と予想される場合、日本ガス協会北海道部会に救援要請を行う。この場合、受入場所等救援隊員の受入体制については、市災害対策本部の協力を得る等、万全を期するものとする。

4 広報活動

- (1) 災害時の広報
 - ア 二次災害防止及び復旧作業のため、住民への広報を行う。
 - イ 広報は、巡回車による他、警察署、消防、市災害対策本部等、防災関係機関及び報道機関の協力等、あらゆる手段を講じて行うものとする。

第4節 通信施設

今日の通信サービスは、情報化社会の中核をなすものであり、災害によって通信施設に被害が生じた場合は、社会的機能が麻痺状態となり、大きな混乱を招くおそれがある。特に地震や風水害等自然災害において、非常時における通信の重要性は一段と高まっているため、東日本電信電話(株)北海道事業部は通信施設の早期復旧に努めることとする。

1 防災体制の確立

(1) 災害対策組織

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模、その他の状況により必要と認めた場合には、東日本電信電話(株)北海道事業部に災害対策本部等を設置する。

対策組織	機能
情報連絡室	非常災害（大規模地震等）に備えた対策活動の実施
災害対策本部	非常災害対策活動の実施

2 災害予防

(1) 通信施設等に対する防災対策

a 耐震対策

地震の振動による転倒、落下、脱落等を防止する各種の耐震措置。

b 防火対策

消火設備の充実及び延焼防止対策。

c 水防対策

建物等の水防形態、水防設備による対策。

d 豪雪対策

引き込み線対策、ケーブル凍結対策。

e 長時間停電対策

停電時における電源確保対策。

f システムの信頼性向上対策

ネットワークの多ルート構成及びループ構成、市外交換機の分散、重要通信の疎通確保対策。

(2) 災害時措置計画

災害時において、重要通信の確保、不接対地の解消、呼の疎通の最大限の確保及びネットワーク全体への異常の波及防止を速やかに図るため、電送措置、交換措置、網措置に関する措置計画表を作成し現行化を図る。

(3) 災害対策用機器の配備

通信施設に被害が発生した場合、重要通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するための応急復旧用の災害対策用機器の配備により対応を図る。

3 災害応急復旧

(1) 通信サービスの確保

a 災害時において通信が著しく輻輳した場合は、防災関係機関等の重要通信を確保するため、必要により通信の利用制限等を行う。

b 災害時優先電話は、あらかじめ指定し、異常輻輳時に重要通信を確保する機関と災害時に優先復旧する機関とは、同一に扱うこととする。

(2) 特設公衆電話の設置

災害時において通信が途絶した場合、被災地の避難場所付近等に特設公衆電話を設置し、被災者に対し通信を確保する。

(3) 広報活動

災害時にて通信の疎通状況、利用制限の措置状況、及び通信施設の応急復旧の状況を広報して、通信の疎通が出来ないことによる社会不安の解消を図る。

(4) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- a 被災した電気施設設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- b 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要因・資材及び輸送の手当てを行う。
- c 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

第5節 電気施設

災害により電気施設に被害が生じ、又は発生するおそれがある場合、人命、市民生活の安全確保のため、北海道電力ネットワーク株式会社岩見沢支店は、各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持することとする。

1 防災体制

(1) 非常事態対策組織岩見沢支店支部の設置

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため発令基準に従い警戒態勢、非常態勢および特別非常態勢を発令し、「非常事態対策組織岩見沢支店支部事務局」を設置する。

イ 非常災害対策岩見沢支店支部を設置したときは、市、他関係行政機関と連携・調整を図り諸対策を講ずるものとする。

ウ 対策会議

非常災害対策岩見沢支店支部は、気象情報、防災体制の発令及び解除、要員の動員計画、被害・復旧の状況、復旧対策、復旧順位及び報道・広報対策、復旧要員の安全確保等について協議するため対策会議を随時開催する。

(2) 応急復旧要員の動員

ア 応急復旧に従事する要員をあらかじめ定めておき、防災体制発令後、速やかに対応できるよう体制を確立する。

イ 工事会社の応援体制を確立する。

ウ 他地域からの応援要員の派遣を依頼した場合、受入場所等受入体制については、市災害対策本部の協力を得る等万全を期す。

2 応急復旧対策

(1) 復旧順位

復旧順位は、各施設の被害状況及び被害復旧の難易度・系統上の重要度並びに供給支障の解消及び人身の安全等を考慮し、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民生安定のための重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、災害状況、施設復旧の難易度等を考慮し復旧効果の大きいものから行う。

(2) 危険予防措置

社会活動の混乱防止、市民生活の安定のため、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

3 広報活動

(1) 停電広報・安全広報

停電による地域社会及び住民の不安解消のため、停電情報、電力設備被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故及び電気災害等を防止するため、次の事項を中心に広報を行う。

ア 断線・垂下している電線には絶対さわらないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに北海道電力株式会社事務所に通報すること。

ウ 無断昇柱、無断工事をしないこと。

エ 浸水、雨漏りにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ 避難先から戻って電気器具を使用するときはガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

キ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 自治体並びに報道機関への広報活動

ア 自治体

設備の被害状況及び復旧状況等の情報を、電話、FAX、Eメール等で提供する。また、事故が同時多発的に発生する大規模災害により、自治体の広報活動が必要と判断した場合は、自治体に協力要請を行う。

イ 報道機関

設備の被害状況及び復旧状況等の情報を、電話、FAX等で提供する。

第 13 章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

1 実施責任者

市長その他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものである。

2 復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、人員資材等を最大限に活用して復旧作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図ることとして状況に応じて次のとおり実施するものとする。

(1) 応急復旧工事

復旧工事が長期にわたる場合は、とりあえず必要最小限の復旧を図ったのち逐次全面的な復旧工事を実施する。

(2) 補強、改修復旧工事

応急資材による仮工事により復旧した施設、設備は、その後適切な補強及び改修工事を実施する。

(3) 緊急復旧工事

被災後速やかに復旧を図らなければさらに被害が累加するおそれのある施設、設備については、可及的速やかに適切な復旧措置を講ずるものとする。

3 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- ウ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- エ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- オ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- カ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- キ 公園公共土木施設災害復旧事業計画

ク 砂防設備災害復旧事業計画

- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

4 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる。なお、事業別国庫負担及び補助率は、道地域防災計画に定める基準による。

5 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、市は被害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

6 応急金融対策

(1) 農林業応急融資

- ア 天災による被害農林業者等に対する資金の融資は、「天災融資法」を適用し低利の経営資金の融資を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。
- イ 農林漁業金融公庫資金の活用を図るものとし、このため自作農維持資金等の長期低利な資金の導入を行い農業経営の安定を図る。
- ウ 農地等の災害復旧資金として、土地改良資金及び果樹植栽資金の活用並びに被災施設の復旧資金として、共同利用施設資金等の活用を図る。

(2) 生活確保資金融資

ア 生業に必要な資金の貸付け

被災した生活困窮者等の再起を図るため、次に掲げる貸付資金等を確保するものとする。

- a 救助法による生業に必要な資金
- b 世帯更生資金、災害援護資金及び母子福祉事業継続資金
- c 国民金融公庫資金
- d その他公的融資資金

イ 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯等が災害による住宅の滅失、破損等のために居住することができなくなった場合で、住宅の補修等の資金を必要とする世帯に対しては、次の資金の導入に努めるものとする。

- a 世帯更生資金の住宅資金及び災害援護資金
- b 母子寡婦福祉資金の住宅資金
- c 住宅金融公庫資金

(3) 応急金融の概要

応急金融の融資の名称取扱機関等の概要は、道地域防災計画の災害応急金融計画に定めるところによる。

7 罹災証明書の交付

- (1) 市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 市は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (4) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (5) 市は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

8 被災者台帳の作成

- (1) 市は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 市長が台帳情報を当市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況	
カ 援護の実施の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

- (3) 市は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 市は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

9 台帳情報の利用及び提供

- (1) 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
 - ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- オ その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項
- (3) 市長は、(2) の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより、知り得た情報が不当な目的に使用される恐れがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を含めないものとする。